

第3次あさぎり町総合計画

令和6年度～令和13年度

令和6年3月

目次

第1編 序論	6
1. 第3次総合計画の策定にあたって	6
(1) 計画策定の趣旨	6
(2) 計画の基本方針	6
① 協働できる計画：役割の具体化	6
② 当事者意識を持てる計画：町民参画、職員参画.....	6
③ 実効性のある計画：トータル・システムの構築.....	7
(3) 計画体系と計画期間	7
① 基本構想	7
② 基本計画	7
③ 実施計画	7
2. 社会的・経済的条件	9
(1) 本町の概要	9
① 位置と地勢	9
② 気候	9
③ 面積と人口	10
④ 土地利用	11
(2) 本町の産業	12
(3) 本町を取り巻く社会情勢と課題	14
① 人口減少と少子高齢化	14
② 就業を取り巻く状況	17
③ 観光を取り巻く状況	23
④ 健康、福祉を取り巻く状況	24
⑤ 生活、防災、環境を取り巻く状況	27
⑥ 教育、交流を取り巻く状況	29
第2編 基本構想	32
1. 基本構想の概要	32
(1) 基本構想の位置づけ	32
(2) 目標年次	32
(3) 町民主体で策定する基本構想の策定方法.....	32
(4) 基本構想の実現に向けて	32
2. まちづくりのビジョン	33
(1) あさぎり町の10年後のありたい姿.....	33
(2) 将来の目標人口	34
3. 4つの基本目標	36
(1) 魅力ある就業・産業の構築	36
① 本分野の対象範囲	36

② まちづくりの目標	36
③ まちづくりの方向性	36
④ 目指すべき状態	36
⑤ 各主体の目標	37
(2) 魅力ある健康・福祉の構築	38
① 本分野の対象範囲	38
② まちづくりの目標	38
③ まちづくりの方向性	38
④ 目指すべき状態	38
⑤ 各主体の目標	39
(3) 魅力ある生活基盤の構築	40
① 本分野の対象範囲	40
② まちづくりの目標	40
③ まちづくりの方向性	40
④ 目指すべき状態	40
⑤ 各主体の目標	41
(4) 魅力ある教育・文化の構築	42
① 本分野の対象範囲	42
② まちづくりの目標	42
③ まちづくりの方向性	42
④ 目指すべき状態	42
⑤ 各主体の目標	43
第3編 基本計画	44
1. 基本計画の概要	44
(1) 基本計画の位置づけ	44
(2) 目標年次	44
(3) 基本計画の構成	44
(4) 総合戦略との関係	44
(5) 検証・評価方法	45
(6) 持続可能な開発目標（SDGs）との一体的推進	45
～前期基本計画の体系～	47
2. リーディングプロジェクト（あさぎり町デジタル田園都市構想総合戦略）	48
(1) 人口ビジョン	48
① 現行人口ビジョンの概要	48
② 現行人口ビジョンの検証	49
(2) 人口の将来展望	50
① 人口変化が地域の将来に与える影響	50
② 目指すべき将来の展望	51

③ あさぎり町の将来目標人口	52
(3) あさぎり町デジタル田園都市構想総合戦略.....	54
① デジタル田園都市国家構想総合戦略の基本的な考え方.....	54
② 第2期あさぎり町まち・ひと・しごと創生総合戦略の振り返り.....	55
③ あさぎり町デジタル田園都市構想総合戦略の基本方針.....	56
④ まちづくりのビジョン（地域ビジョン）.....	56
⑤ まちづくりのビジョン（地域ビジョン）実現に向けた3つの基本目標.....	56
⑥ あさぎり町デジタル田園都市構想総合戦略の体系.....	59
～総合戦略の読み方～	60
(4) 基本目標	61
基本目標1：人が集うまち	61
基本目標2：支え合うまち	65
基本目標3：未来へつなぐまち	69
3. 前期基本計画	72
～基本計画の読み方（基本施策）～	72
～基本計画の読み方（施策）～	73
基本施策：1－1 ゆとりと魅力ある農業・農村をめざして.....	74
施策：1－1（1）安定した農業所得の確保.....	76
施策：1－1（2）高齢化する農村社会の再生.....	77
基本施策：1－2 豊かな森林資源の活用.....	78
施策：1－2（1）林業の振興	79
施策：1－2（2）森林整備の促進.....	80
施策：1－2（3）鳥獣被害対策の推進.....	81
基本施策：1－3 快適な商工業空間の創出.....	82
施策：1－3（1）事業承継に取り組む商工業者への支援、付加価値の高い特産品の開発や販路の拡大	83
施策：1－3（2）中心市街地の活性化.....	84
基本施策：1－4 魅力あふれる観光の振興.....	85
施策：1－4（1）観光振興を図る担い手の確保.....	86
施策：1－4（2）安全で安心な観光基盤の整備.....	87
施策：1－4（3）情報収集とPR活動.....	88
基本施策：1－5 若者の定住に向けた環境整備と移住定住.....	89
施策：1－5（1）若い世代の希望に沿った働く場の確保.....	90
施策：1－5（2）UIJターン者の受け入れ体制の推進.....	91
施策：1－5（3）若者の定住化の促進.....	92
基本施策：2－1 より豊かな人生を目指した健康づくりと医療の充実.....	93
施策：2－1（1）生涯を通じた健康づくりの推進とそれを支える環境づくりの推進.....	94
施策：2－1（2）地域医療機関との連携充実.....	95

基本施策：2-2	地域福祉の充実	96
施策：2-2 (1)	地域で支え合う仕組みづくりの推進	97
施策：2-2 (2)	包括的な支援体制の構築	98
基本施策：2-3	元気と生きがいを生み出す高齢者対策の充実	99
施策：2-3 (1)	生涯現役社会の実現と自立支援、健康づくりの推進	100
施策：2-3 (2)	認知症支援策の充実	101
施策：2-3 (3)	多職種協働による在宅医療と介護の連携	102
施策：2-3 (4)	介護サービス等の持続可能な制度運営	103
基本施策：2-4	いきいき健やか児童福祉の推進	104
施策：2-4 (1)	安心して産み育てることができる支援体制の充実	105
施策：2-4 (2)	子どもの健やかな成長とより良い生活習慣の形成	106
施策：2-4 (3)	保育サービス及び子育て支援の充実	107
施策：2-4 (4)	就学前教育・保育施設の整備	108
基本施策：2-5	障がい者福祉の推進	109
施策：2-5 (1)	障がいを理由とする差別の解消	110
施策：2-5 (2)	住み慣れた地域で生活するための支援体制づくり	111
施策：2-5 (3)	切れ目のない総合的な支援	112
基本施策：2-6	国民健康保険・後期高齢者医療制度の充実	113
施策：2-6 (1)	国民健康保険制度の安定的な運営と健康保持の推進	114
施策：2-6 (2)	後期高齢者医療制度の安定的な運営と保健事業の推進	115
基本施策：3-1	地球にやさしい環境衛生システムの構築	116
施策：3-1 (1)	温室効果ガスの排出量の削減	117
施策：3-1 (2)	ごみの減量化と資源化の促進	118
施策：3-1 (3)	公害防止対策の推進	119
基本施策：3-2	暮らしを支える上・下水道の整備	120
施策：3-2 (1)	安心・安全な水道水の供給	121
施策：3-2 (2)	下水道の普及推進と施設の適正管理	122
施策：3-2 (3)	生活排水処理対策の推進	123
基本施策：3-3	快適な交通体系の整備	124
施策：3-3 (1)	誰もが移動しやすい交通手段の確保	125
施策：3-3 (2)	安全で安心な道路整備の推進	126
基本施策：3-4	安全な河川環境の整備	127
施策：3-4 (1)	河川機能の維持	128
基本施策：3-5	良好な住環境の推進	129
施策：3-5 (1)	快適な住環境の充実	130
基本施策：3-6	利用しやすく安全な公園の整備	131
施策：3-6 (1)	快適で安全な公園整備の推進	132
基本施策：3-7	生活を守る防災・防犯・交通安全対策の充実	133

施 策：3-7 (1) 防災対策の充実.....	135
施 策：3-7 (2) 消防団組織と消防施設の充実.....	136
施 策：3-7 (3) 防犯対策の充実.....	137
施 策：3-7 (4) 交通安全対策の充実.....	138
基 本 施 策：4-1 学校教育の充実.....	139
施 策：4-1 (1) 確かな学力の育成.....	141
施 策：4-1 (2) 特別支援教育の推進・啓発.....	142
施 策：4-1 (3) 豊かな心の育成.....	143
施 策：4-1 (4) 健やかな体の育成.....	144
施 策：4-1 (5) 学校・家庭・地域等との連携・協働の推進.....	145
施 策：4-1 (6) 社会の変化に対応した教育の推進.....	146
施 策：4-1 (7) 教員の資質向上.....	147
基 本 施 策：4-2 生涯学習・生涯スポーツの推進.....	148
施 策：4-2 (1) 生涯学習の推進.....	149
施 策：4-2 (2) 生涯スポーツの推進.....	150
施 策：4-2 (3) 生涯学習・スポーツ関連施設の有効活用.....	151
基 本 施 策：4-3 文化芸術の振興.....	152
施 策：4-3 (1) 文化芸術の振興.....	153
施 策：4-3 (2) 文化財の保存・活用.....	154
施 策：4-3 (3) 伝統芸能の保存・継承.....	155
基 本 施 策：4-4 地域活力の再構築.....	156
施 策：4-4 (1) 活力あるコミュニティの再構築.....	157
基 本 施 策：5-1 サービスと利便性を向上する情報化の推進.....	158
施 策：5-1 (1) 情報化への支援.....	159
基 本 施 策：5-2 21世紀の人権をめざして.....	160
施 策：5-2 (1) 人権教育・啓発の推進.....	162
施 策：5-2 (2) 男女共同参画社会の構築.....	163
基 本 施 策：5-3 広域連携の推進.....	164
施 策：5-3 (1) 広域連携の推進.....	165
基 本 施 策：5-4 未来につながる健全な行財政運営.....	166
施 策：5-4 (1) 町政運営指針の改革.....	168
施 策：5-4 (2) 人の改革.....	169
施 策：5-4 (3) 組織の改革.....	170
施 策：5-4 (4) 財政構造の改革.....	171
施 策：5-4 (5) 事務事業の改革.....	173

第1編 序論

1. 第3次総合計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

総合計画とは、長期的なまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、まちづくりの方向性や施策などを総合体系的に示した、本町の最上位計画¹です。町政の運営にとって総合的な指針となり、各種計画や施策の基礎となる役割を果たすものです。

平成15(2003)年に合併によって誕生した本町は、同年に「第1次総合計画」を、平成25(2013)年に「第2次総合計画」を策定することでまちの将来像を見据え、その実現に向けて合併後の新しいまちづくりや、自立して持続できるまちづくりを推進してきました。

「第2次総合計画」は令和5(2023)年度に終期を迎えますが、加速する人口減少や少子高齢化、インフラの老朽化、新型コロナウイルス感染症の流行、ウクライナ情勢の影響など、社会経済環境はここ10年間で大きく変化してきました。変化へ対応するため、また今後さらに変化が生じた場合の判断の軸とするため、まちづくりの方向性や資源配分を定める総合計画の重要性は、ますます高まっています。そこで、今後の町政の礎となる新たな総合計画(以下「第3次総合計画」という。)を策定するものです。

(2) 計画の基本方針

第3次総合計画は、以下を基本方針として策定しました。

① 協働できる計画：役割の具体化

本町は、これまでも人口減少、少子高齢化の進行を鈍化させるため、様々な施策に取り組んできました。しかしながら、それでもなお今後も人口減少、少子高齢化が進行していくことが予想されます。これは税収や地方交付税などの減少をもたらすものであり、将来的に従来と同等の行政サービスの提供を維持できなくなる可能性があります。さらに、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を始め、町内各地域が置かれている状況はさらに厳しさと複雑性を増し、もはや行政だけで地域の課題解決を担っていくことは困難となっています。

このような状況を解決するため、外部人材の活用や、デジタル化、脱炭素社会の構築など各種産業の活性化に貢献する新たな取組をはじめていますが、さらなる挑戦が必要です。すなわち、今後は住民や団体、事業者等本町に関わる様々な立場の人や組織(以下「町民等」という。)と協働して、行政サービスを提供することがより重要になります。しかし、仮に第3次総合計画が町民等の役割について明確化されていないものである場合、町民等がその役割を果たすことは困難になります。

そこで、第3次総合計画では町民等の役割を具体化し、行政と相互に協働することができる計画とします。

② 当事者意識を持てる計画：町民参画、職員参画

町民自ら総合計画の策定に参画するものでなければ行政から“押し付けられた”計画となり、町

¹総合計画の将来目標を達成するために、福祉、教育、産業、防災などの各分野における計画である分野別計画は総合計画の方針に沿って策定しています。

民が役割を果たすことは困難となります。また、一部の職員のみで計画を策定してしまうと、それ以外の職員にとっても当該計画は他人事になってしまい、仮に計画自体が良くできたとしてもその達成が困難となります。

そこで、第3次総合計画は積極的な町民参画・職員参画によって、町民・職員の双方が当事者意識（オーナーシップ）を持てる計画とします。

③ 実効性のある計画：トータル・システムの構築

総合計画は、策定したのみでは意味をなさず、運用されて始めて実現されることとなります。本町には予算、事務事業評価、人事評価、各分野別計画（個別計画）といった総合計画を運用するための様々なシステム（仕組み）があるものの、総合計画とこれらのシステムの連携が実際に図られていなければ、仮に優れた計画を策定したとしても、その実現は困難となります。令和3年度の「トータル・システム診断」の結果、本町のシステムは更なる連携強化を図る必要があることが分かりました。

そこで、総合計画を核とした予算、事務事業評価、人事評価、各分野別計画（個別計画）といった全てのシステムの連携が図られた状態（すなわち「トータル・システム」）に向けて、実効性のある計画とします。

（3）計画体系と計画期間

第3次総合計画は以下の計画体系（図表1）、計画期間とします（図表2）。

① 基本構想

地域社会の将来の目標及び目標達成のための基本的な施策を定めた計画として、基本構想を策定します。基本構想はあさぎり町という地域全体を対象とした計画として、住民や団体、事業者など各主体の役割を具体化しつつ、町民等が主体で策定します。計画期間は8年とします。

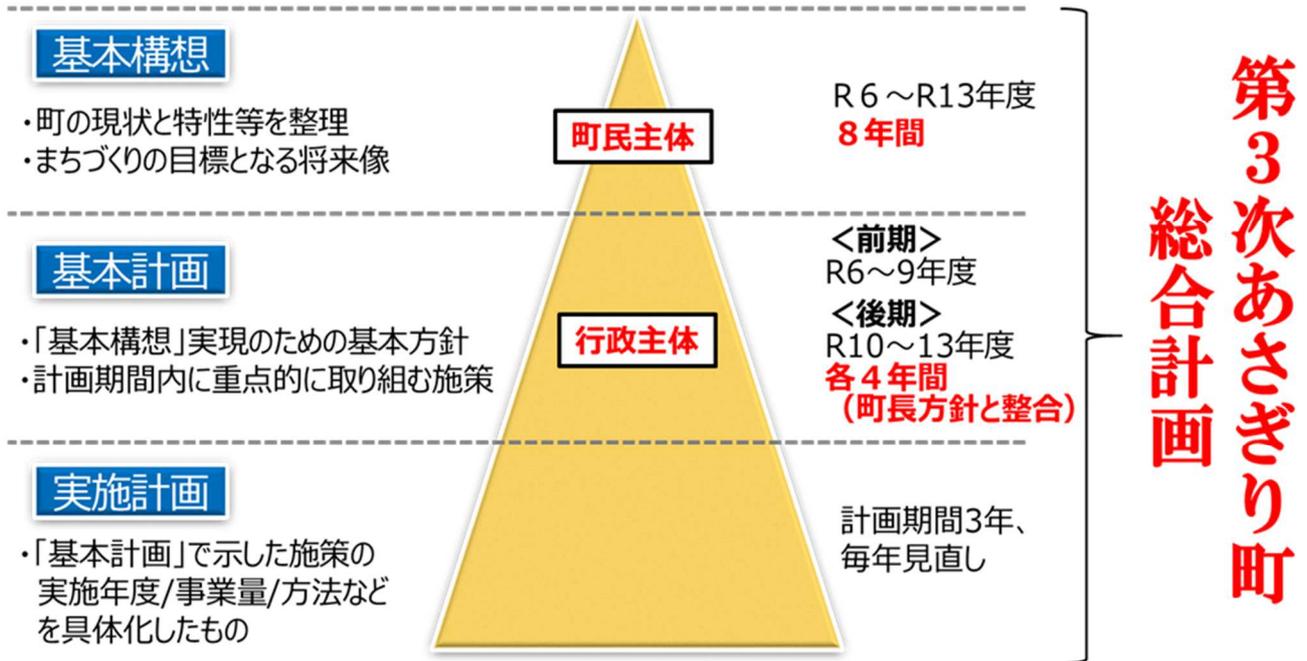
② 基本計画

基本構想に定めた将来の目標及び目標達成のための基本的な施策のうち、行政の役割をより具体化した計画として基本計画を策定します。基本計画はあさぎり町における行政を対象とした計画として、基本構想に基づき行政主体で策定します。また、施策体系は組織、内容は各分野別計画（個別計画）との整合をそれぞれ図ります。計画期間は町長方針と整合を図るため4年とし、計画期間内であっても社会経済環境の変化に応じて改訂することが可能とします。

③ 実施計画

基本計画で定められた町の施策を具体的にどのように実施していくかを明らかにするための計画として、実施計画を策定します。実施計画は予算と一体化した計画とします。計画期間は3年とし、毎年度見直すこととします。

図表1 第3次総合計画の計画体系



図表2 第3次総合計画の計画期間

年度	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
基本構想	8年							
基本計画	4年				4年			
実施計画	3ヶ年のローリング (毎年見直し)							

2. 社会的・経済的条件

(1) 本町の概要

① 位置と地勢

あさぎり町は、熊本県の南部、球磨盆地の中央部に位置し、東は多良木町、南は宮崎県えびの市及び小林市、西は錦町、北は相良村に接しており、町域は南北 22.5km、東西 11.2km に亘り、面積は 159.56 km²です。地形的には日本三大急流に数えられる球磨川が中央部を流れる盆地と、これを囲む白髪岳、黒原山等の山間地域からなり、両側の山地から流れ込む球磨川の支流に沿った形で緩やかな平地を形成しています。(図表3)。

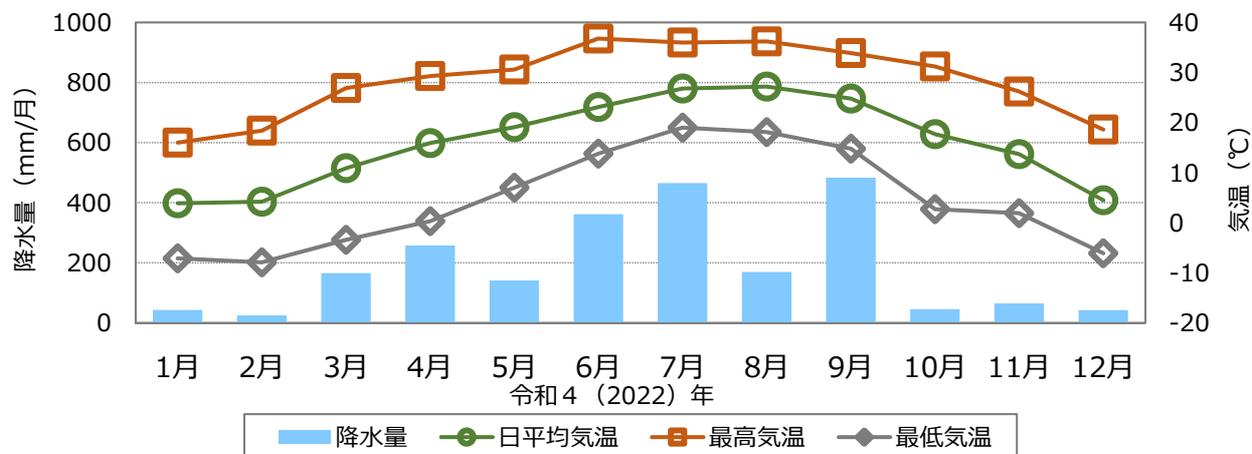
図表3 あさぎり町位置図



② 気候

気候は比較的温暖多雨となっていますが、盆地特有の内陸性気候となっており、年間を通じて霧の発生が多い地域でもあります(図表4)。

図表4 あさぎり町の気候



出典：気象庁 HP 観測地点_熊本県 上観測所

③ 面積と人口

令和2（2020）年現在の人口は14,676人（平成27（2015）年比5.46%減）で、5,357世帯（平成27（2015）年比1.11%増）が暮らしています（図表5）。

図表5 あさぎり町の概要（令和2（2020）年国勢調査時）

	人口 (人)	5年間の 人口増減率 (%)	面積 (km ²)	人口密度 (1 km ² あたり)	世帯数 (世帯)	5年間の 世帯増減率 (%)
全国	126,146,099	-0.75	377,976.41	338.2	55,830,154	4.46
熊本県	1,738,301	-2.68	7,409.46	234.6	719,154	2.05
人吉市	31,108	-8.18	210.55	147.7	13,288	-4.05
球磨郡	50,372	-8.31	1,326.02	38.0	18,729	-2.75
あさぎり町	14,676	-5.46	159.56	92.0	5,357	1.11
（旧：上村）	4,293	-8.01	89.72	47.8	1,570	-2.30
（旧：免田町）	5,403	-2.10	10.31	524.1	2,119	4.23
（旧：岡原村）	2,318	-7.43	20.23	114.6	787	1.42
（旧：須恵村）	1,138	-3.72	17.98	63.3	359	-1.91
（旧：深田村）	1,524	-7.69	21.25	71.7	522	1.16

出典：令和2（2020）年国勢調査（総務省）

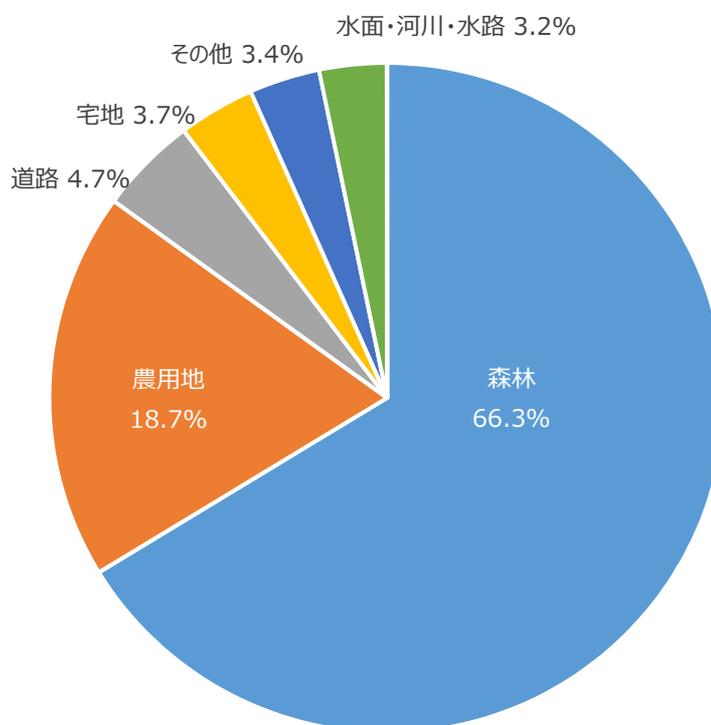
④ 土地利用

面積は15,956ha（熊本県域の約 2.15%）で約19%が農地、約66%が森林となっています（図表6）。

図表6 土地利用の状況

（単位：ha）

総面積 15,956ha									
農用地			森林			水面・河川・水路			
計	田	畑	計	国有林	民有林	計	水面	河川	水路
2,988	2,560	428	10,575	2,383	8,192	514	19	270	225
道路			宅地				原野等	その他	
計	一般道路	農道	林道	計	住宅地	工業用地			その他住宅
751	411	227	113	586	406	16	164	2	540



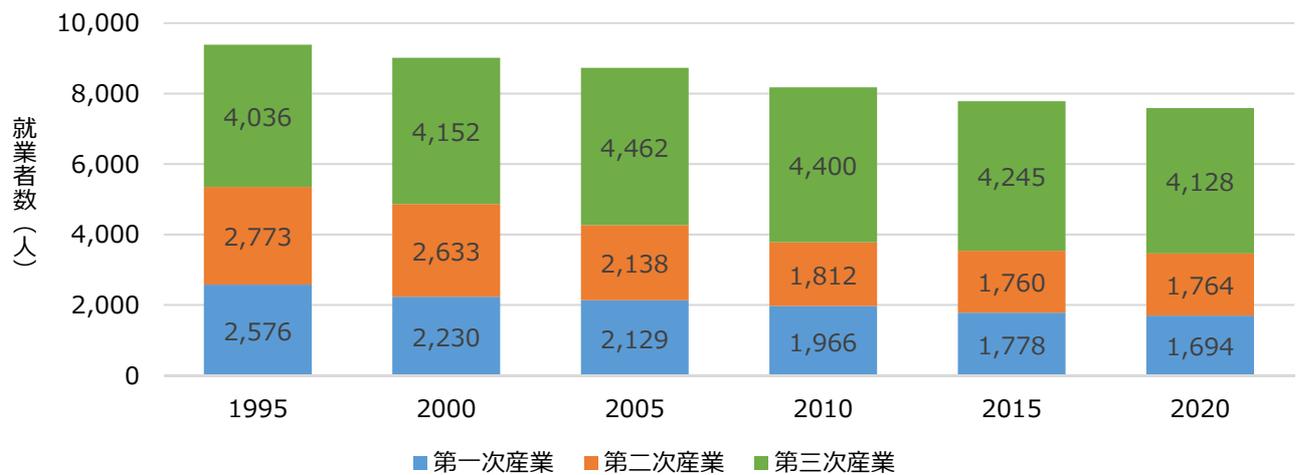
出典：2016 あさぎり町「町勢要覧」

(2) 本町の産業

本町の第三次産業就業者数は、平成7（1995）年には4,036人でしたが、令和2（2020）年には4,128人となりました。一方、平成7（1995）年には2,576人であった第一次産業就業者数は、令和2（2020）年には1,694人と年々減少を続けています（図表7）。

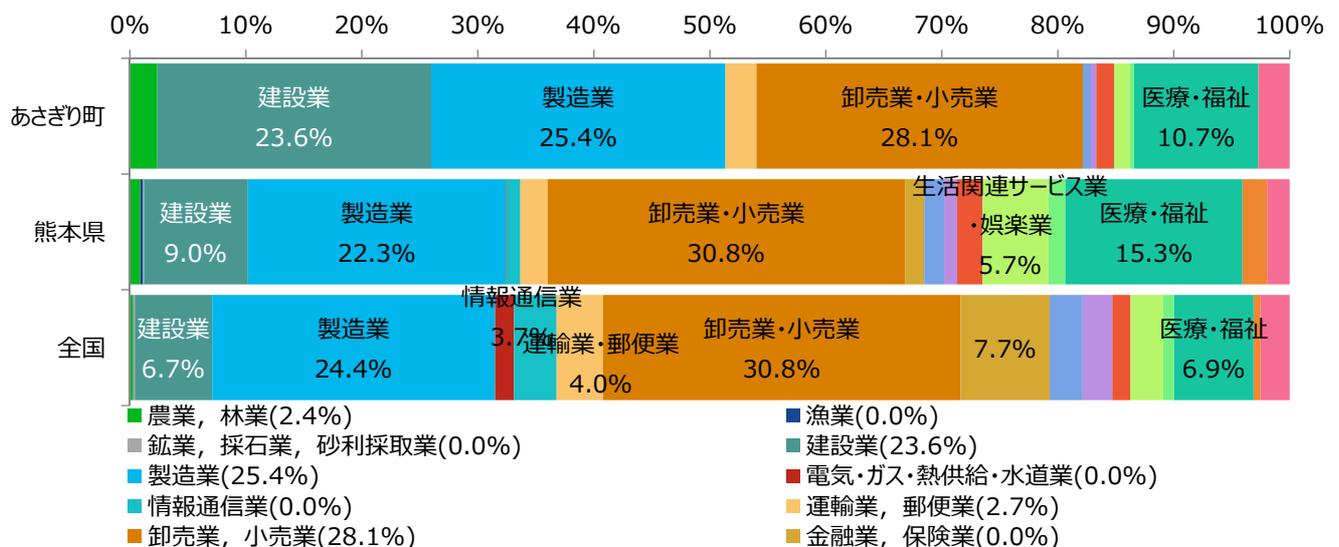
売上高（企業単位）について、産業大分類別の構成比を他地域と比較すると、本町は全国や熊本県と比して、建設業の比率が高いという特徴があります（図表8）。産業別の事業所数では卸売業、小売業が多く、産業別従業者数は製造業、卸売業、小売業、医療、福祉が多いです（図表9）。

図表7 産業別就業者数の推移



出典：総務省「国勢調査」

図表8 産業大分類別に見た売上高（企業単位）の構成比（平成28（2016）年）

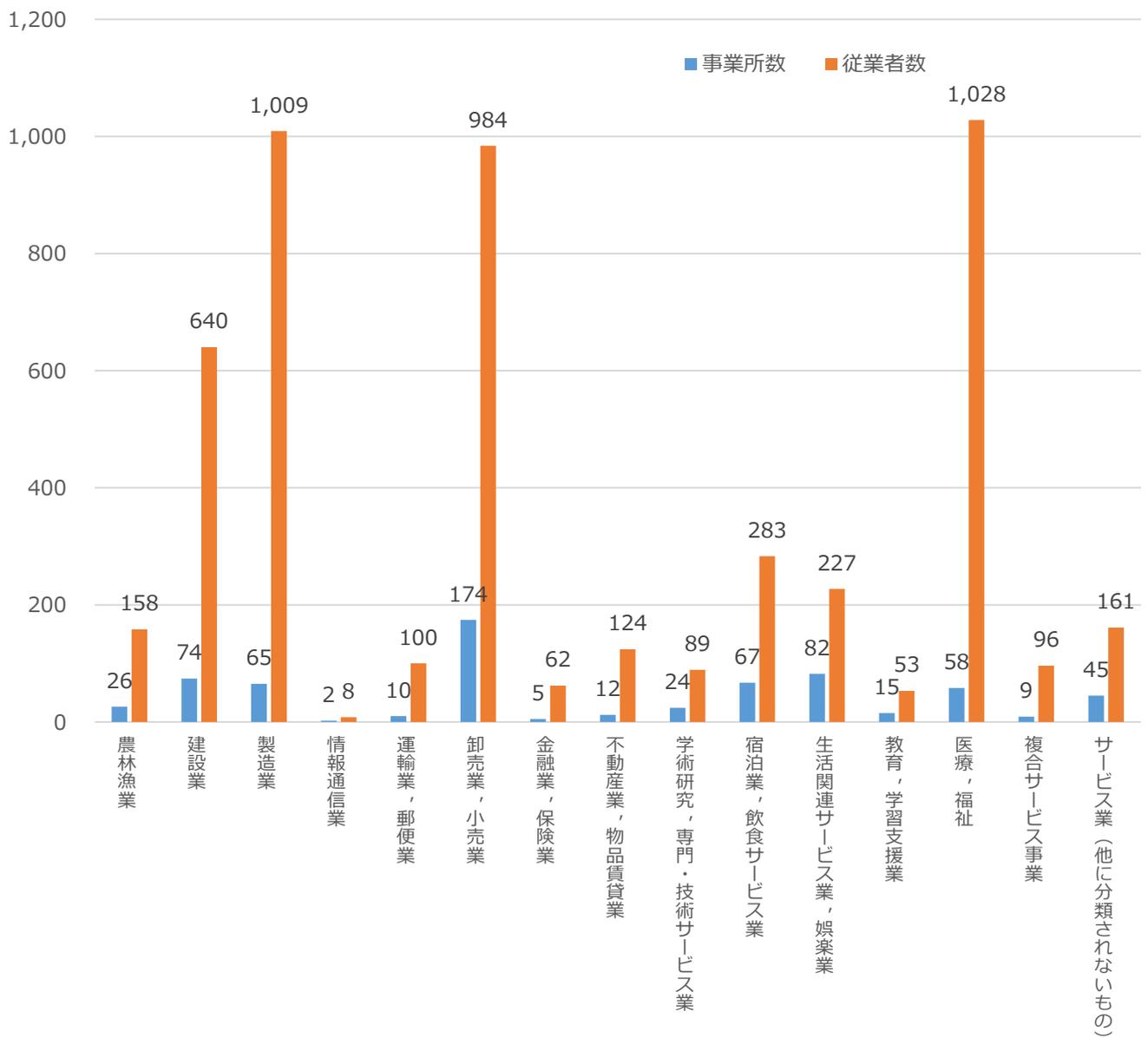


出典：「RESAS（地域経済分析システム）- サマリー -」

総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」再編加工、以下同

注：3%以上の業種のみグラフ内に業種、割合を記載

図表 9 産業別事業所数及び従業者数（平成 28（2016）年）

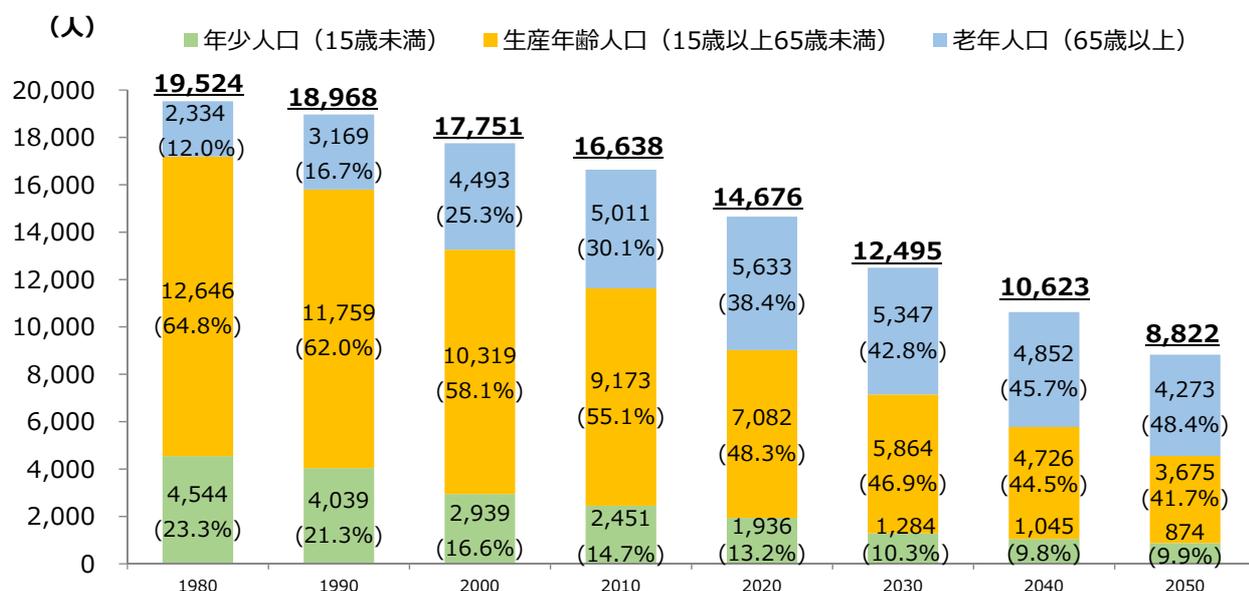


(3) 本町を取り巻く社会情勢と課題

① 人口減少と少子高齢化

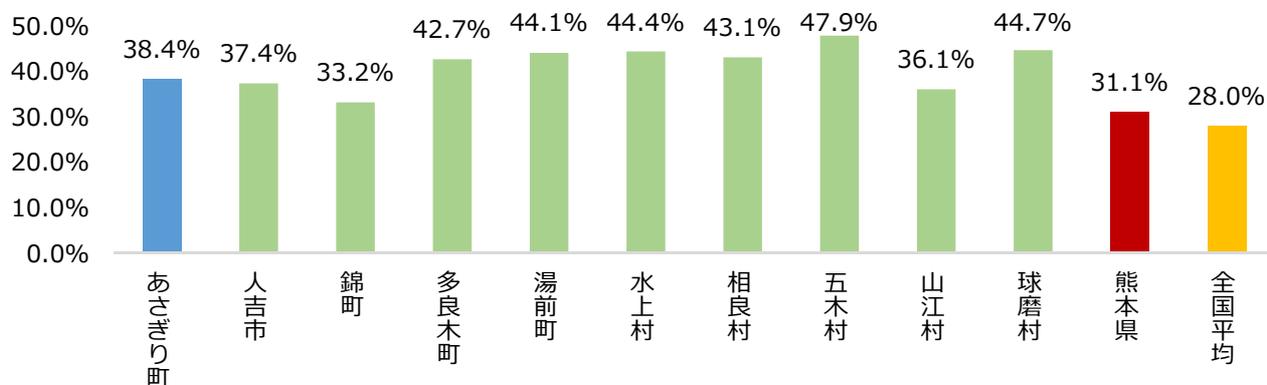
昭和 55 (1980) 年には 19,524 人であったあさぎり町 (当時は旧 5 町村) の人口は、令和 2 (2020) 年には 14,676 人となりました。令和 32 (2050) 年には 8,822 人となり、総人口における老年人口 (65 歳以上) の割合は 48.4%になると予想されています (図表 10)。あさぎり町の高齢化率 (65 歳以上の割合) は令和 2 (2020) 年現在で 38.4%と、熊本県 (31.1%) や全国平均 (28.0%) を上回っており、世界で最も高い高齢化率の日本の中でも²本町は高い高齢化率であるといえます (図表 11)。人口減少と少子高齢化対策は喫緊の課題であるといえます。

図表 10 あさぎり町の人口推移



出典：国勢調査 (総務省)、日本の地域別将来推計人口 (国立社会保障・人口問題研究所)、以下同

図表 11 高齢化率 (65 歳以上・令和 2 (2020) 年)



² 令和 4 年高齢化白書 (内閣府) によると、日本は平成 17 (2005) 年に世界で最も高い高齢化率となり、今後も高水準が続くと見込まれている。 (https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2022/html/zenbun/sl_1_2.html) (令和 5 (2023) 年 3 月閲覧確認)

人口の「自然増減」（死亡数と出生数の差）と「社会増減」（流出数と流入数の差）を見ると、あさぎり町では近年、「自然減」、「社会減」の状況が続いています（図表 12）。

まず、「自然減」の状況について見ていきます。出生数と死亡数の推移を見ていくと、この 20 年間で亡くなった方は概ね年間 200～250 人程度で推移していますが、生まれた方は 2000 年代の年間約 150 人程度から年々減少し、平成 30（2018）年以降は年間 100 人を下回っています（図表 13）。すなわち、ここ 20 年間で出生数が 30%以上減少したことになります。今後出生数が好転しない限りは、年少人口や生産年齢人口が更に減り続けることから、本町の人口減少には高齢化のみならず、少子化も人口減少に関する大きな課題であることは明らかです。

図表 12 自然増減・社会増減の推移



出典：「RESAS（地域経済分析システム） - サマリー -」

住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）再編加工

図表 13 出生数、死亡数の推移



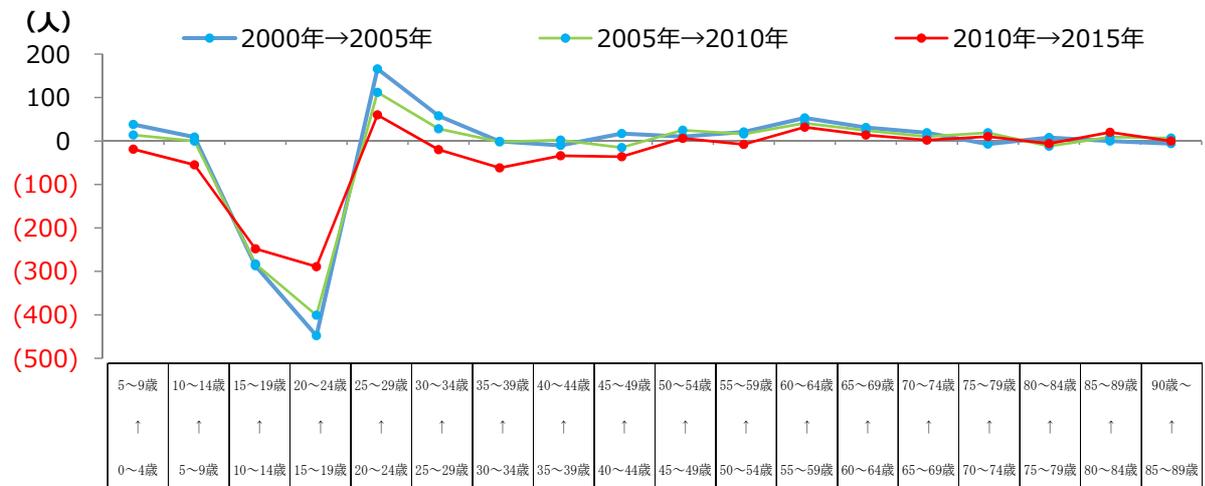
出典：「RESAS（地域経済分析システム） - サマリー -」を加工して作成

国勢調査（総務省）、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）

続いて、「社会減」の状況について、見ていきます。あさぎり町の年齢階級別の転出入状況を見ると、「10～14歳→15～19歳」及び「15→19歳→20～24歳」に大きく転出超過となっています（図表14）。中学卒業時、高校卒業時のタイミングに転出超過となっていることから、進学や就職等を機に、町外へ転出しているものと推察されます。一方、「20～24歳→25～29歳」は転入超過となっていますが、Uターン、Iターンや転勤などで転入されているものと推察されます。

転入者数・転出者数³の上位地域を見ると、転出入いずれも人吉市が一位となっています（図表15）。転出者のうち44%が県外へ転出しているほか、転出先として熊本市内の区が上位に入っていることから、大都市圏への転出超過傾向があるものと思われます。

図表14 年齢階級別純移動数の時系列推移



出典：「RESAS（地域経済分析システム）－サマリー－」
 国勢調査（総務省）、都道府県別生命表（厚生労働省）に基づきまち・ひと・しごと創生本部作成

図表15 転入者数・転出者数の上位地域（令和2（2020）年）

転入数上位地域	内訳	転出数上位地域	内訳
1位 熊本県人吉市（95人）	22.6%	1位 熊本県人吉市（61人）	13.1%
2位 熊本県多良木町（34人）	8.1%	2位 熊本県錦町（39人）	8.4%
3位 熊本県錦町（30人）	7.1%	3位 熊本県多良木町（28人）	3.9%
4位 熊本県熊本市（27人）	6.4%	4位 熊本県熊本市北区（17人）	3.7%
5位 熊本県湯前町（18人）	4.3%	4位 熊本県熊本市中央区（17人）	3.7%
6位 福岡県大野城市（16人）	3.8%	6位 熊本県熊本市東区（12人）	2.6%
その他（200人）	47.7%	その他（290人）	62.5%
転入者総数	420	転出者総数	464

注1＝転入者のうち、県外からの転入者（158人）が占める割合は37.6%
 注2＝転出者のうち、県外への転出者（204人）が占める割合は44.0%

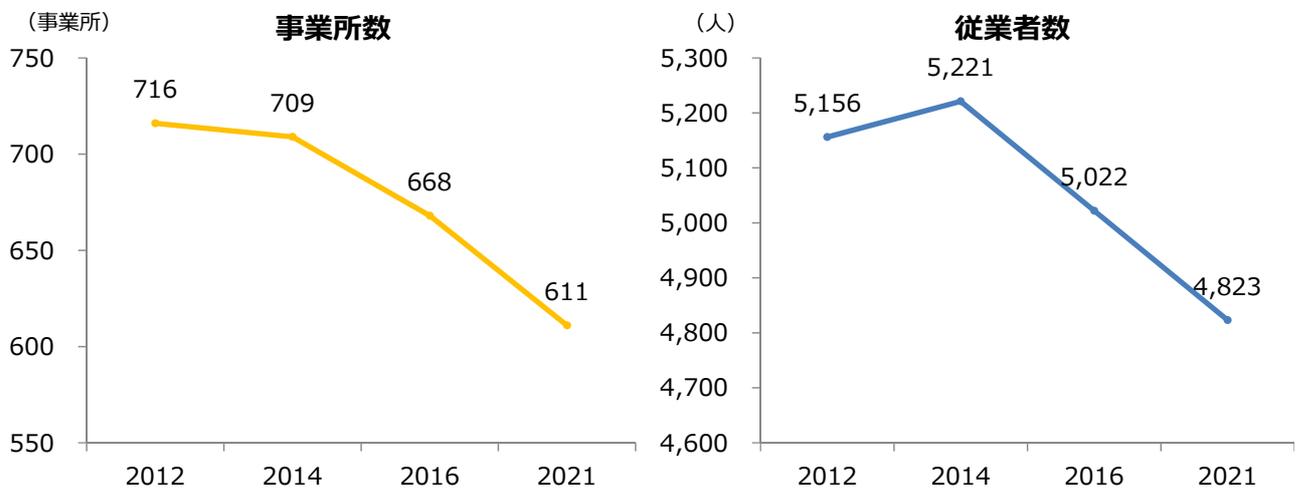
出典：「RESAS（地域経済分析システム）－サマリー－」を加工して作成
 住民基本台帳人口移動報告（総務省）

³ 転入者数（他市区町村からの転入者数）＝市区町村の区域内に他の市区町村から住所を移した者の数をいう／転出者数（他市区町村への転出者数）＝市区町村の境界を越えて他の市区町村へ住所を移した者の数をいう。
<https://www.stat.go.jp/data/idou/2.html>（令和5（2023）年5月8日確認）

② 就業を取り巻く状況

あさぎり町内の事業所数は、平成 24 (2012) 年 (716 事業所) から令和 3 (2021) 年 (611 事業所) の間に、105 事業所減少しています。従業者数についても、平成 24 (2012) 年 (5,156 人) から令和 3 (2021) 年 (4,823 人) にかけて 333 人減少しています (図表 16)。産業大分類別に見ていくと、「建設業」、「卸売業、小売業」「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」などで減少が目立ちます。一方、「製造業」「医療、福祉」については、事業所数は大きく変わりませんが、従業員数が増加傾向にあります (図表 17)。主要産業の一つである農業の就業者数については、平成 17 (2005) 年 (2,073 人) から令和 3 (2020) 年 (1,593 人) にかけて、23.2%減少しています (図表 18)。

図表 16 事業所数・従業者数の推移



出典： 経済センサス基礎調査 (総務省)、経済センサス活動調査 (総務省、経済産業省)

図表 17 事業所数の推移・従業員数の推移（産業大分類）

（単位：事業所、人）

産業大分類		平成 24 年 (2012)	平成 26 年 (2014)	平成 28 年 (2016)	令和3年 (2021)
農林漁業	事業所数	24	24	26	32
	従業者数	263	130	158	173
建設業	事業所数	82	77	74	62
	従業者数	717	648	640	544
製造業	事業所数	63	68	65	64
	従業者数	998	868	1,009	1,157
電気・ガス・熱供給・水道業	事業所数	—	2	—	—
	従業者数	—	12	—	—
情報通信業	事業所数	2	2	2	2
	従業者数	10	8	8	6
運輸業, 郵便業	事業所数	10	11	10	8
	従業者数	122	135	100	101
卸売業, 小売業	事業所数	195	179	174	164
	従業者数	1,029	999	984	876
金融業, 保険業	事業所数	9	7	5	5
	従業者数	108	74	62	75
不動産業, 物品賃貸業	事業所数	13	15	12	12
	従業者数	138	139	124	75
学術研究, 専門・技術サービス業	事業所数	25	27	24	17
	従業者数	213	241	89	61
宿泊業, 飲食サービス業	事業所数	70	67	67	63
	従業者数	269	284	283	247
生活関連サービス業, 娯楽業	事業所数	92	90	82	63
	従業者数	261	247	227	160
教育, 学習支援業	事業所数	20	24	15	9
	従業者数	52	257	53	85
医療, 福祉	事業所数	53	58	58	58
	従業者数	765	958	1,028	1,022
複合サービス事業	事業所数	7	9	9	8
	従業者数	73	84	96	55
サービス業(他に分類されないもの)	事業所数	51	49	45	44
	従業者数	138	137	161	186
合計	事業所数	716	709	668	611
	従業者数	5,156	5,221	5,022	4,823

出典： 経済センサス基礎調査（総務省）、経済センサス活動調査（総務省、経済産業省）

図表 18 産業大分類別就業者数の推移

(単位：人)

産業大分類	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	令和2年 (2020)
農林漁業 (うち農業)	2,129 (2,073)	1,966 (1,869)	1,778 (1,681)	1,694 (1,593)
鉱業, 採石業, 砂利採取業	7	3	5	4
建設業	941	751	682	687
製造業	1,190	1,058	1,073	1,073
電気・ガス・熱供給・水道業	21	15	19	21
情報通信業	23	27	17	18
運輸業+郵便業	180	207	172	176
卸売業+小売業	1,087	1,050	894	875
金融業+保険業	76	67	52	62
不動産業+物品賃貸業	13	55	43	46
学術研究+専門・技術サービス業		104	102	100
宿泊業+飲食サービス業	263	309	301	224
生活関連サービス業+娯楽業		311	294	242
教育+学習支援業	299	270	258	284
医療+福祉	994	1,202	1,340	1,293
複合サービス事業	226	126	174	152
サービス業(他に分類されないもの)	968	329	306	340
公務(他に分類されないもの)	312	328	273	295
分類不能の産業		15	14	23
合計	8,729	8,193	7,797	7,609

出典：国勢調査

あさぎり町の平成 30 (2018) 年度の町内総生産⁴は 34,994 百万円で、球磨郡では錦町の次に高い水準です (図表 19)。産業別の構成比を見ると、第三次産業が 65%で最も多くなっています。一人当たりの町内総生産 (平成 30 (2018) 年度) は 2,334 千円で、県平均の 67%程度水準です (図表 20)。一人当たり町民所得は県平均の 86%で、町内経済活性化や人材確保のためにも付加価値の高い産業の育成が求められます。

図表 19 町村内総生産、町村民所得 (平成 30 (2018) 年度、地域間比較)

町村名	町村内総生産				町村民所得 (分配)			
	実数 (百万円)	構成比 (%)			実数 (百万円)	構成比 (%)		
		第一次産業	第二次産業	第三次産業		雇員報酬	財産所得	企業所得
球磨郡	142,623	12	25	63	120,160	60	10	30
錦町	35,752	11	32	57	24,703	61	8	31
多良木町	25,693	10	22	68	22,452	57	19	25
湯前町	7,911	12	29	58	7,545	62	8	31
水上村	6,730	11	36	54	4,255	58	6	36
相良村	9,055	14	19	67	8,877	64	5	30
五木村	5,065	13	40	48	2,753	57	3	41
山江村	9,670	6	10	84	8,783	51	4	45
球磨村	7,753	16	22	62	6,553	65	5	30
あさぎり町	34,994	14	21	65	34,239	60	11	28

出典：令和 3 年統計年鑑 (熊本県)、以下同

図表 20 一人当たり町村内総生産、一人当たり町村民所得 (地域間比較)

町村名	一人当たり町村内総生産			一人当たり町村民所得		
	平成 30 (2018) 年度			平成 30 (2018) 年度		
	実数 (千円)	指数 (県平均=100)	対前年度増加率 (%)	実数 (千円)	指数 (県平均=100)	対前年度増加率 (%)
球磨郡	2,725	78	2.3	2,295	86	-1.2
錦町	3,470	100	2.2	2,397	90	-0.6
多良木町	2,793	80	0.9	2,440	91	-3.4
湯前町	2,090	60	5.7	1,993	75	0.6
水上村	3,163	91	5.1	1,999	75	1.6
相良村	2,141	62	5.6	2,098	79	1.3
五木村	5,190	149	-3.7	2,821	106	-9.5
山江村	2,920	84	-0.8	2,653	99	-7.9
球磨村	2,266	65	0.2	1,916	72	-0.8
あさぎり町	2,334	67	3.7	2,284	86	0.8

⁴ 市町村内で生産された財貨・サービスの売上高 (産出額) から、原材料・光熱費などの経費 (中間投入額) を控除したもの (<https://www.PRef.kumamoto.jp/uploaded/attachment/13598.pdf>) (2023 年 5 月 8 日確認)

町の主要産業の一つである農業の就業者年齢を見ると、65歳以上（65～74歳、75歳以上）の方が全体のほぼ半数を占めており、平均年齢は平成27（2015）年時点で62歳となっています（図表21）。また、農業の担い手である認定農業者数は、平成29（2017）年の370人から徐々に減少を続けています（図表22）。農業を持続させるためには、担い手の確保と若返りが欠かせません。林業についても、経営体数と林業作業請負収入が年々減少を続けており、農業と同様に担い手の確保が喫緊の課題となっています（図表23）。

図表21 年齢階級別農業就業者比率と平均年齢



出典：「RESAS（地域経済分析システム）－サマリー－」
農林業センサス（農林水産省）再編加工

図表22 認定農業者数と新規就農者数推移

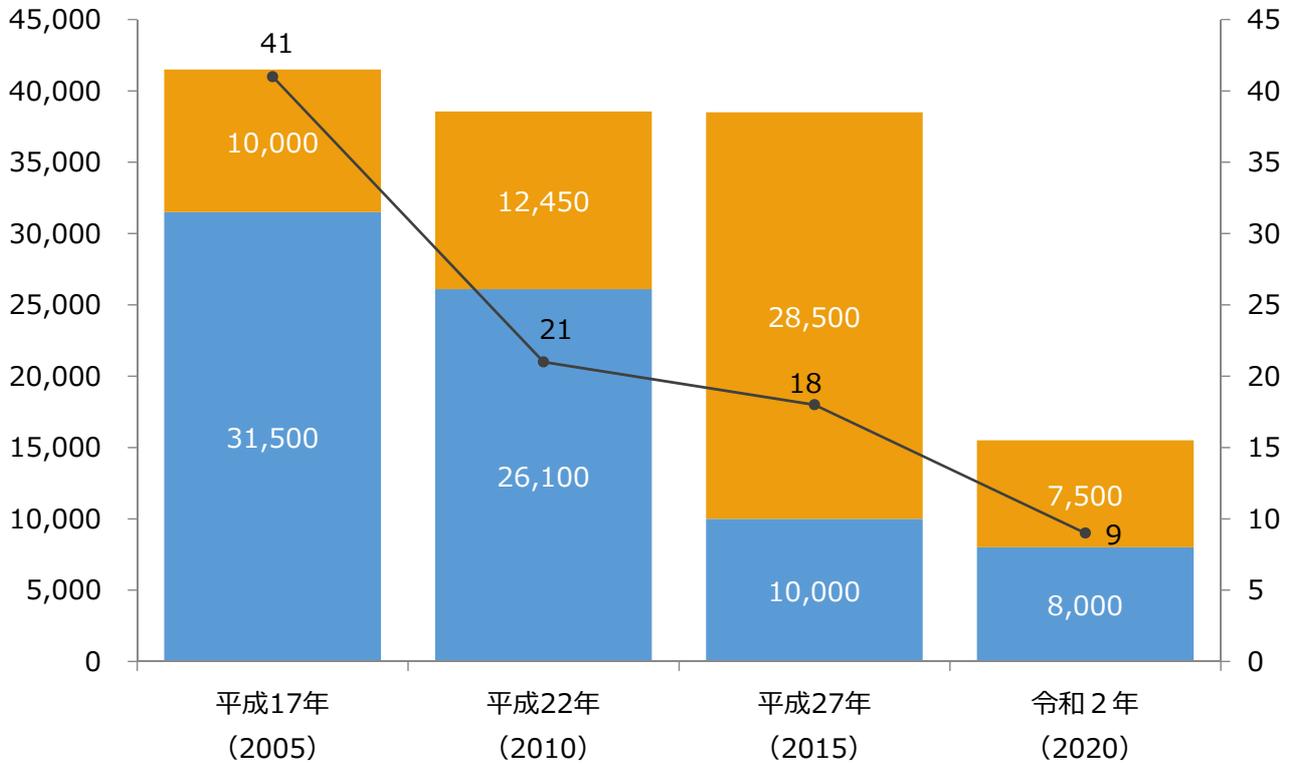
項目名	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
認定農業者数（人）	370	344	305	313	315
新規就農者数（人）	6	2	4	8	16

注1：認定農業者＝農業経営改善計画を提出し、町の認定を受けた農業経営者

出典：あさざり町農林振興課

図表23 林業総収入・林業経営体数の推移

■ 林作業請負収入（左軸）
 ■ 林産物販売金額（左軸）
 ● 林業経営体数（右軸）

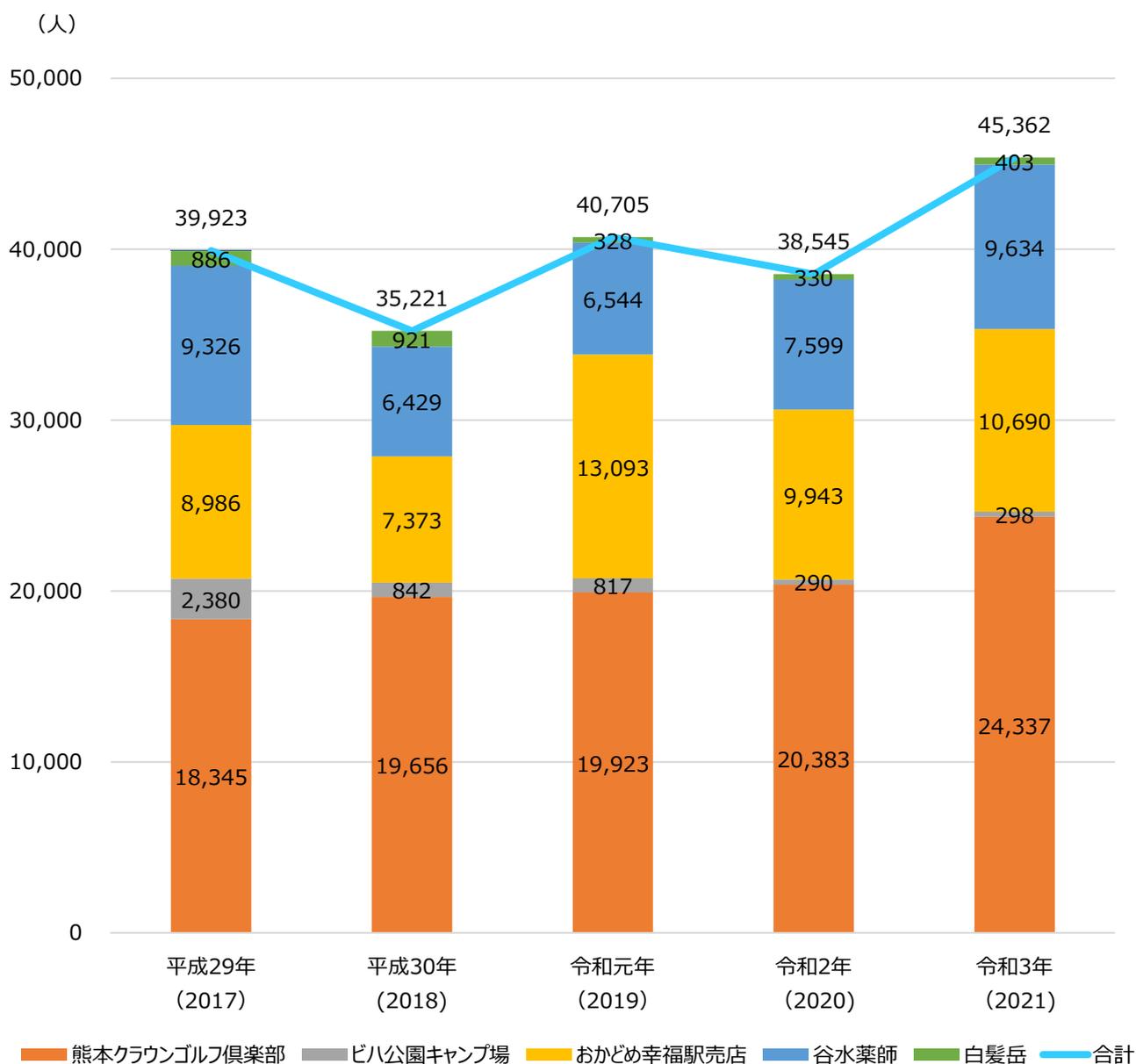


出典：「RESAS（地域経済分析システム）－サマリー－」
 2020年農林業センサス（農林水産省）

③ 観光を取り巻く状況

あさぎり町内の観光入込客数は、平成30(2018)年に大きく減少したものの、以降令和3(2021)年まで4万人以上を維持しています(図表24)。施設別に見ると、熊本クラウンゴルフクラブが24,337人(令和3(2021)年)で最も多く、次いでおかどめ幸福販売店、谷水薬師となっています。コロナ禍が転換を迎えつつある中、町の魅力を高め、人が集まる町とする取組が求められます。

図表24 観光施設別観光入込客数推移



注1: 1,000人未満の値は表示せず

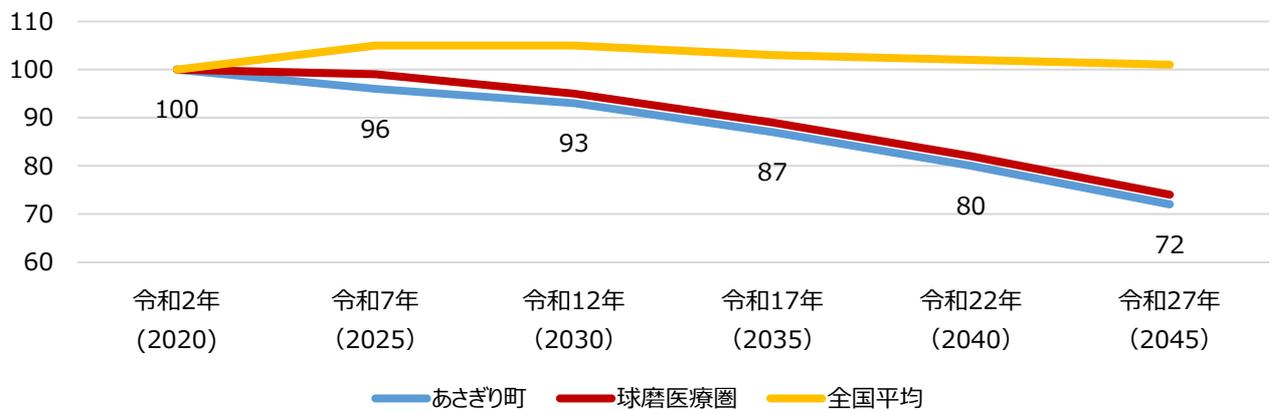
注2: 各年1/1~12/31の観光客入込数

出典: あさぎり町商工観光課、熊本県観光統計表

④ 健康、福祉を取り巻く状況

あさぎり町及び球磨医療圏⁵の医療需要予測は、令和 7（2025）年から減少を始め、令和 27（2045）年には令和 2（2020）年の医療需要の 7 割程度となる見込みです（図表 25）。球磨医療圏全域で、0-64 歳の医療需要が、平成 27（2015）年から令和 7（2025）年にかけて 21%減、令和 7（2025）年から令和 22（2040）年にかけて 25%減が見込まれていることから、少子高齢化の影響によるものと推測されます。一方、あさぎり町及び球磨医療圏における介護需要予測は、令和 7（2025）年～令和 17（2035）年頃にピークを迎える見込みです（図表 26）。医療需要が成熟化する一方で、介護需要については令和 2（2020）年に比して 1 割程度の需要増が見込まれることから、医療と介護の両方のニーズに対応可能な取組が求められます。

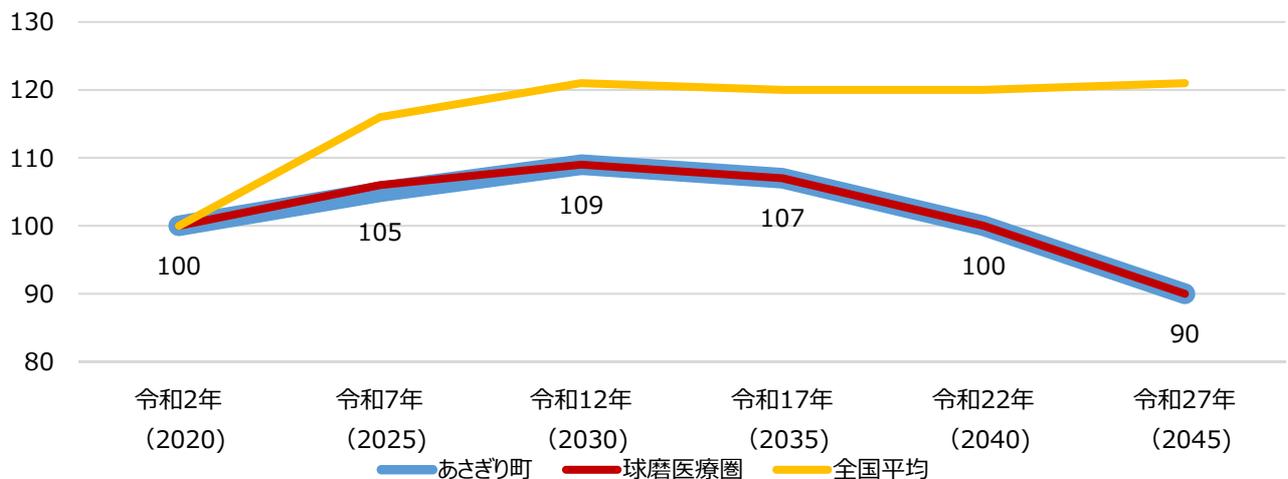
図表 25 医療需要予測（地域間比較、令和 2（2020）年実績=100）



注：2020年の国勢調査に基づく需要量=100として指数化。2025年以降は将来推計

出典：地域医療情報システム（日本医師会）、以下同

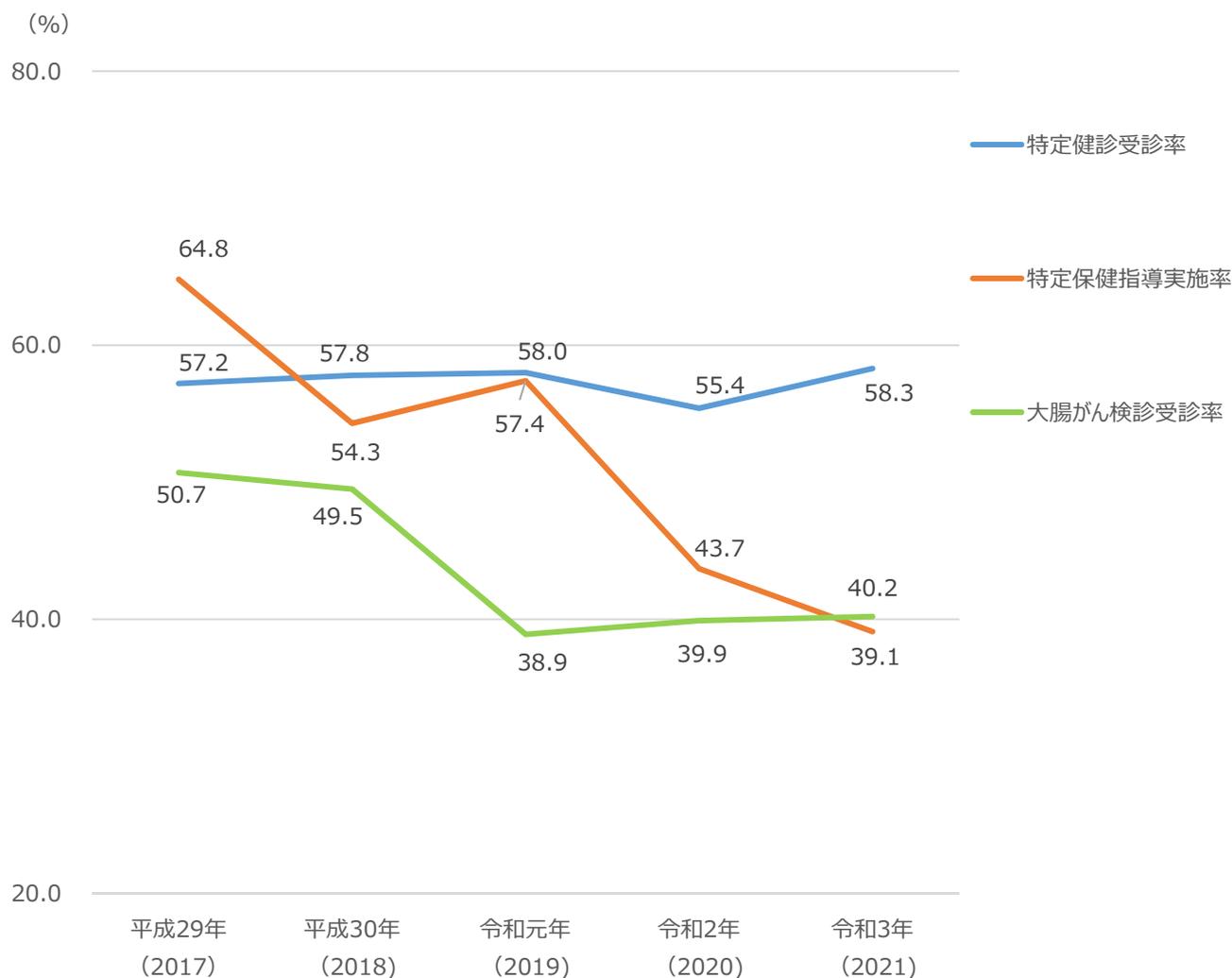
図表 26 介護需要予測（地域間比較、令和 2（2020）年実績=100）



⁵ 球磨医療圏＝人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町 (https://jmap.jp/cities/detail/medical_area/4310)（令和 5（2023）年 5 月 8 日確認）

ここ5年間、特定健診⁶受診率は55～58%程度で、令和3（2021）年度の全国平均56.5%⁷を若干上回る水準で推移しています（図表27）。特定保健指導⁸実施率は減少傾向ですが、令和3（2021）年度の全国平均24.6%⁹を上回っています。大腸がん検診受診率は4～5割程度で推移しています。住民の健康増進・維持に向けて、各健診（検診）の受診率及び保健指導の実施率向上に取り組んでいく必要があります。

図表27 健康診断等の受診状況推移



出典：熊本県国保連合会、あさぎり町健康推進課

⁶ 生活習慣病予防を目的とした40～74歳の方を対象とした健診

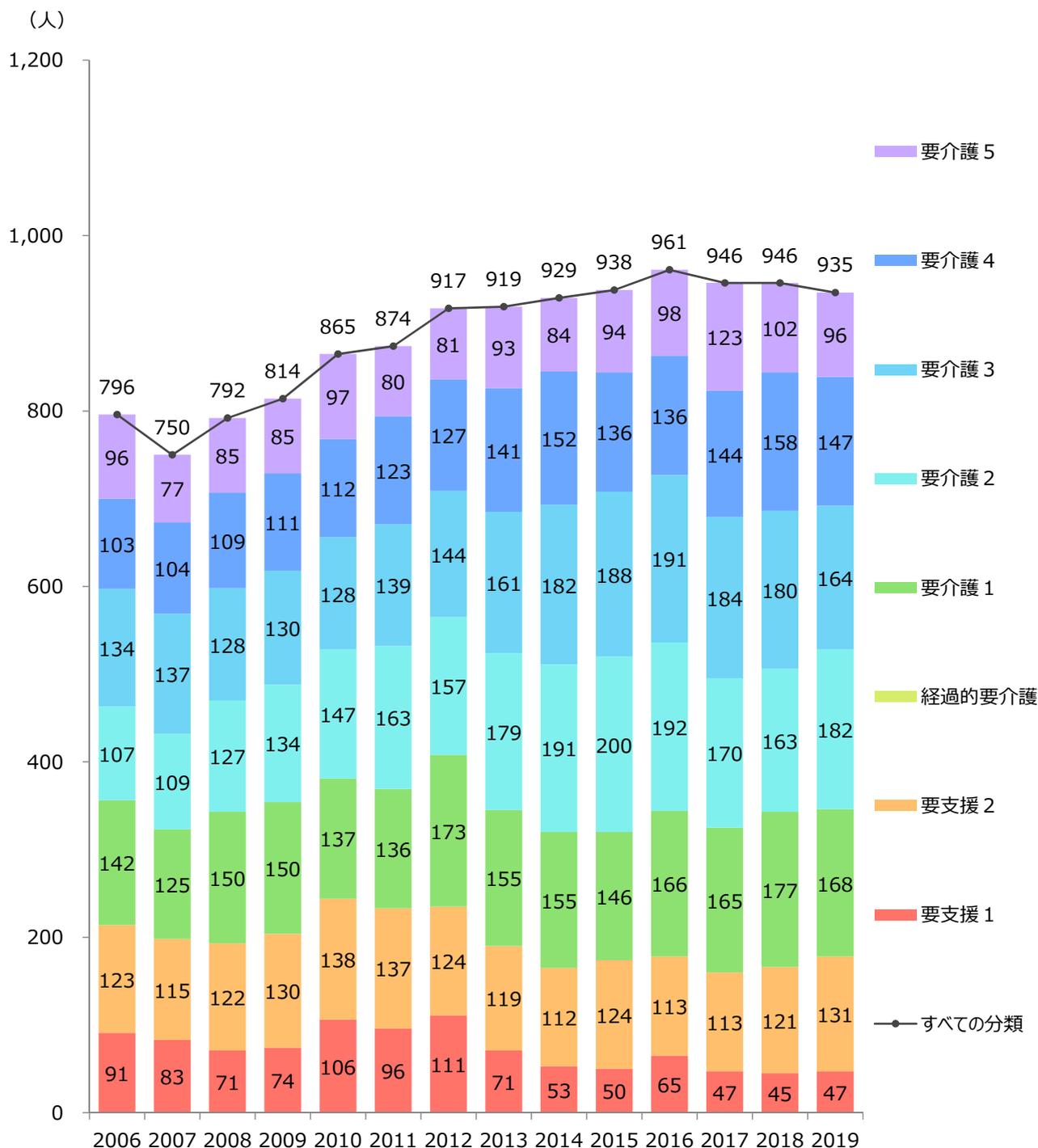
⁷ 「2021年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況」（厚生労働省）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001093812.pdf>（令和6（2024）年1月閲覧確認）

⁸ 生活習慣病の発病リスクを対象とした専門スタッフ（保健師等）による支援

⁹ 「2021年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況」（厚生労働省）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001093812.pdf>（令和6（2024）年1月閲覧確認）

図表 26 にある通り、医療需要が成熟化する一方で、介護需要は今後ピークを迎えます。町内の要介護（要支援）認定者数については、2000 年代に入りゆるやかな上昇を続け、近年は 900 人台で推移しています（図表 28）。

図表 28 要介護（要支援）認定者数の推移



出典：地域包括ケア『見える化』システム」（厚生労働省）

⑤ 生活、防災、環境を取り巻く状況

令和4（2022）年度、本町全域を対象に調査を実施しましたが、空き家等の情報926戸について、調査員が外観目視による老朽程度や破損状況等の現地調査を行った結果、居住済みや空地や駐車場、公共施設等を除いた空き家等と判断された物件は674戸でした（図表29）。うち、空き家ランクC（居住に適さない又は居住には多くの修繕箇所あり）が450戸、空き家ランクD（倒壊又は倒壊の恐れあり）が46戸と判定されました。空き家が増えると、美観上の問題や災害対策のみならず、不法侵入や空き巣などの防犯上の問題が発生します。「あさぎり町空き家等対策計画」に基づき、空き家等の適正管理を促進するなどの対策が急がれます。

図表29 地区ごとの空き家数

		A	B	C	D	調査不可	合計
1	上東	0	1	40	2	2	45
2	上西	0	9	37	8	1	55
3	上南	6	16	24	3	1	50
4	上北	2	12	54	6	5	79
5	皆越	0	5	11	3	8	27
6	免田東	7	39	123	8	6	183
7	免田西	2	18	28	3	0	51
8	岡原北	0	3	55	3	2	63
9	岡原南	0	0	19	5	2	26
10	須恵	1	4	16	2	4	27
11	深田東	1	7	20	2	1	31
12	深田西	1	4	16	1	4	26
13	深田南	0	1	2	0	0	3
14	深田北	1	2	5	0	0	8
合 計		21	121	450	46	36	674

<空き家等の不良度ランクの判定基準>

空き家ランクA・・・そのまま居住可能（手を加えず居住可能）

空き家ランクB・・・軽微な修理にて居住可能（外壁又は屋根等に小規模な剥離・破損がある）

空き家ランクC・・・居住に適さない又は居住には多くの修繕箇所あり

（家の傾きがある、壁一面の剥離や破損、屋根の陥没がある）

空き家ランクD・・・倒壊又は倒壊の恐れあり

出典：あさぎり町総務課

一方、火災・捜索出動件数は、令和2（2020）年（23件）を除くと、概ね年間10件程度で推移しています（図表30）。防災訓練等を実施した自主防災組織数は高い水準を維持していますが、消防団員数は平成29（2017）年（650人）から令和3（2021）年（608人）にかけて、緩やかに減少しています。消防団員は地域の防災活動の要であり、団員の確保が課題です。

図表30 防災を取り巻く状況

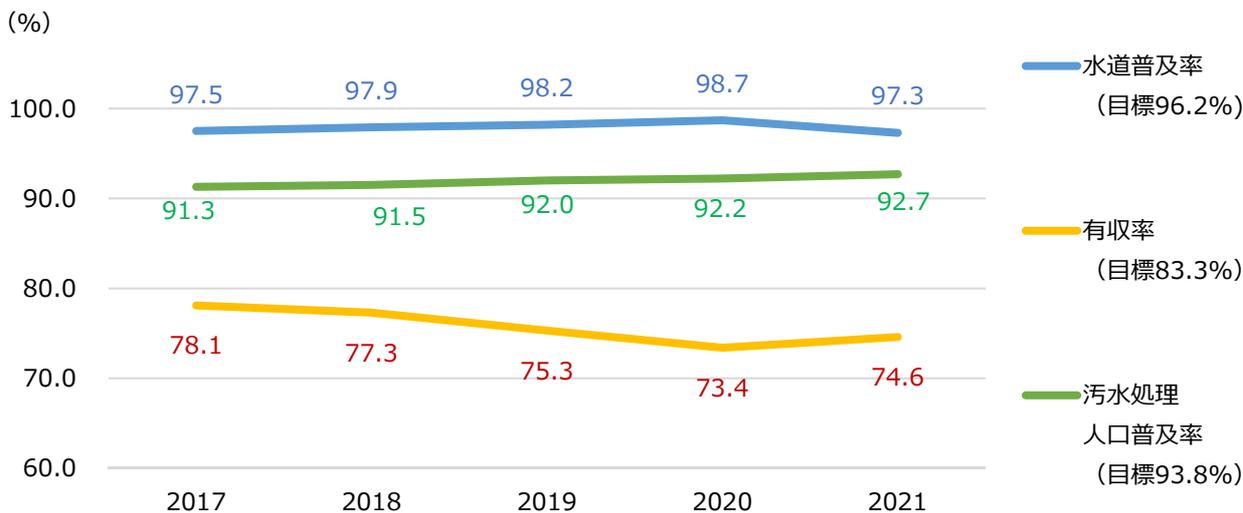
項目名	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
火災・捜索出動件数（件）	5	11	12	23	10
防災訓練等を実施した自主防災組織数（組織）	52	52	51	53	56
防災訓練参加率（％）	—	—	—	—	—
消防団員数（人）	650	664	632	615	608

注：防災訓練参加率（％）は、訓練の種類により参加範囲（分母）が異なるため、算出が困難である。

出典：あさぎり町総務課、消防年報

町内の水道普及率¹⁰は、あさぎり町第2次総合計画のうち後期基本計画において定める目標（96.2%）を上回り、令和2（2020）年には98.7%に達するなど順調に整備が進んでいます（図表31）。一方、有収率¹¹は目標（83.3%）を下回り、令和3（2021）年現在で74.6%に留まっています。また、汚水処理人口普及率¹²についても令和3（2021）年現在で92.7%であり、目標（93.8%）をやや下回っています。有収率と汚水処理人口普及率の上昇が今後の課題といえます。

図表31 上下水道の整備状況



出典：あさぎり町上下水道課

¹⁰ 総給水人口を総人口で除して算定した、普及状況の指標

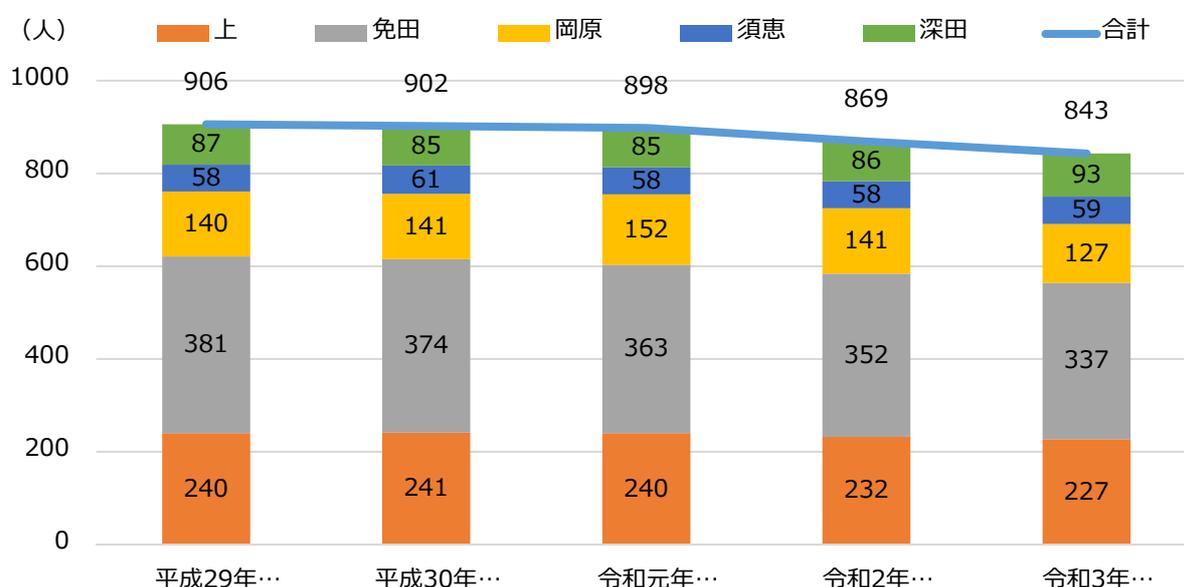
¹¹ 配水した水のうち、料金の対象となった水の割合

¹² 汚水処理施設（下水道、簡易排水施設、合併浄化槽）普及状況の指標

⑥ 教育、交流を取り巻く状況

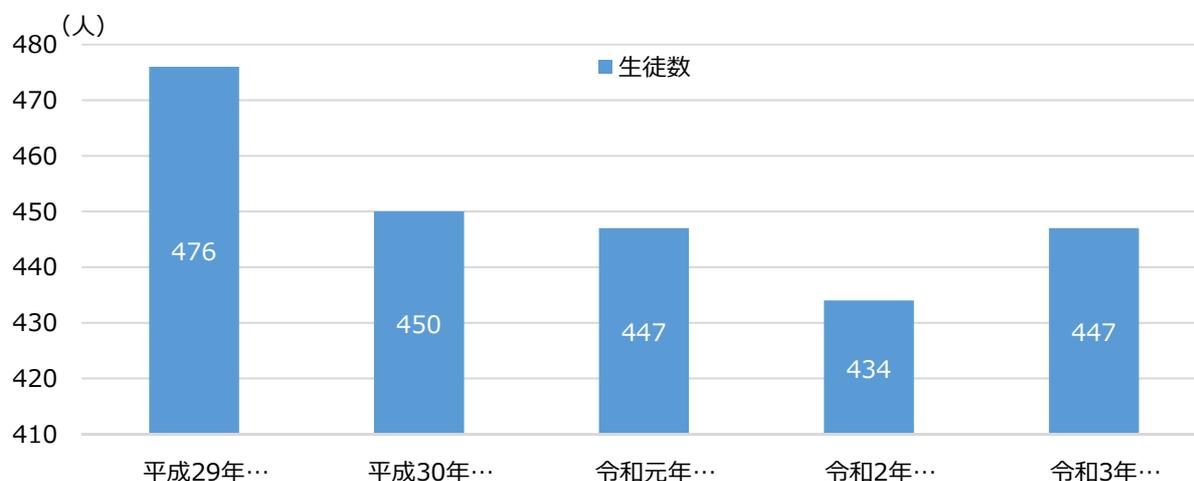
平成29（2017）年時点で906人であった、あさぎり町内の小学校在籍児童数は、少子化の影響を受け令和3（2021）年では843人となりました。2021（令和3）年在籍児童数の内訳をみると、免田地区が337人で最も多く、次いで上地区（227人）、岡原地区（127人）となっています（図表32）。平成29（2017）年時点で生徒数476人、学級数17であった中学校については、令和3（2021）年現在で生徒数447人、学級数18となっています（図表33）。年度によって上下していますが、平成29（2017）年と令和3（2021）年と比較すると、小学校在籍児童数、中学校在籍生徒数、あさぎり町立あさぎり中学校卒業者は減少の傾向にあり、少子化対策は喫緊の課題といえます（図表34）。

図表32 小学校在籍児童数推移

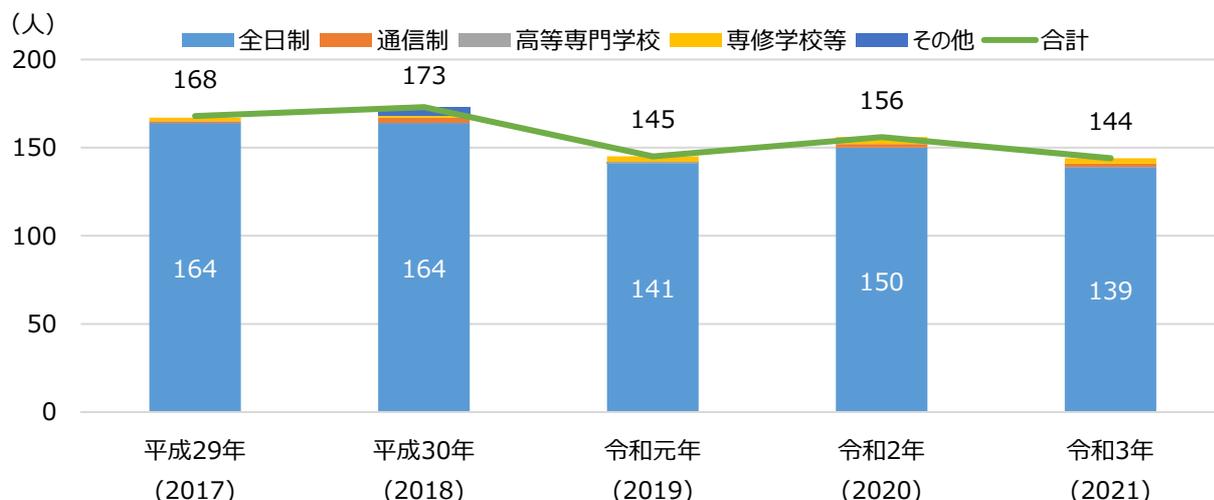


出典：あさぎり町教育課（以下同）

図表33 中学校在籍生徒数推移

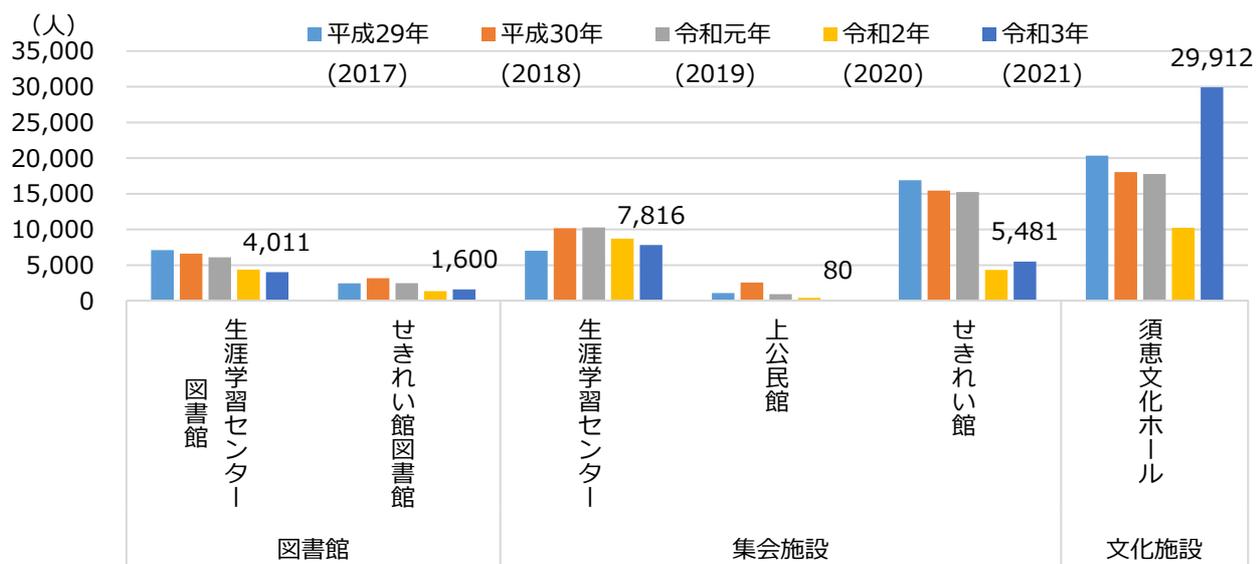


図表 34 あさぎり町立あさぎり中学校卒業生進路



令和3（2021）年の町内の図書施設利用者数は、5,611人（生涯学習センター図書館4,011人、せきれい館図書館1,600人）です（図表35）。集会施設、文化施設いずれも、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2（2020）年に利用者数が大きく減少した施設が見られましたが、須恵文化ホールは新型コロナウイルスワクチン接種会場となったことで、令和3（2021）年に利用者数を大きく伸ばしました。体育施設の中では、新型コロナウイルス感染症の影響で、B&G海洋センターの利用者数が令和2（2020）年に大きく減少しましたが、令和3（2021）年は若干持ち直しています（図表36）。町内の生涯学習活動やスポーツ活動の活性化に向けて、施設の更なる有効活用が求められます。

図表 35 町内施設利用者数推移



出典：あさぎり町教育課（以下同）

図表 36 体育施設利用状況

項目名		平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)
体育館	上総合運動公園 (人)	38,715	17,104	28,277	25,522	15,797
	深田高山運動公園 (人)	16,412	17,791	12,111	8,691	7,898
	旧中学校体育施設 (免田地区体育館) (人)	14,711	31,803	23,858	21,991	14,785
	旧中学校体育施設 (深田地区体育館) (人)	8,254	6,052	3,709	3,759	1,000
	あさぎり中学校 (人)	7,487	6,758	6,353	3,664	4,441
	上小学校 (人)	2,220	3,905	1,842	1,402	1,415
	免田小学校 (人)	3,996	3,475	1,923	2,503	3,835
	岡原小学校 (人)	2,281	1,260	2,928	2,060	23
	須恵小学校 (人)	5,006	6,919	2,990	2,579	1,748
	深田小学校 (人)	1,661	1,608	1,940	1,341	1,273
グラウンド	上総合運動公園 (人)	14,624	10,776	6,866	8,679	9,876
	免田総合体育センター (人)	29,035	24,410	25,017	7,959	12,126
	深田高山総合運動公園 (人)	8,687	9,495	9,097	7,411	7,927
	森園カントリーパーク (人)	9,661	24,490	28,094	20,922	16,454
プール	B & G 海洋センター (人)	10,398	8,754	9,266	5,531	7,295

第2編 基本構想

1. 基本構想の概要

(1) 基本構想の位置づけ

基本構想は、地域社会の将来の目標及び目標達成のための施策大綱を定めたものであり、あさぎり町という地域全体を対象とした計画です。その実現には住民や団体、事業者、行政等、本町に存するさまざまな主体が役割を果たすことが不可欠です。そのため、基本構想は地域全体を対象とした計画として、町民主体で策定し、町民及び行政の役割を具体化し、協働できる計画とします。

(2) 目標年次

基本構想は、令和13(2031)年度を目標とした構想として、長期的な視点に立って本町の将来の姿を展望し、その実現に向けての基本的な考え方をあらわす、町政の総合的かつ計画的な指針となるものです。

(3) 町民主体で策定する基本構想の策定方法

基本構想は、町民主体で策定を進めました。具体的には、各分野の関係団体等から選出された町民約40人によるワークショップ(以下「町民ワークショップ」という。)を開催し、令和4(2022)年に実施した「まちづくりに関するアンケート」(以下「住民意識調査」という。)等の結果も踏まえながら、「あさぎり町の10年後のありたい姿」について議論を行い、そこで出された意見を最大限尊重したうえで、基本構想の素案を行政において取りまとめました。素案は、あさぎり町まちづくり審議会へ報告し、審議会の意見を踏まえて内容を再度行政で調整し、最終的には議会の議決を経て決定しました。

(4) 基本構想の実現に向けて

今回の総合計画で掲げるまちづくりの実現に向けて、町民が取り組むことについては、町民ワークショップにおける議論を参考として行政で整理しました。これをまず優先的に着手する協働の取組として、広く周知を図り展開していきます。行政においては、基本構想にもその役割は記載されていますが、総合計画で掲げたまちづくり実現に向けたより具体的な取組内容を、基本計画に記載するものとします。

2. まちづくりのビジョン

(1) あさぎり町の10年後のありたい姿

「あさぎり町の10年後のありたい姿」を次のとおりとします。

<あさぎり町の10年後のありたい姿>

人が集い 支えあう 未来へつなぐ「あさぎり町」

この「あさぎり町の10年後のありたい姿」は、第2次総合計画における本町の将来像「若いまち 豊かなまち そして、幸せ感じる「あさぎり町」」を基礎としつつ、町民ワークショップにおける町民の意見及びあさぎり町町民憲章の内容を元に作成したものです。

町民ワークショップでは、「あさぎり町の10年後のありたい姿」として、主に下記のような意見が寄せられました。

- ・「人が集まり活気のある状態」
- ・「若い人が働く環境が整っている状態」
- ・「働く場所の選択肢がある状態」
- ・「安心して子育てできる状態」
- ・「高齢者や障がい者、子ども、子育て世代など、様々な方が役割をもって活躍できている状態」
- ・「幅広い年代の人が活躍でき、地域に仕事がある状態」
- ・「地域でお互い支えあっている状態」
- ・「安全・安心に暮らせる状態」
- ・「まちの魅力が高い状態」

あさぎり町 町民憲章

わたくしたちあさぎり町民は、
自然を愛し 水と緑ゆたかな町づくりにつとめます
歴史と伝統をまもり 文化の薫り高い町づくりにつとめます
平和の心を大切にし 明るい町づくりにつとめます
希望と夢ふくらむ 楽しい町づくりにつとめます
未来につながる 若い町づくりにつとめます

共通するのは、「人が集まって活気があること」、「地域で支えあうこと」、「安心して長く暮らせること」、「地域の魅力を高める」というキーワードです。

また、町民憲章では「水と緑ゆたかな町づくり」、「文化の薫り高い町づくり」、「明るい町づくり」、「楽しい町づくり」、「若い町づくり」という町の魅力向上に関わるキーワードを掲げています。

以上を踏まえて町民や団体、事業者、行政、本町と多様な形で関わる人など様々な主体が集い、共に支えあいながら、一体となって前進していくため、「あさぎり町の10年後のありたい姿」を「人が集い 支えあう 未来へつなぐ「あさぎり町」」と設定しました。

第3次総合計画は、このようなまちづくりを実現するための計画となります。基本構想では、目標達成に向けた指標を設定するほか、ありたい姿の実現に向けた町民と行政の協働の取組を示すも

のとします。なお、行政の取組の詳細については、基本計画において示すものとします。

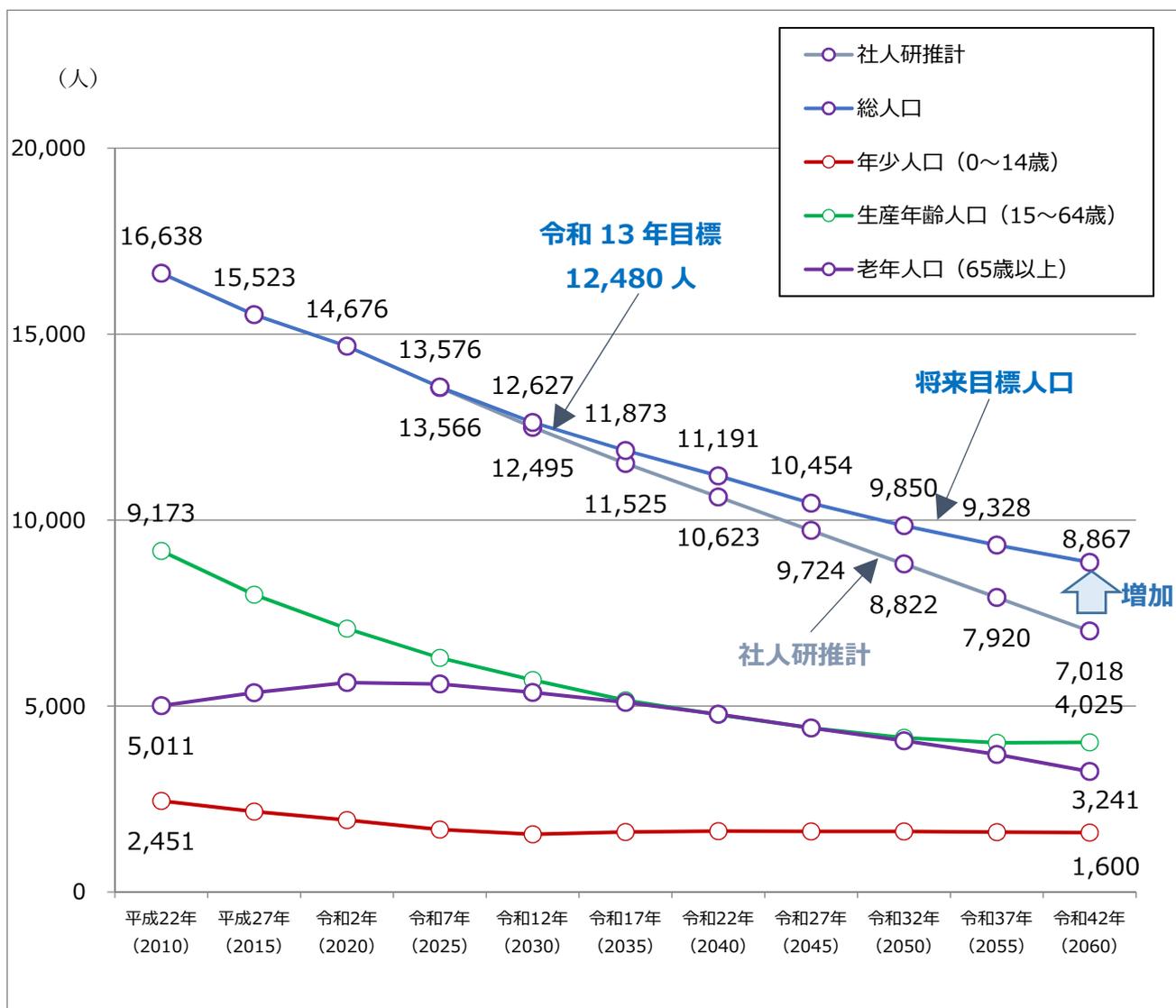
(2) 将来の目標人口

令和2（2020）年国勢調査によると、総人口は14,676人で、平成22（2010）年国勢調査と比較すると、1,962人減少しています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、今後も減少傾向が続く予想です。第3次総合計画において、自然増、社会増につながる積極的な取り組みを行い、総合計画最終年の令和13（2031）年の人口が12,480人以上となることを目指します（図表37）。

<令和13（2031）年の目標人口>

目標人口 12,480人

図表37 年齢3区分人口推移と将来推計



出典：平成22年～令和2年は国勢調査、令和7年以降は町独自推計および
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(3) 基本目標

「あさぎり町の10年後のありたい姿」の実現に向けて、町民ワークショップにおける意見を最大限尊重しつつ、4つの基本目標を定めました。この4つの基本目標に基づき、総合的かつ戦略的なまちづくりを進めます。

～4つの基本目標～

1. 魅力ある就業・産業の構築

(まちづくりの目標)

にぎわいのある持続可能な産業のまち

(まちづくりの方向性)

- a) 【農業・林業】 農業・林業の担い手が確保されたまち
- b) 【商工業】 若い世代が活気をもって働いているまち
- c) 【就業・産業全般】 人が集まるまち

2. 魅力ある健康・福祉の構築

(まちづくりの目標)

色々な人が取り残されず、生きがいを持って活躍しているまち

(まちづくりの方向性)

- a) 【地域福祉】 色々な立場の人が活躍しやすいまち (次点：誰もが気軽に相談できるまち)
- b) 【子育て】 子育てしやすいまち
- c) 【健康・医療・介護】 住民が健康で元気なまち

3. 魅力ある生活基盤の構築

(まちづくりの目標)

エコで安全・安心なまち

(まちづくりの方向性)

- a) 【エコ・環境】 ごみを減らすまち
- b) 【インフラ】 インフラが止まらないまち
- c) 【防犯・防災】 安全・安心に過ごせるまち

4. 魅力ある教育・文化の構築

(まちづくりの目標)

地域で人を育てるまち (次点；人が成長し続けるまち)

(まちづくりの方向性)

- a) 【学校教育】 地域で子ども、学校に関心を持つまち
- b) 【生涯学習】 生涯学習が充実したまち
- c) 【文化】 地域資源を大切にすまち

3. 4つの基本目標

(1) 魅力ある就業・産業の構築

① 本分野の対象範囲

本分野の対象範囲は次のとおりです。

- 農業
- 林業
- 商工業
- 観光業 等

② まちづくりの目標

本分野の目標を、次のように定めます。

にぎわいのある持続可能な産業のまち

～まちづくりの目標の考え方～

農業や林業、商工業などの産業の担い手確保に向けて、雇用環境の改善や、農業・林業のブランド化推進、生産性の向上を進めます。また、町に人が集まり、若い人たちが活気をもって働けるように、新たな産業創出に向けた環境整備や機運の醸成を進めます。さらに、駅周辺の賑わい創出事業や観光事業等を通じて、町の魅力と知名度を向上させていきます。

※町民ワークショップ抽出キーワード

Uターン、Iターン、人材確保、生産性の高い農業、若い人へのアピール、木材利活用、災害に強い森林づくり、雇用につながるブランド材の確立、作業の安全性向上、新しい産業の創出、働きやすさ、町の魅力度と認知度の向上

③ まちづくりの方向性

本分野のまちづくりの方向性を次のとおりとします。

- a) 【農業・林業】 農業・林業の担い手が確保されたまち
- b) 【商工業】 若い世代が活気をもって働いているまち
- c) 【就業・産業全般】 人が集まるまち

④ 目指すべき状態

本分野の目指すべき状態を次のように定めます。

目標値1 「第一次産業就業者数」

基準値	令和4年度(2022)	令和9年度(2027)	令和13年度(2031)
	1,694人 ※2020年国勢調査実績	1,600人 (2025年国勢調査)	1,550人 (2030年国勢調査)

※国勢調査(総務省)

目標値2 「働く場が充実している」と回答した住民（4点満点）

基準値 令和4年度(2022)	令和9年度(2027)	令和13年度(2031)
1.92	2.20	2.60

※住民意識調査（あさぎり町）。そう思う4点～ややそう思う3点～ややそう思わない2点～そう思わない1点

目標値3 観光入込客数

基準値 令和4年度(2022)	令和9年度(2027)	令和13年度(2031)
47,383人 (2021実績)	50,000人	53,000人

※あさぎり町商工観光課、熊本県観光統計表

⑤ 各主体の目標

目指すべき状態の達成に向けた各主体の目標を次のように定めます。

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ・産業の発展に向けて、生産性の向上や後継者育成に努めます。 ・若い人たちが働きやすい環境を作ります。 ・町民自ら、町の魅力を発信します。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・生産性向上や人材確保に向けた支援を行います。 ・若い人たちが働きやすい環境づくりや新たな産業の育成に向けて、情報提供や機運の醸成を進めます。 ・駅周辺や観光拠点の整備、町の情報発信を推進します。

(2) 魅力ある健康・福祉の構築

① 本分野の対象範囲

本分野の対象範囲は次のとおりです。

- 健康、医療
- 高齢者福祉
- 児童福祉、子育て
- 障がい者福祉
- 社会保障 等

② まちづくりの目標

本分野の目標を、次のように定めます。

色々な人が取り残されず、生きがいを持って活躍しているまち

～まちづくりの目標の考え方～

「色々な悩みを持っている方が気軽に相談できるまち」、「高齢者、障がい者、子育て世代、子どもなど、様々な立場の人が活躍できるまち」、「住民が健康でいきいきと幸せを感じながら過ごし続けるまち」でありたいという考えに基づいています。

※町民ワークショップ抽出キーワード

医療の充実したまち、繋がり支えあうまち、理解のあるまち、ワンストップで相談できるまち、子育てと子育てしやすいまち、色々な立場の人が活躍できるまち、住民が健康で元気なまち、住み慣れた地域で幸せに暮らし続けられるまち、誰もが気軽に相談できるまち

③ まちづくりの方向性

本分野のまちづくりの方向性を次のとおりとします。

- a) 【地域福祉】誰もが気軽に相談できるまち
- b) 【子育て】子育てしやすいまち
- c) 【健康・医療・介護】住民が健康で元気なまち

④ 目指すべき状態

本分野の目指すべき状態を次のように定めます。

目標値1 「健康・いきがいがある」と回答した住民（4点満点）

基準値	令和4年度(2022)	令和9年度(2027)	令和13年度(2031)
	2. 6 2	2. 7 0	2. 7 5

※住民意識調査（あさぎり町）。そう思う4点～ややそう思う3点～ややそう思わない2点～そう思わない1点

目標値2 「子育てがしやすい」と回答した住民（4点満点）

基準値 令和4年度(2022)	令和9年度(2027)	令和13年度(2031)
2.61	2.70	2.75

※住民意識調査（あさぎり町）。そう思う4点～ややそう思う3点～ややそう思わない2点～そう思わない1点

目標値3 「安心して医療が受けられる」と回答した住民（4点満点）

基準値 令和4年度(2022)	令和9年度(2027)	令和13年度(2031)
2.64	2.70	2.75

※住民意識調査（あさぎり町）。そう思う4点～ややそう思う3点～ややそう思わない2点～そう思わない1点

⑤ 各主体の目標

目指すべき状態の達成に向けた各主体の目標を次のように定めます。

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ・趣味を持ったり、地域の行事に参加したりします。 ・妊娠、出産、子育ての不安を和らげるような働きかけをします。 ・食事や運動、休養を心がけ、年に1回は健康診断を受けます。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ活動の基盤づくりを進めます。 ・妊娠・出産・子育て環境の整備や情報発信を行います。 ・健康づくりのための健診や相談の機会の提供と、健康づくりに自発的に取り組める環境を整えます。 ・安心して医療を受けられるよう、町内医療機関をはじめ公立多良木病院との連携に努めます。 ・住み慣れた地域で幸せに暮らし続けられる支援体制の充実を進めます。

(3) 魅力ある生活基盤の構築

① 本分野の対象範囲

本分野の対象範囲は次のとおりです。

- 環境、住環境、廃棄物
- 上下水道
- 道路
- 公共交通
- 治水
- 防災、防犯 等

② まちづくりの目標

本分野の目標を、次のように定めます。

エコで安全・安心なまち

～まちづくりの目標の考え方～

エコロジーで安全・安心な町に向けて、ゴミの分別やリサイクルを進めます。また、安全性の高い道路に向けて、道路・歩道の整備や街灯を整備します。加えて、安全・安心を支える人の確保や防犯対策も含めた空き家対策を進めていきます。

※町民ワークショップ抽出キーワード

ごみを減らすまち、安全に通れるまち、空き家対策の充実（防犯）、消防活動の見直し

③ まちづくりの方向性

本分野のまちづくりの方向性を次のとおりとします。

- a) 【エコ・環境】ごみを減らすまち
- b) 【インフラ】インフラが止まらないまち
- c) 【防犯・防災】安全・安心に過ごせるまち

④ 目指すべき状態

本分野の目指すべき状態を次のように定めます。

目標値1 「ごみ・生活排水処理体制が整っている」と回答した住民（4点満点）

基準値	令和4年度(2022)	令和9年度(2027)	令和13年度(2031)
	3.05	3.10	3.15

※住民意識調査（あさぎり町）。そう思う4点～ややそう思う3点～ややそう思わない2点～そう思わない1点

目標値2 「道路が整備されている」と回答した住民（4点満点）

基準値 令和4年度(2022)	令和9年度(2027)	令和13年度(2031)
2.56	2.60	2.70

※住民意識調査（あさぎり町）。そう思う4点～ややそう思う3点～ややそう思わない2点～そう思わない1点

目標値3 「安心して住める町である」と回答した住民（4点満点）

基準値 令和4年度(2022)	令和9年度(2027)	令和13年度(2031)
3.01	3.05	3.10

※住民意識調査（あさぎり町）。そう思う4点～ややそう思う3点～ややそう思わない2点～そう思わない1点

⑤ 各主体の目標

目指すべき状態の達成に向けた各主体の目標を次のように定めます。

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別に対する理解を深めます。 ・道路を綺麗に使用します。安全に通行できない箇所があった場合は、行政に情報共有します。 ・空き家にならないようにしたり、消防・防火意識を高めたりします。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ捨てルールやリサイクル方法の周知に努めます。 ・歩道、街灯、道路改良などを進めます。 ・空き家の適正管理に向けた情報発信を進めます。

(4) 魅力ある教育・文化の構築

① 本分野の対象範囲

本分野の対象範囲は次のとおりです。

- 学校教育
- 生涯学習
- スポーツ、レクリエーション
- 伝統文化
- 地域交流 等

② まちづくりの目標

本分野の目標を、次のように定めます。

地域で人を育てるまち

～まちづくりの目標の考え方～

学校内だけでなく、地域で子どもを育てていきます。そのためには、子育てが終わっても継続的に学校に関心を持つことが重要です。また、住民一人一人が好きなことを楽しめる生涯学習が充実した町、今ある地域資源を大切にす町でありたいと考えました。

※町民ワークショップ抽出キーワード

こどもが安心して遊べるまち、生涯学習・スポーツの環境が充実しているまち、文化財を大切にするまち、今ある資源を活かすまち

③ まちづくりの方向性

本分野のまちづくりの方向性を次のとおりとします。

- a) 【学校教育】 地域で子ども、学校に関心を持つまち
- b) 【生涯学習】 生涯学習が充実したまち
- c) 【文化】 地域資源を大切にすまち

④ 目指すべき状態

本分野の目指すべき状態を次のように定めます。

目標値 1 「児童生徒が学ぶ環境が整っている」と回答した住民（4点満点）

基準値	令和4年度(2022)	令和9年度(2027)	令和13年度(2031)
	2.78	2.80	2.90

※住民意識調査（あさぎり町）。そう思う4点～ややそう思う3点～ややそう思わない2点～そう思わない1点

目標値2 「みんながいつまでも学ぶことができる」と回答した住民（4点満点）

基準値 令和4年度(2022)	令和9年度(2027)	令和13年度(2031)
2.53	2.60	2.70

※住民意識調査（あさぎり町）。そう思う4点～ややそう思う3点～ややそう思わない2点～そう思わない1点

目標値3 「観光資源や伝統文化が維持されている」と回答した住民（4点満点）

基準値 令和4年度(2022)	令和9年度(2027)	令和13年度(2031)
2.31	2.40	2.50

※住民意識調査（あさぎり町）。そう思う4点～ややそう思う3点～ややそう思わない2点～そう思わない1点

⑤ 各主体の目標

目指すべき状態の達成に向けた各主体の目標を次のように定めます。

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てが終わっても、継続的に学校に関心を持ちます。 ・生涯学習やスポーツに積極的に参加します。 ・地域資源を大切にし、次代に継承していきます。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と学校間の連携を進めます。 ・人材バンクの整備や指導者の育成を進めます。 ・郷土芸能保持団体等へ助言・支援を行い、記録・保存を進めます。

第3編 基本計画

1. 基本計画の概要

(1) 基本計画の位置づけ

基本構想では、あさぎり町の10年後のありたい姿として、「人が集い 支えあう 未来へつなぐ「あさぎり町」と決めました。基本計画は、この10年後のありたい姿の実現に向けて、行政の役割や目標を具体化した計画です。

また、地域全体を対象とした計画である基本構想は町民主体で策定した一方で、行政を対象とした計画である基本計画はできるだけ多くの本町行政職員が参画した上で策定しました。

(2) 目標年次

基本計画の計画期間は、前期4年間（目標年次：令和6（2024）年度～令和9（2027）年度）及び後期4年間（目標年次：令和10（2028）年度～令和13（2031）年度）とします。ただし、計画期間中であっても、社会情勢や経済環境の変化に応じて、柔軟に改訂することが可能なものとします。

(3) 基本計画の構成

基本計画は、基本目標、基本施策、施策の3段構造です。

基本目標は、基本構想に定めた4つの基本目標（「1. 魅力ある就業・産業の構築」「2. 魅力ある健康・福祉の構築」「3. 魅力ある生活基盤の構築」「4. 魅力ある教育・文化の構築」）に、「5. 計画の実現に向けて」を加えた5つで構成されています。

基本施策は、基本構想における「まちづくりの目標」「まちづくりの方向性」「目指すべき状態」「各主体の目標」の実現に向けた行政としての方針を、基本目標ごとに定めたものです。基本施策を取り巻く環境を整理・分析した「現状と課題」、「現状と課題」に基づき行政としての施策の方向性を定めた「方針」を記載しています。

施策には、基本施策で定められた「方針」に沿って、目標年次（令和9（2027）年度）までに“どこまでやるか”（目指す状態）を示した「目標」、令和9（2027）年度末までに“どこまでやるか”（目指す状態を数値で表現）を示した「目標値」、施策実現に向けた責任の所在を明確にするために同施策の担当課を明記した「担当課」が記載されています。

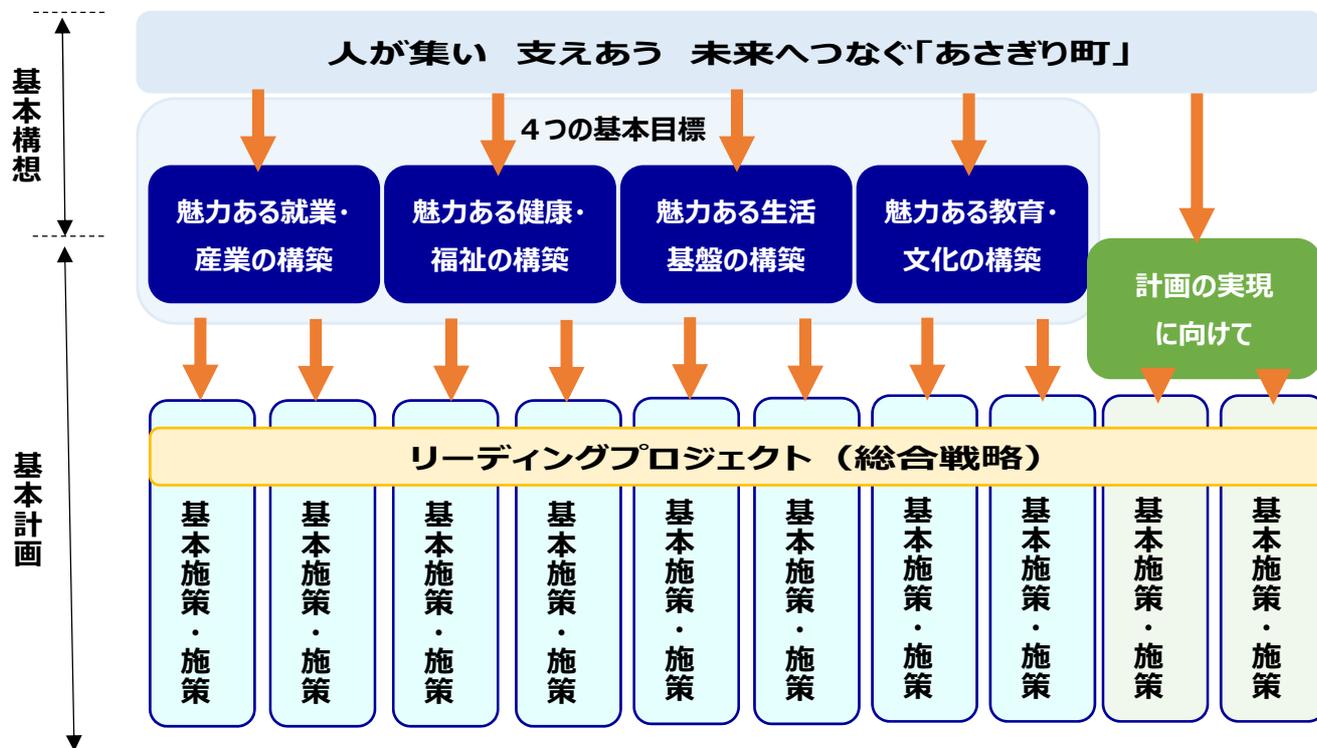
なお、行財政改革に関する方針・プランを定めた「あさぎり町行財政改革プラン」は、基本目標「5. 計画の実現に向けて」内の基本施策「5-4 未来につながる行財政運営」に一体化しています。

(4) 総合戦略との関係

基本計画の事業のうち、本町の課題解決に向けて総合的かつ横断的に組み合わせられた事業群を、課横断で戦略的に取り組むリーディングプロジェクトとします。リーディングプロジェクトは、「あさぎり町デジタル田園都市構想総合戦略」として、基本計画と一体化した形でまとめます（図表38）。これにより、デジタルの力を活用した人口減少対策や魅力的な地域づくりへの対応を、全庁的に取り組んでいきます。具体的には、総合戦略と総合計画の計画期間を揃えた上で、総合戦略の基本目標達成に向けて実施すべき施策として、基本計画の基本施策、施策を紐づけます。これにより、総合

計画と総合戦略それぞれの目標達成に向けて、一体的に動くことが可能となります。なお、総合戦略の期間は、前期基本計画と合わせ令和6（2024）年度～令和9（2027）年度とします。

図表 38 総合計画とリーディングプロジェクト（総合戦略）の関係



(5) 検証・評価方法

基本計画を効果的・効率的に推進し、目標の達成度を確認しながら事業を実施します。具体的には、施策に基づいて実施する事務事業の進捗状況を定期的に検証します。また、基本計画施策の目標値の検証を行うことで、PDCAマネジメントサイクルを構築します。

(6) 持続可能な開発目標（SDGs）との一体的推進

基本計画の各基本施策に、SDGsの目標を紐づけます。これにより、総合計画、総合戦略、SDGsを一体的に推進していきます。

図表 39 持続可能な開発目標 (SDGs)



出典：国際連合広報センター

https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/

～前期基本計画の体系～

ありたい姿	基本目標	基本施策	施策	施策担当課			
人が集い 支えあう 未来へつなぐ「あさぎり町」	1 魅力ある就業・産業の構築	リーディングプロジェクト (あさぎり町デジタル田園都市構想総合戦略)	1-1 ゆとりと魅力ある農業・農村を目指して	(1) 安定した農業所得の確保 (2) 高齢化する農村社会の再生	農林振興課、農業委員会 農林振興課		
			1-2 豊かな森林資源の活用	(1) 林業の振興 (2) 森林整備の促進 (3) 鳥獣被害対策の推進	農林振興課 農林振興課 農林振興課		
			1-3 快適な商工業空間の創出	(1) 事業承継に取り組む商工業者への支援、付加価値の高い特産品の開発や販路の拡大 (2) 中心市街地の活性化	商工観光課 商工観光課		
			1-4 魅力あふれる観光の振興	(1) 観光振興を図る担い手の確保 (2) 安全で安心な観光基盤の整備 (3) 情報収集とPR活動	商工観光課 商工観光課 商工観光課		
			1-5 若者の定住に向けた環境整備と移住定住	(1) 若い世代の希望に沿った働く場の確保 (2) UIJターナーの受け入れ体制の推進 (3) 若者の定住化の促進	商工観光課 商工観光課 商工観光課		
	2 魅力ある健康・福祉の構築		2-1 より豊かな人生を目指した健康づくりと医療の充実	(1) 生涯を通じた健康づくりの推進とそれを支える環境づくりの推進 (2) 地域医療機関との連携充実	健康推進課 健康推進課		
			2-2 地域福祉の充実	(1) 地域で支え合う仕組みづくりの推進 (2) 包括的な支援体制の構築	生活福祉課、高齢福祉課、社会福祉協議会 生活福祉課		
			2-3 元気と生きがいを生み出す高齢者対策の充実	(1) 生涯現役社会の実現と自立支援、健康づくりの推進 (2) 認知症支援策の充実 (3) 多職種協働による在宅医療と介護の連携 (4) 介護サービス等の持続可能な制度運営	高齢福祉課 高齢福祉課 高齢福祉課 高齢福祉課		
			2-4 いきいき健やか児童福祉の推進	(1) 安心して産み育てることができる支援体制の充実 (2) 子どもの健やかな成長とより良い生活習慣の形成 (3) 保育サービス及び子育て支援の充実 (4) 就学前教育・保育施設の整備	生活福祉課、健康推進課、教育課 健康推進課 生活福祉課 生活福祉課		
			2-5 障がい者福祉の推進	(1) 障がいを理由とする差別の解消 (2) 住み慣れた地域で生活するための支援体制づくり (3) 切れ目のない総合的な支援	生活福祉課 生活福祉課 生活福祉課		
			2-6 国民健康保険・後期高齢者医療制度の充実	(1) 国民健康保険制度の安定的な運営と健康保持の推進 (2) 後期高齢者医療制度の安定的な運営と保健事業の推進	健康推進課、税務課 健康推進課		
	3 魅力ある生活基盤の構築		3-1 地球にやさしい環境衛生システムの構築	(1) 温室効果ガスの排出量の削減 (2) ごみの減量化と資源化の促進 (3) 公害防止対策の推進	町民課、企画政策課 町民課 町民課		
			3-2 暮らしを支える上・下水道の整備	(1) 安心・安全な水道水の供給 (2) 下水道の普及推進と施設の適正管理 (3) 生活排水処理対策の推進	上下水道課 上下水道課 上下水道課		
			3-3 快適な交通体系の整備	(1) 誰もが移動しやすい交通手段の確保 (2) 安全で安心な道路整備の推進	企画政策課、生活福祉課、高齢福祉課 建設課		
			3-4 安全な河川環境の整備	(1) 河川機能の維持	建設課		
			3-5 良好な住環境の推進	(1) 快適な住環境の充実	建設課		
			3-6 利用しやすい安全な公園の整備	(1) 快適で安全な公園整備の推進	建設課		
			3-7 生活を守る防災・防犯・交通安全対策の充実	(1) 防災対策の充実 (2) 消防団組織と消防施設の充実 (3) 防犯対策の充実 (4) 交通安全対策の充実	総務課 総務課 総務課 総務課、建設課、教育課		
	4 魅力ある教育・文化の構築		4-1 学校教育の充実	(1) 確かな学力の育成 (2) 特別支援教育の推進・啓発 (3) 豊かな心の育成 (4) 健やかな体の育成 (5) 学校・家庭・地域等との連携・協働の推進 (6) 社会の変化に対応した教育の推進 (7) 教員の資質向上	教育課 教育課 教育課 教育課 教育課 教育課 教育課		
				4-2 生涯学習・生涯スポーツの推進	(1) 生涯学習の推進 (2) 生涯スポーツの推進 (3) 生涯学習・スポーツ関連施設の有効活用	教育課 教育課 教育課	
					4-3 文化芸術の振興	(1) 文化芸術の振興 (2) 文化財の保存・活用 (3) 伝統芸能の保存・継承	教育課 教育課 教育課
				4-4 地域活力の再構築		(1) 活力あるコミュニティの再構築	企画政策課
				5 計画の実現を		5-1 サービスと利便性を向上する情報化の推進	(1) 情報化への支援
					5-2 21世紀の人権をめざして	(1) 人権教育・啓発の推進 (2) 男女共同参画社会の構築	教育課 企画政策課
					5-3 広域連携の推進	(1) 広域連携の推進	企画政策課
	5-4 未来につながる健全な行財政運営	(1) 町政運営指針の改革 (2) 人の改革 (3) 組織の改革 (4) 財政構造の改革 (5) 事務事業の改革	企画政策課 総務課 総務課 財政課、税務課 企画政策課、財政課				

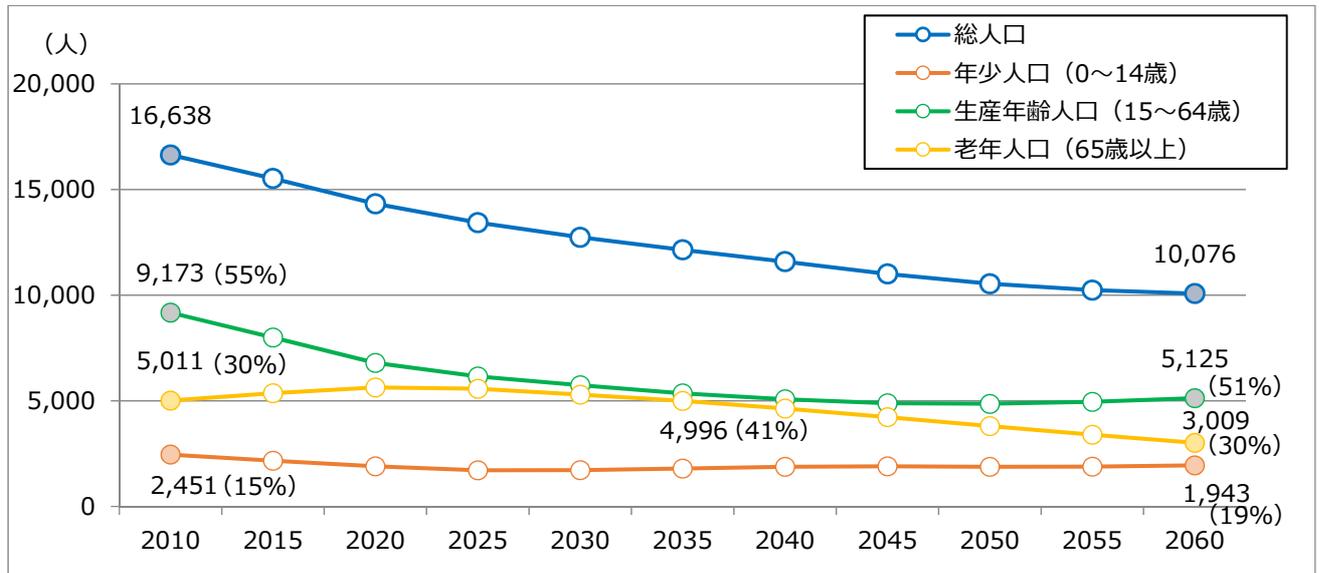
2.リーディングプロジェクト（あさぎり町デジタル田園都市構想総合戦略）

（1）人口ビジョン

① 現行人口ビジョンの概要

第2期総合戦略策定時の人口ビジョンは、国立社会保障・人口問題研究所推計における令和42（2060）年の推計人口に約4,900人程度の差が生じていることを踏まえ、社会増につながる積極的な取組を第2期総合戦略にて計画しました。その効果を見込んだ仮定値を設定し、令和42（2060）年の目標人口を10,076人としました。

図表40 人口ビジョン（令和2年3月）の将来展望



出典：国勢調査（2020年）、国立社会保障・人口問題研究所（2018年3月）

<仮定値の設定>

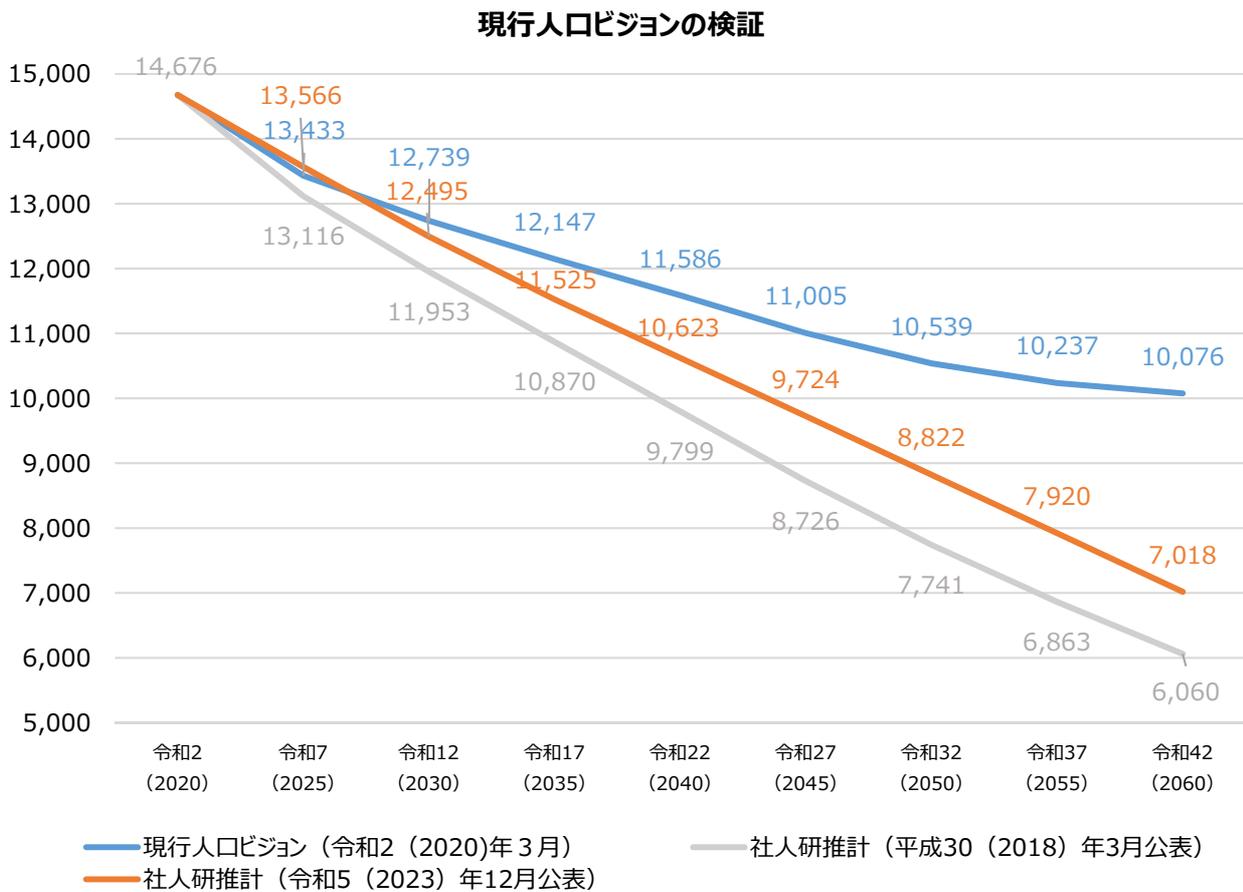
自然増減	考え方	<ul style="list-style-type: none"> 結婚、出産、子育ての支援により合計特殊出生率が上昇すると仮定 スマートウェルネスシティの取組により健康寿命が延びると仮定
	仮定値	<ul style="list-style-type: none"> 令和12（2030）年の値を2.30と設定します。また、令和22（2040）年以降は、合計特殊出生率を2.40と仮定します。 令和32（2050）年の70歳以上の生存率を1%上昇すると仮定
社会増減	考え方	<ul style="list-style-type: none"> 若者の働く場を創出し、20～30歳代の転出が抑制されると仮定 移住促進により転出超過が解消されると仮定
	仮定値	<ul style="list-style-type: none"> 令和22（2040）年までには、段階的に社会減を現在の4割減に抑制すると仮定 令和7（2025）年に20～30歳代の転出が5割抑制されると仮定 令和7（2025）年に20～30歳代の両親と子2人の家族の移住が10組とし、その後も継続すると仮定

② 現行人口ビジョンの検証

上記のとおり、令和2（2020）年に策定した人口ビジョンでは、総合戦略の施策効果などを見込み、令和42（2060）年の目標人口を10,076人と設定しました。

現行人口ビジョン策定時の平成27年の国勢調査を基礎とした国立社会保障・人口問題研究所による推計値（平成30年3月公表）と比較すると大きな乖離は見られるものの、令和2年国勢調査を基礎とした国立社会保障・人口問題研究所による推計値（令和5年12月公表）は若干回復したため、人口ビジョンの目標値との乖離は若干改善しました。

図表 41 人口ビジョン（令和2年3月）の検証



出典：国勢調査（令和2（2020）年）、国立社会保障・人口問題研究所（平成30（2018）年3月、令和5（2023）年12月）

(2) 人口の将来展望

① 人口変化が地域の将来に与える影響

人口減少や人口構成の変化が、将来の地域住民の生活や地域経済、行政に与える影響を以下に示します。

(1) 産業への影響

平成 24 (2012) 年から令和 3 (2021) 年にかけて、町内の事業所数は 716 事業所から 611 事業所に、従業者数は 5,156 人から 4,823 人に減少しています。また、基幹産業の一つである農業の就業者数は平成 17 (2005) 年 (2,073 人) から令和 3 (2020) 年 (1,593 人) にかけて、480 人減少 (23.2%減) しており、65 歳以上がほぼ半分を占めている状況です。本町の基幹産業の衰退は、地元商店街をはじめとする産業の衰退につながり、地域経済規模の縮小とそれに伴う雇用の減少により、さらなる人口流出を引き起こすことが懸念されます。

(2) 住民生活への影響

本町では「自然減」、「社会減」の状況が続いています。出生数や転出入の状況が改善しない限りは、年少人口や生産年齢人口が更に減り続けることから、本町の人口減少は高齢化のみならず、少子化も人口減少に関する大きな課題であることは明らかです。これにより、地元商店街の衰退や年少人口減少による教育活動等の停滞、生産年齢人口減少に伴う地域の活力低下、医療技術者や介護職員の不足等による地域医療の質の低下などが懸念されます。

(3) 税収への影響

令和 12 (2030) 年には、老年人口が生産年齢人口を上回ると予想されています。生産年齢人口の減少に伴う税収の減少、老年人口の割合の増加に伴う社会保障関連経費の増加等による本町の財政状況の悪化が懸念されます。

(4) 公共施設の維持管理・改修等への影響

本町の財政状況の悪化により、公共インフラをはじめとする社会資本の整備・維持、サービス水準の維持が困難になることが懸念されます。

② 目指すべき将来の展望

人口減少克服と地方創生を実現していくためには、出生率の向上や健康寿命を延ばすことによる自然動態の改善と、町外転出の抑制やU I J ターンによる社会動態の改善により人口減少を抑制することが必要です。

また、住民の生活環境・交通環境の改善や、防災対策、地域活性化により地域の魅力を向上させることで、関係人口・交流人口の創出に取り組む必要があります。

◆人口減少対策の方向性

- 出生率や健康寿命の向上
- 町外転出の抑制やU I J ターンによる社会動態の改善
- 地域の魅力向上
- 関係人口・交流人口の創出

(1) 人口減少の緩和

- ①出生率の向上
- ②転出抑制、転入促進

(2) 産業・関係人口・交流人口の創出

- ①仕事と収入の確保
- ②地域資源・産業を活かした稼ぐ力の強化

(3) 住民の生活環境改善、交通環境、防災対策、地域活性化

- ①魅力あるまちづくり戦略
- ②スマート ウェルネス シティ¹³の実現に向けた戦略

¹³スマート ウェルネス シティ＝地域住民全体が日常の身体活動量の増加などに取り組み、健康で元気に幸せに暮らせる「健幸」のまち。

③ あさぎり町の将来目標人口

将来目標人口については、国立社会保障・人口問題研究所推計における令和 42（2060）年の推計人口と大きな差が生じていることを踏まえ、若干見直しを行います。第 3 期総合戦略において、自然増、社会増につながる積極的な取組は行うものの、より実態に即した目標として仮定値を見直して再推計を行った 8,867 人を将来目標人口として設定します。

（1）自然増減に関する考え方

考え方	<ul style="list-style-type: none">・結婚、出産、子育ての支援により合計特殊出生率が上昇すると仮定・スマート ウェルネス シティなどの取組により健康寿命が延びると仮定
仮定値	<ul style="list-style-type: none">・令和 27（2045）年までには、段階的に合計特殊出生率が 2.30 まで上昇すると仮定・令和 32（2050）年の 70 歳以上の生存率を 1% 上昇すると仮定

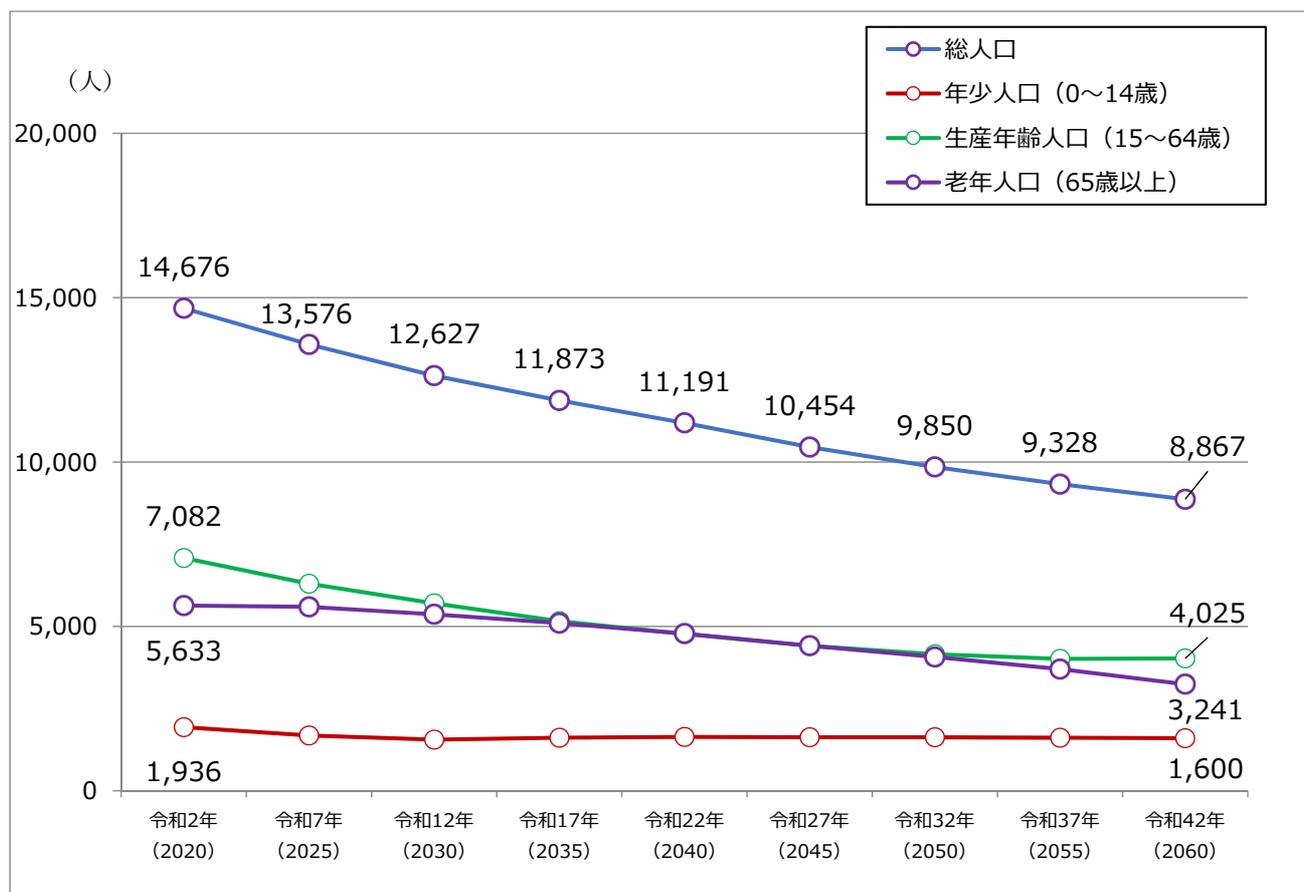
（2）社会増減に関する考え方

考え方	<ul style="list-style-type: none">・若者の働く場を創出し、20～30 歳代の転出が抑制されると仮定・移住促進により転出超過が解消されると仮定
仮定値	<ul style="list-style-type: none">・令和 17（2035）年までには、段階的に社会減を現在の 3 割減に抑制すると仮定・令和 22（2040）年までには、20～30 歳代の転出が段階的に 4 割抑制すると仮定・令和 7（2025）年に 20～30 歳代の両親と子 2 人の家族の移住を 3 組とし、その後継続。令和 12（2030）年以降は 5 組が継続すると仮定

（3）総人口・年齢 3 区分別の目標人口

目標値	<ul style="list-style-type: none">・上記（1）および（2）の仮定値に基づき、令和 42（2060）年の目標人口を 8,867 人とします。
-----	---

図表 42 あさぎり町の将来目標人口



資料：国勢調査（令和2年）、国立社会保障・人口問題研究所（令和7年以降）

年	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)	令和37年 (2055)	令和42年 (2060)
総人口	14,676	13,576	12,627	11,873	11,191	10,454	9,850	9,328	8,867
年少人口 (0~14歳)	1,936	1,683	1,556	1,616	1,640	1,630	1,630	1,613	1,600
生産年齢人口 (15~64歳)	7,082	6,298	5,703	5,157	4,769	4,412	4,151	4,014	4,025
老年人口 (65歳以上)	5,633	5,595	5,368	5,100	4,782	4,412	4,069	3,702	3,241
年少人口割合 (0~14歳)	13%	12%	12%	14%	15%	16%	17%	17%	18%
生産年齢人口割合 (15~64歳)	48%	46%	45%	43%	43%	42%	42%	43%	45%
老年人口割合 (65歳以上)	38%	41%	43%	43%	43%	42%	41%	40%	37%

※令和2（2020）年は年齢不詳を含むため、総人口と合計が合わない。

(3) あさぎり町デジタル田園都市構想総合戦略

① デジタル田園都市国家構想総合戦略の基本的な考え方

令和4（2022）年12月、国はデジタル田園都市国家構想が掲げる「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現に向けて、デジタル田園都市国家構想総合戦略を発表しました。これは、デジタル田園都市国家構想を実現するために、各府省庁の施策を充実・強化し、施策ごとに令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5か年のKPI（重要業績評価指標）とロードマップ（工程表）を位置づけたものです。

図表 43 デジタル田園都市国家構想総合戦略



出典： デジタル田園都市国家構想総合戦略

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denon/pdf/20221223_gaiyou.pdf

なお、各地方自治体は、それぞれの地域が抱える社会課題などを踏まえて、地域の個性や魅力を生かす地域ビジョンを掲げた「地方版総合戦略」の策定に努めることとされています。

② 第2期あさぎり町まち・ひと・しごと創生総合戦略の振り返り

【第2期あさぎり町まち・ひと・しごと創生総合戦略の方向性】

第2期あさぎり町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第2期総合戦略」という。）では、人口減少が進展する中で、地域経済を持続可能なものとするためには、子育てしやすい環境を整備するとともに、地域への愛着や関心を高め、若い世代の定着や流入を促進し、労働生産性を向上させていく必要があると考えました。

そこで、「人とお金と幸福感を都会からあさぎり町へ呼び込む」という考えのもと、「若者がいきいきと活躍できるまち」「地域資源を活用し稼ぐ力を高めるとともに、外部との交流を深め、経営の安定を実現する」「誰もが安全で、安心して住みたくなる幸せ感じるまち」の実現を目指す方向として決めました。具体的には、下記3つの基本目標（「人口減少を和らげる（若者が活躍するまち）」「新しい時代の流れを力にする（豊かなまち）」「全ての町民が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送れる（幸せ感じるまち）」）を定めた上で、その実現に向けた具体的な施策と事業に取り組みました。

【第2期総合戦略の総括】

第2期総合戦略の推進にあたっては、各年度において3つの基本目標の数値目標及び重要業績評価指標（KPI）の進捗状況を把握してきました。

全体として、出産・子育て、転出抑制、転入促進、ソサエティ5.0の推進、経営改善（農業・林業）、働く場の確保等に関する指標が低く、課題が残る結果となりました。原因の一つとして考えられるのが、新型コロナウイルス感染症の影響です。年度途中で実績の把握ができなかった数値目標を除くと、全体の四分の一程度の指標は新型コロナウイルス感染症の影響によって目標未達となったものと考えられます。一方、健康長寿対策等では、一定の成果をあげることが出来ました。

基本目標	施策	評価	令和4(2022)年度	
			数値目標	KPI
基本目標1 人口減少を和らげる	①結婚・出産・子育ての希望をかなえる ②家族がそろって余暇を楽しめる ③人が集い安心して暮らすことができる魅力あるまちづくり ④あさぎり町への移住・定着を推進する ⑤関係人口を創出・拡大する	総件数	4	7
		S		1
		A		
		B		
		C	1	6
基本目標2 新しい時代の流れを力にする	①ソサエティ5.0の推進 ②やりがいのある仕事と安定した収入の確保 ③地域資源・産業を活かした稼ぐ力の強化 ④専門人材の確保と育成 ⑤食と農と福で農村観光を実現し、交流人口を増やす ⑥あさぎり町への資金の流れを創出・拡大する ⑦多様な人材の活躍を推進する ⑧広域連携を推進する	総件数	2	12
		S		2
		A		1
		B		
		C		8
基本目標3 全ての町民が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送れる	①公共インフラの整備 ②スマートウェルネスシティの取り組み（健康長寿対策の推進） ③行政区の自主防災組織と福祉委員会で、高齢者と子どもたちを支えていく体制づくり ④社会的つながりの醸成	総件数	2	5
		S		2
		A		
		B	1	1
		C		2
		D	1	

③ あさぎり町デジタル田園都市構想総合戦略の基本方針

「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」（令和4年12月版）（以下「総合戦略手引き」という。）には、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）を再構築した上で、地方版総合戦略の改訂に努めるように記載されています。また、デジタルの力を活用しつつ、①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくるという4つの取組を特に進めていくことを求めています。

あさぎり町デジタル田園都市構想総合戦略（以下「第3期総合戦略」という。）では、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略、および本町の第2期総合戦略検証結果と第3次総合計画を踏まえ、その地域ビジョンと基本目標の再構築を図るものとします。

④ まちづくりのビジョン（地域ビジョン）

本町では第3次総合計画策定にあたり、各分野の関係団体等から選出された町民約40人によるワークショップを実施し、地域が目指すべき理想像として「あさぎり町の10年後のありたい姿」について議論を行いました。

町民からは、「若い人が働く環境が整っている状態」「働く場所の選択肢がある状態」「人が集まり活気がある状態」「まちの魅力が高い状態」「地域でお互い支え合っている状態」といったキーワードが寄せられ、その議論の結果を踏まえ、「人が集い 支え合う 未来へつなぐ「あさぎり町」」がまちづくりのビジョンとして定められました。

第3期総合戦略は第3次総合計画のリーディングプロジェクトであることから、その「地域ビジョン」は、第3次総合計画の「まちづくりのビジョン」との整合性を図るものとします。上記のとおり、第3次総合計画の「まちづくりのビジョン」は、仕事、産業の活性化、地域内外の交流、結婚・出産・子育て、魅力的な地域づくりといったキーワードを基に作成されています。これは、総合戦略で取り組むべき内容とされている、4つの取組と整合しています。目指すべき姿や取り組むべき内容が一致しており、町民が議論したビジョンでもあることから、第3次あさぎり町総合計画のまちづくりのビジョンである「人が集い 支え合う 未来へつなぐ「あさぎり町」」を、第3期総合戦略の地域ビジョンとして定めます。

⑤ まちづくりのビジョン（地域ビジョン）実現に向けた3つの基本目標

本町の第2期総合戦略では、国の第2期総合戦略の4つの基本目標（①稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする、②地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる）を基に、3つの基本目標（①人口減少を和らげる（若者が活躍するまち）、②新しい時代の流れを力にする（豊かなまち）、③全ての町民がいきがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送れる（幸せ感じるまち））を掲げました。

第3期総合戦略では、デジタル田園都市国家構想総合戦略に掲げる4つの取組と、本町の第2期総合戦略に掲げた3つの基本目標を勘案し、下記3つの基本目標を設定するものとします。尚、各基本目標は、①目標、②講ずべき施策に関する基本的方向、③具体的な施策の3項目で構成されるものとします。

(1) 【基本目標1】人が集うまち

第2期総合戦略の基本目標「人口減少を和らげる（若者が活躍するまち）」を基礎としつつ、自然増減・社会増減の改善に向けて、デジタル田園都市国家構想総合戦略における「①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる」に関する施策を中心に盛り込みます。

(2) 【基本目標2】支え合うまち

第2期総合戦略の基本目標「全ての住民がいきがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送れる（幸せ感じるまち）」を基礎としつつ、健康長寿や住民の生きがい向上、町の魅力向上に向けて、デジタル田園都市国家構想総合戦略における「④魅力的な地域をつくる」に関する施策を中心に盛り込みます。

(3) 【基本目標3】未来へつなぐまち

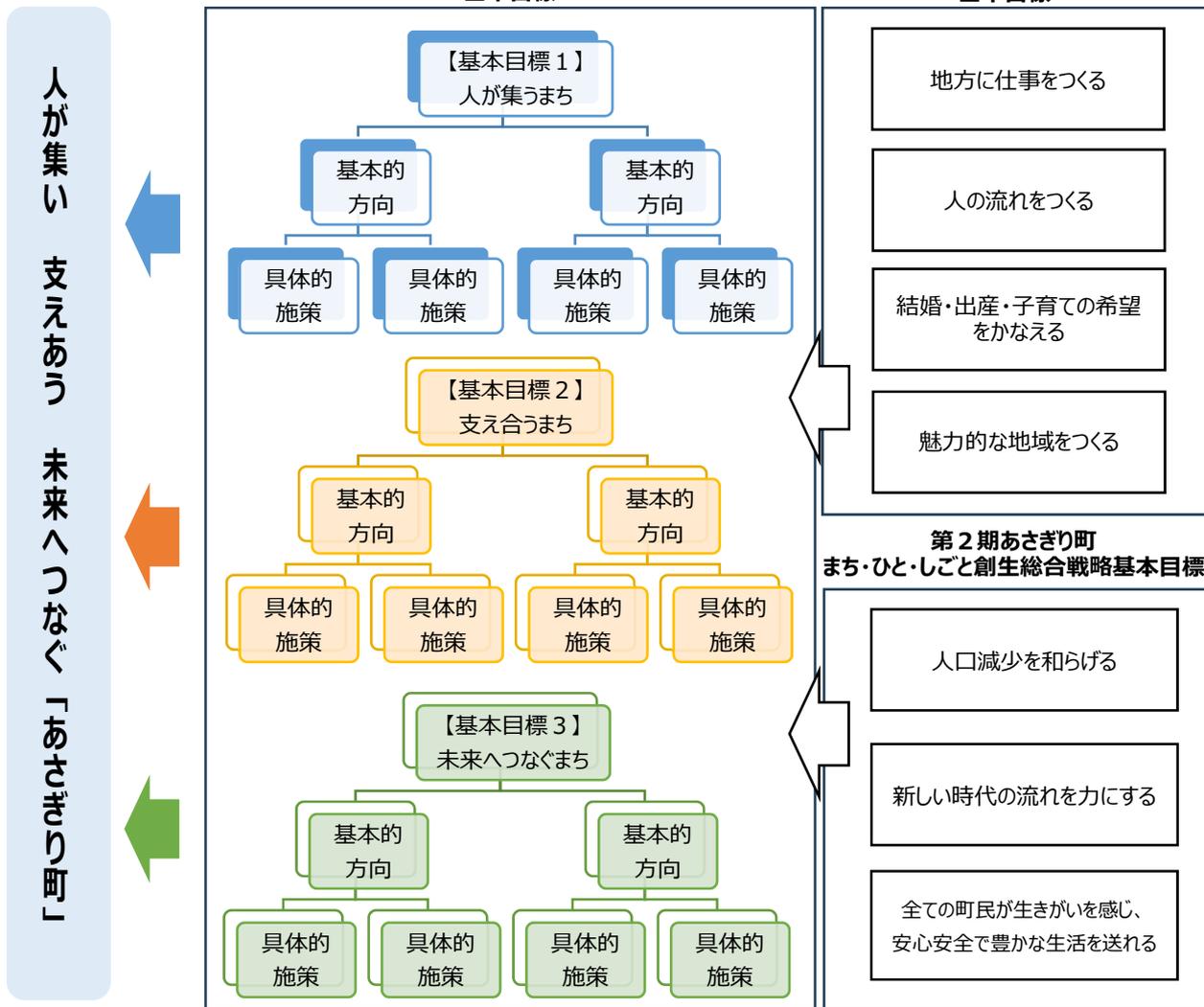
第2期総合戦略の基本目標「新しい時代の流れを力にする（豊かなまち）」を基礎としつつ、デジタル等を活用した産業活性化や地域活性化に向けて、デジタル田園都市国家構想総合戦略における「①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、④魅力的な地域をつくる」に関する施策を中心に盛り込みます。

図表 44 まちづくりのビジョン（地域ビジョン）と3つの基本目標のイメージ

まちづくりのビジョン
(地域ビジョン)

あさぎり町デジタル田園都市構想総合戦略
基本目標

デジタル田園都市国家構想総合戦略
基本目標



⑥ あさぎり町デジタル田園都市構想総合戦略の体系

基本目標1 人が集うまち	
基本的方向	<p>○本町への転入や交流人口・関係人口の創出に取り組むことで、地域の活力を維持します。</p> <p>○子育て世代が「住みたい」、「住み続けたい」と思えるまちを目指します。</p>
具体的施策	1 転出の抑制と転入の促進
	2 交流人口・関係人口の創出
	3 魅力のあるまちづくり
	4 安心して結婚・出産・育児ができる環境の整備
基本目標2 支え合うまち	
基本的方向	<p>○全ての住民が生きがいを感じながら暮らせるように、健康長寿の推進や良好な人間関係の維持、多様な人材が活躍できる環境の整備に取り組みます。</p> <p>○安心・安全に暮らせるまちに向けて、防犯・防災対策を進めます。</p>
具体的施策	1 健康長寿の推進（スマートウェルネスシティの取組）
	2 社会的つながりの醸成
	3 重層的支援体制の整備
	4 多様な人材が活躍できる環境の整備
	5 安心・安全に暮らせる環境の整備
基本目標3 未来へつなぐまち	
基本的方向	<p>○人口流出防止と地域活性化に向けて、産業活性化や本町の地域資源・産業を活かした稼ぐ力の向上、雇用の創出、人材確保を目指します。</p> <p>○持続可能な社会に向けて、脱炭素、再生エネルギー導入に取り組みます。</p>
具体的施策	1 産業の活性化
	2 地域資源・産業を活かした稼ぐ力の向上
	3 やりがいのある仕事と安定した収入の確保
	4 専門人材の確保と育成
	5 脱炭素、再生エネルギー導入の推進
	6 住民協働、広域連携の推進

～総合戦略の読み方～

基本目標○：□□□□□□□□□□□□

基本的方向

基本目標番号、基本目標名称

講ずべき施策に関する基本的方向を記載しています。

数値目標

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 2024	令和7年度 2025	令和8年度 2026	令和9年度 (2027)
基本目標において、 令和9年度（2027）末までに“どこまでやるか” （目指す状態）を数値で示しています。					

具体的施策

基本計画 基本施策	基本計画 施策（主な事業）	重要業績評価指標 (KPI)	基準値 令和4年度 (2022)	令和9年度 (2027)
基本目標に関連する具体的施策（基本計画の基本施策、施策より引用）と、 令和9年度（2027）末までに“どこまでやるか” （目指す状態）を数値で示しています。				

(4) 基本目標

基本目標1：人が集うまち

基本的方向

1 転出の抑制と転入の促進

長い間社会減が続いている本町の現状を踏まえ、求人情報や移住定住関連の情報発信等を行うほか、若い世代の希望に沿った職場づくりや創業支援に取り組むことで、転出の抑制と転入の促進を図ります。

2 交流人口・関係人口の創出

デジタルを活用して町の魅力を発信するとともに、地域外の人々との共創による地域課題の解決に取り組み、交流人口・関係人口の創出・拡大に努めます。

3 魅力のあるまちづくり

公園や交流拠点など、地域の人が集まって余暇を楽しむことができる場をつくることで、魅力のあるまちづくりを進めます。

4 安心して結婚・出産・子育てができる環境の整備

出会いの場の創出のほか、子育て環境や教育環境を整備することで、子育て世代が「住みたい」、「住み続けたい」と思えるまちを目指します。

数値目標

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
社会増減	社会減 60 人 (転入 477 人) ※1 (転出 537 人) ※1	社会減 56 人	社会減 54 人	社外減 53 人	社会減 51 人
合計特殊出生率※2 (あさぎり町)	1.58 (令和3年度)	1.80	1.90	1.95	2.00

※1 熊本県の人口と世帯数（年報）

※2 熊本県「令和3年人口動態調査」を用いて独自に算出。

具体的施策

1 転出の抑制と転入の促進

基本計画 基本施策	基本計画 施策（主な事業）	重要業績評価指標 （KPI）	基準値 令和4年度 （2022）	令和9年度 （2027）
1-5 若者の定住に向けた環境整備と移住定住	1-5（1） 若い世代の希望に沿った働く場の確保 （職業紹介所運営、企業誘致等）	創業支援事業計画に基づく支援数	0件	3件
	1-5（2） UIJ ターン者の受け入れ体制の推進 （移住定住促進、空き家バンク等）	空き家バンクへの年間登録件数	0件	2件
	1-5（3） 若者の定住化の促進 （結婚対策等）	結婚対策イベントへの参加者数	8人	35人

2 交流人口・関係人口の創出

基本計画 基本施策	基本計画 施策（主な事業）	重要業績評価指標 （KPI）	基準値 令和4年度 （2022）	令和9年度 （2027）
1-3 快適な商工業空間の創出	1-3（2） 中心市街地の活性化 （商工業店舗改装及び新增築助成、中心市街地活性化等）	中央広場で開催するイベントの参加者数	1,000人 （令和5年度推計値）	5,500人
1-4 魅力あふれる観光の振興	1-4（1） 観光振興を図る担い手の確保 （イベント支援等）	地域資源等を活用した民間主導によるイベント数	7件 （令和5年度）	10件
	1-4（2） 安全で安心な観光基盤の整備 （観光施設管理等）	おかどめ幸福駅売店への入込客数	14,000人	18,000人
	1-4（3） 情報収集とPR活動 （人吉球磨観光地域づくり推進、SNS やデジタルコンテンツを活用した情報発信等）	町のインスタグラムアカウントへのフォロー数	972 アカウント （令和5年度現状値）	1,400 アカウント
4-4 地域活力の再構築	4-4（1） 活力あるコミュニティの再構築 （未来共創イベントの開催等）	未来共創イベント等の関係人口創出数	0人	325人

3 魅力のあるまちづくり

基本計画 基本施策	基本計画 施策（主な事業）	重要業績評価指標 （KPI）	基準値 令和4年度 （2022）	令和9年度 （2027）
3-6 利用しやすく安全な公園の整備	3-6（1） 快適で安全な公園整備の推進 （公園管理整備等）	岡留公園の利用者数	4,260人	5,000人
4-2 生涯学習・スポーツの推進	4-2（3） 生涯学習・スポーツ関連施設の有効活用 （生涯学習・スポーツ関連施設 の管理等）	社会体育施設・学校施設 利用人数	177,178人	181,000人
4-3 文化芸術の振興	4-3（1） 文化芸術の振興 （須恵文化ホール自主事業、県立 劇場アウトリーチ等）	県立劇場アウトリーチ 事業	5校 （全小学校）	5校

4 安心して結婚・出産・子育てができる環境の整備

基本計画 基本施策	基本計画 施策（主な事業）	重要業績評価指標 （KPI）	基準値 令和4年度 （2022）	令和9年度 （2027）
1-5 若者の定住に向けた環境整備と 移住定住	1-5（3） 若者の定住化の促進 （結婚対策等）	結婚対策イベントへの 参加者数	8人	35人
2-4 いきいき健やか 児童福祉の推進	2-4（1） 安心して産み育てることができる 支援体制の充実 （こども家庭センター、子育て世 帯負担軽減等）	子育て・育児に関する相 談件数	115件	127件
	2-4（3） 保育サービス及び子育て支援の 充実 （ファミリーサポートセンター、 各種保育サービス等）	ファミリーサポートセ ンター登録者数	40人	45人
	2-4（4） 就学前教育・保育施設の整備 （保育園、認定こども園整備等）	保育園・認定こども園の 施設整備数	1か所	1か所 （令和6～9年度 の累計）

基本計画 基本施策	基本計画 施策（主な事業）	重要業績評価指標 (KPI)	基準値 令和4年度 (2022)	令和9年度 (2027)
4-1 学校教育の充実	4-1(1) 確かな学力の育成 (学校ICTの効果的な活用、外国青年招致、教育活動支援等)	児童生徒読書年間一人あたり読書数	小学校113冊 中学校30冊	小学校121冊 中学校38冊
	4-1(2) 特別支援教育の推進・啓発	特別支援連携協議会実務担当者会の実施(年6回)	100%	100% +各園・学校での周知
	4-1(3) 豊かな心の育成	定期的ないじめの実態調査・教育相談の実施	100%	100% +未然防止
	4-1(4) 健やかな体の育成 (学校保健衛生等)	食育弁当の日や栄養教諭の巡回指導の実施	小学校3回/年 中学校1回/年	小学校3回/年 中学校1回/年
	4-1(5) 学校・家庭・地域との連携・協働の推進 (地域学校協働活動等)	地域学校協働活動への協力者数	3,610人	現状値より 上昇
	4-1(6) 社会の変化に対応した教育の推進 (学校施設管理整備、ICT環境整備、環境教育等)	学校版環境ISOの取組	100%	100% +内容充実

基本目標2：支え合うまち

基本的方向

1 健康長寿の推進（スマートウェルネスシティの取組）

住民が安心して長く住み続けるためには、高齢になっても元気に暮らせること、安心・安全に住み続けられることが欠かせません。そこに暮らすことで健幸になれる「スマートウェルネスシティ」に取り組むことで、住民の「健康」と「幸せ」の実現に努めます。

2 社会的つながりの醸成

すべての住民が生きがいを感じて生活するために、困ったときに相談できたり、住民どうしの相互理解を深めたりする場を開設・維持など、社会的つながりの醸成を進めます。

3 重層的支援体制の整備

地域共生社会の実現に向けて、複雑・複合課題を抱えた世帯の支援体制整備を進めます。

4 多様な人材が活躍できる環境の整備

女性や高齢者、障がい者など、様々な方が自分らしく生きることができるように、多様な人材が活躍できる環境を整備します。

5 安心・安全に暮らせる環境の整備

水道施設や交通環境の整備、防犯・防災対策の充実など、地域活性化のための環境整備を進めます。

数値目標

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
「健康・いきがいがある」と回答した住民*（4点満点）	2.62	改善	改善	改善	2.70
「隣の顔がみえ、支え合うまちである」と回答した住民*（4点満点）	2.60	改善	改善	改善	2.70
「安心して住めるまちである」と回答した住民*（4点満点）	3.01	改善	改善	改善	3.05

※ 住民意識調査（あさぎり町）。そう思う4点～ややそう思う3点～ややそう思わない2点～そう思わない1点

具体的施策

1 健康長寿の推進（スマートウェルネスシティの取組）

基本計画 基本施策	基本計画 施策（主な事業）	重要業績評価指標 （KPI）	基準値 令和4年度 （2022）	令和9年度 （2027）
2-1 より豊かな人生 をめざした健康 づくりと医療の 充実	2-1（1） 生涯を通じた健康づくりの推進 とそれを支える環境づくりの推 進 （健康づくりに関する情報発信、 運動・スポーツ習慣化、健診受 診率向上、保健指導及び健康相 談等）	平均自立期間	男性 81.3 歳 女性 84.8 歳	男性 81.3 歳 女性 84.8 歳
	2-1（2） 地域医療機関との連携充実	「安心して医療が受け られる」と回答した住民 （4点満点）	2.64 点	2.64 点
2-3 元気と生きがい を生み出す高齢 者対策の充実	2-3（1） 生涯現役社会の実現と自立支援、 健康づくりの推進 （地域型サロン、いきいき百歳体 操、転倒予防教室、脳いきいき 教室、地域包括支援センター運 営等）	介護予防サポーター養 成講座修了者数 （脳いきいきサポーター含 む）	510 人	786 人
	2-3（2） 認知症支援策の充実 （認知症サポーター養成、成年後 見制度利用支援等）	認知症サポーター養成 講座受講者数	5,770 人	7,770 人
	2-3（3） 多職種協働による在宅医療と介 護の連携 （ICT 機器等を活用した連携強 化等）	熊本メディカルネット ワーク登録者数	4,168 件	5,200 件
4-2 生涯学習・スポ ーツの推進	4-2（1） 生涯学習の推進 （生涯学習プログラムの実施等）	生涯学習プログラム参 加者数	0 人	100 人

基本計画 基本施策	基本計画 施策（主な事業）	重要業績評価指標 (KPI)	基準値 令和4年度 (2022)	令和9年度 (2027)
4-2 生涯学習・スポーツの推進	4-2 (2) 生涯スポーツの推進 (ふれあいスポーツクラブの活動推進、指導者養成等)	ふれあいスポーツクラブ会員数	446人	480人

2 社会的つながりの醸成

基本計画 基本施策	基本計画 施策（主な事業）	重要業績評価指標 (KPI)	基準値 令和4年度 (2022)	令和9年度 (2027)
2-2 地域福祉の充実	2-2 (1) 地域で支え合う仕組みづくりの推進 (ご近所支え合いネットワークづくり等)	ご近所支えあいネットワークづくりに取り組んでいる地区の数	14地区	28地区
4-4 地域活力の再構築	4-4 (1) 活力あるコミュニティの再構築 (まちづくり運動支援等)	まちづくり運動支援事業活用団体数（単年度）	1団体	3団体

3 重層的支援体制の整備

基本計画 基本施策	基本計画 施策（主な事業）	重要業績評価指標 (KPI)	基準値 令和4年度 (2022)	令和9年度 (2027)
2-2 地域福祉の充実	2-2 (2) 包括的な支援体制の構築 (重層的支援体制整備事業等)	支援プランの作成件数	0件	7件

4 多様な人材が活躍できる環境の整備

基本計画 基本施策	基本計画 施策（主な事業）	重要業績評価指標 (KPI)	基準値 令和4年度 (2022)	令和9年度 (2027)
2-3 元気と生きがいを生み出す高齢者対策の充実	2-3 (1) 生涯現役社会の実現と自立支援、健康づくりの推進 (シルバーヘルパー活動支援、シルバー人材センター支援等)	健康寿命年齢	84.2歳	84.7歳
2-5 障がい者福祉の推進	2-5 (2) 住み慣れた地域で生活するための支援体制づくり (就労系障がい福祉サービス等)	障がい福祉サービス(就労系)利用者数	111件	115件

基本計画 基本施策	基本計画 施策（主な事業）	重要業績評価指標 （KPI）	基準値 令和4年度 （2022）	令和9年度 （2027）
5-2 21世紀の人権 をめざして	5-2（2） 男女共同参画社会の構築 （女性に対する相談・支援体制の 整備等）	性別による固定的役割 分担に「同感しない」と 回答した人の割合	79.9%	改善

5 安心・安全に暮らせる環境の整備

基本計画 基本施策	基本計画 施策（主な事業）	重要業績評価指標 （KPI）	基準値 令和4年度 （2022）	令和9年度 （2027）
3-2 暮らしを支える 上・下水道の整 備	3-2（1） 安心・安全な水道水の供給 （浄水場施設集約化、管路強靱化 等）	有収率	75.5%	79.9%
3-3 快適な交通体系 の整備	3-3（1） 誰もが移動しやすい交通手段の 確保 （鉄道、路線バス、デマンド交通 等の公共交通手段の確保等）	公共交通が整っていると 答えた住民（4点満 点）	2.05点	2.60点
	3-3（2） 安全で安心な道路整備の推進 （歩行者通行帯整備、道路改良、 橋梁維持管理等）	歩道設置状況	42.5km （令和3年度）	43.5km
3-4 安全な河川環境 の整備	3-4（1） 河川環境の維持 （河川浚渫、河川改修等）	土砂浚渫量	1,000 m ³ /年	1,000 m ³ /年
3-7 生活を守る防 災・防犯・交通安 全対策の充実	3-7（1） 防災対策の充実 （自主防災組織の活性化、防災関 連施設の整備等）	自主防災組織による防 災訓練実施率	42%	50%
	3-7（2） 消防団組織と消防施設の充実 （消防団員確保、消防施設整備 等）	団員の定員充足率	85%	維持
	3-7（3） 防犯対策の充実 （老朽危険空家等除却促進事業 の活用促進、防犯灯設置等）	老朽空き家件数	46件	維持

基本目標3：未来へつなぐまち

基本的方向

1 産業の活性化

人口流出防止と地域産業の活性化に向けて、生産性の向上等が期待できるスマート農業、スマート林業などを推進し、産業の活性化を図ります。

2 地域資源・産業を活かした稼ぐ力の向上

農業者が持つ知識・経験・技術や関連する技術を電子データとして整理・保存し、そのデータをAIロボットの知能として活用する研究や、農業の魅力発信、町内で生産される農産物のブランド化、地域資源を活用した新たな商品の開発、経営者・先進技術者の育成などを行う「アグリバレー構想」として推進します。

3 やりがいのある仕事と安定した収入の確保

若者が町内の仕事に魅力を感じて、やりがいのある仕事と安定した収入の確保ができるように、町内企業の改革や、若者の創業支援などを進めます。

4 専門人材の確保と育成

デジタル技術の活用による様々な地域課題の解決を進めるため、その担い手となるデジタル人材を確保・育成します。

5 脱炭素、再生エネルギー導入の推進

農業・畜産業の力をフル活用した農村地域脱炭素モデルや、あさぎり町再エネ導入戦略に関連した事業を推進します。

6 住民協働、広域連携の推進

住民との協働によるまちづくりや官民連携・広域連携を強化し、持続可能な地域社会の形成を目指します。

数値目標

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
生産年齢人口	7,082人 (令和2年国勢調査)	—	—	—	6,200人以上 (令和7年国勢調査)
町内総生産 (熊本県統計年鑑)	3,620百万円 (令和2年度/令和5年公表)	維持	維持	維持	維持 (令和6年度/令和9年公表)
「働く場が充実している」と回答した住民 [*] (4点満点)	1.92	改善	改善	改善	2.20
温室効果ガス排出量(t-CO ₂)	65,165 (令和元年度)	53,066	50,646	48,227	45,807

※ 住民意識調査(あさぎり町)。そう思う4点～ややそう思う3点～ややそう思わない2点～そう思わない1点

具体的施策

1 産業の活性化

基本計画 基本施策	基本計画 施策（主な事業）	重要業績評価指標 (KPI)	基準値 令和4年度 (2022)	令和9年度 (2027)
1-1 ゆとりと魅力あ る農業・農村を めざして	1-1 (1) 安定した農業所得の確保 (スマート農業の加速化等)	農業産出額	851 千万円 (令和3年度)	維持
1-2 豊かな森林資源 の活用	1-2 (1) 林業の振興 (トータル林業への取組等)	利用間伐面積	100.0ha	維持

2 地域資源・産業を活かした稼ぐ力の向上

基本計画 基本施策	基本計画 施策（主な事業）	重要業績評価指標 (KPI)	基準値 令和4年度 (2022)	令和9年度 (2027)
1-1 ゆとりと魅力あ る農業・農村を めざして	1-1 (1) 安定した農業所得の確保 (あさぎり産農産物の流通・販売 体制整備、地域資源を生かした 魅力の情報発信)	農業産出額	851 千万円 (令和3年度)	維持
1-2 豊かな森林資源 の活用	1-2 (1) 林業の振興 (竹林整備や林産物の異業種連 携による6次産業化への取組 等)	6次産業化事業支援数 (累計)	2件	4件
1-3 快適な商工業空 間の創出	1-3 (1) 事業承継に取り組む商工業者へ の支援、付加価値の高い特産品の 開発や販路の拡大 (推奨商品認証事業等の拡大、特 産品開発や販路拡大に取り組 む商工業者支援等)	推奨商品認証事業登録 品数	27 商品	35 商品

3 やりがいのある仕事と安定した収入の確保

基本計画 基本施策	基本計画 施策（主な事業）	重要業績評価指標 (KPI)	基準値 令和4年度 (2022)	令和9年度 (2027)
1-5 若者の定住に向けた環境整備と移住定住	1-5 (1) 若い世代の希望に沿った働く場の確保 (若い世代の希望に沿った職場づくりや情報発信、起業支援等)	創業支援事業計画に基づく支援数	0件	3件

4 専門人材の確保と育成

基本計画 基本施策	基本計画 施策（主な事業）	重要業績評価指標 (KPI)	基準値 令和4年度 (2022)	令和9年度 (2027)
5-1 サービスと利便性を向上する情報化の推進	5-1 (1) 情報化への支援 (必要なデジタル人材の確保等)	デジタル人材数	0人	維持 (14人)

5 脱炭素、再生エネルギー導入の推進

基本計画 基本施策	基本計画 施策（主な事業）	重要業績評価指標 (KPI)	基準値 令和4年度 (2022)	令和9年度 (2027)
3-1 地球にやさしい環境衛生システムの構築	3-1 (1) 温室効果ガスの排出量の削減 (町の施設における二酸化炭素排出削減、再生可能エネルギーの推進等)	再生可能エネルギー量	0kw	1,000kw

6 住民協働、広域連携の推進

基本計画 基本施策	基本計画 施策（主な事業）	重要業績評価指標 (KPI)	基準値 令和4年度 (2022)	令和9年度 (2027)
5-3 広域連携の推進	5-3 (1) 広域連携の推進 (人吉球磨定住自立圏での事業推進等)	人吉球磨定住自立圏共生ビジョン掲載事業KPI達成率（単年度）	23.7%	32.0%
5-4 未来につながる健全な行財政運営	5-4 (1) 町政運営指針の改革 (住民と行政の協働によるまちづくりの推進等)	美化パートナー事業活用団体数（累積）	10団体	13団体

3. 前期基本計画

～基本計画の読み方（基本施策）～

基本施策：○-○ □□□□□□□□



基本施策番号、基本施策名称

関連するSDGs

現状と課題

当該基本施策を取り巻く環境を整理・分析した結果を示しています。

方針

「現状と課題」に基づき行政としての施策の方向性を定めた「方針」を記載しています。「方針」ごとに「施策」（次ページ参照）を作成しています。

～基本計画の読み方（施策）～

施 策：○－○（○）□□□□□□□□□□□□□□□□

目 標

施策番号、施策名称（基本施策の「方針」ごとに作成）

基本施策で定められた「方針」に沿って、
目標年次（令和9年度（2027）末）までに
“どこまでやるか”（目指す状態）を示しています。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
	令和9年度（2027）末までに“どこまでやるか” （目指す状態）を数値で示しています。				

担当課

□□□□□□□□□□

同施策の担当課を示しています。

基本施策：1-1 ゆとりと魅力ある農業・農村をめざして



現状と課題

本町の農業は、球磨川流域に広がる水田地帯を中心とする平坦地部分とその周辺の中山間地部分に分けられ、それぞれの地域特性を活かした農業が営まれています。農業の経営形態としては、水田営農を基本として、畜産（肉用牛・酪農）、施設野菜、工芸作物等を併せた複合経営が行われています。

令和2年（2020）農林業センサス[※]によると町の総面積に占める耕地面積の割合は18%、総世帯数5,357世帯のうち総農家数は1,055戸となっています。その中で販売農家数は785戸、そのうち303戸が専業農家となっているなど、農業は町の基幹産業の一つとして重要な役割を担っています。

しかしながら、近年、世界情勢の影響による農業資材価格等の高騰、また、農産物価格の低迷や担い手の高齢化、後継者不足といった多くの課題を抱えており、農業経営は厳しさを増しています。こうした環境の変化に対応した安定的な農業経営の確立に向けた新たな取組が求められています。また、生産者の顔が見える販売取引等、市場でのセリを介さない相対取引が増加するなど農産物の流通が大きく変化するとともに、食の安全志向など消費者ニーズも多様化してきており、消費者が安心して求めることができる安全な農産物の生産と販売促進に向けた取組も必要となっています。

一方、環境問題をはじめ、農村の持つ多面的な機能についても関心が高まってきています。農地については、耕作放棄地[※]を増大させず、農地を有効に活用していくための対策が必要です。現在、中山間地域等直接支払制度[※]や多面的機能支払交付金[※]、環境保全型農業直接支払交付金[※]の取組等を行い、生態系[※]等自然環境の保全や水土保持機能[※]等、地域共同での農業生産活動が行われることにより生じる多面的な機能増進が図られるよう細かい配慮に努め、農村集落の生活環境整備についても努力しているところです。

※農林業センサス：農業施策の基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査

※耕作放棄地：以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、この数年の間に再び耕作する予定のない土地

※中山間地域等直接支払制度：中山間地域で農業をしている人たちを支援する制度

※多面的機能支払交付金：担い手への農地集積といった構造政策等を後押しするための交付金

※環境保全型農業直接支払交付金：平成27年から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）」に基づき実施

※生態系：生物の群集とそれらに関する無機的環境との体系

※水土保持機能：①洪水や濁水を緩和する機能、②土砂の流出や斜面の崩壊を防ぐ機能、③清浄な水を供給する機能

方 針

- 1 国の農業施策の変化や、消費者ニーズに対応した効率的かつ安定的な農業経営を図りつつ、安定した農業所得の確保に取り組めます。また、都市圏への販路の拡大や農村に関心を持つ人たちを呼び寄せる施策や地産地消を含めた流通・販売体制の確立を支援します。
- 2 少子高齢化が進展する中、集落における営農活動が衰退しないように、農村社会の再生に取り組めます。

施策：1-1（1）安定した農業所得の確保

目標

1 安定した農業所得が確保された状態

国の農業施策の変化や消費者ニーズに対応して、次の6つの視点から農業所得の確保を目指します。

- 土地利用型農業の推進による法人組織や集落営農生産組合の育成と農地の大区画化やスマート農業の加速化
- 園芸（工芸）作物の栽培拡大による生産性の向上と持続性のある生産組織の育成
- 畜産振興事業に伴う優良家畜導入や防疫体制の強化などによる農家負担軽減
- あさぎり町農業支援センターやあさぎり地域づくり協同組合の活用による担い手高齢化や後継者不足などの課題解決
- 有機農業やエコファーマー認証農家の拡大による安心・安全な農産物づくりと販売戦略の構築
- 北部地域の営農支援

2 農村の新しい展望と流通・販売体制が確立された状態

都市圏への販路の拡大や農村に関心を持つ人たちを呼び寄せる施策、地産地消を含めた流通・販売体制の確立を次の3つの視点に立って支援します。

- 農業関連地場産業の育成
- 関係機関との連携による「あさぎり産農産物」の流通・販売体制の整備
- 農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取組や地域資源を生かした魅力の情報発信による農村地域の再生

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
農業産出額	851 千万円 (令和3年度)	維持	維持	維持	維持
耕作放棄地解消面積 (単年度)	3.4ha	3.5ha	3.5ha	3.5ha	3.5ha

担当課

農林振興課、農業委員会

施策：1-1(2) 高齢化する農村社会の再生

目標

1 高齢化する農村社会が再生された状態

少子高齢化が進展する中、集落における営農活動が衰退しないように、次の4つの視点に立って農村社会の再生に取り組みます。

- 認定農業者及び農業生産法人の育成と経営支援体制の整備
- 集落営農生産組合の再配置や広域生産組織、農作業受託組織等の育成支援
- 女性農業者における組織活動支援
- 農業後継者及び新規就農者育成に伴う組織活動支援

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
認定農業者数 (法人組織を含む)	308人	維持	維持	維持	維持
新規就農者数	9人	維持	維持	維持	維持

担当課

農林振興課

基本施策：1－2 豊かな森林資源の活用



現状と課題

本町の森林面積は、総面積の66%を占め、その内51%が経済林であり、戦後植林され適齢伐期を迎えた森林がほとんどで、近年皆伐が増加し、水土保持面から下流域への影響が懸念されています。一方で、材価の低迷による森林所有者の森林への関心の薄れなどに起因する放置林が多く見受けられています。

地方自治体が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、令和6年度から森林環境税の開始、これに先駆け令和元年度から森林環境譲与税の交付が始まり、森林の持つ多面的機能を発揮させるための活用事例として、所有森林に無関心な所有者への働きかけといった対策などが期待されるところです。

鳥獣被害については、放置林や除間伐の遅れ等による森林内の下草や雑木等の減少により、野生動物の餌となるものが不足するなど、森林の適正な維持管理不足が原因の一つと考えられます。

そのため、計画的な森林整備を推進するとともに、近隣町村との連携など、年間を通じた効率的な駆除捕獲や被害防止策を実施する必要があります。

また、環境への意識についても全国的に高まりつつありますが、子どもたちだけでなく、あらゆる世代や立場の人が環境について、学び考える機会を得ることが求められています。

私たちは、森林の持つ多面的な機能、特性等を踏まえながら、これまで先人により守り育てられた森林の豊かな恵みを、確実に次の世代に引き継いでいく必要があります。

方針

- 1 近年の異常気象により激甚化する森林の山地災害への対応、また本来、森林の持つ公益的な機能が発揮できるよう適正な森林の整備と保全に努めるとともに、これを支える林業の健全な発展に取り組みます。
- 2 林業振興基金を活用し、林業従事者育成や林業機械の導入促進、山林の公益的機能の維持増進等により地域林業の活性化を図ります。
- 3 町内における「えづけストップ」の取組における周知徹底はもとより、近隣町村との連携や1年を通じた効率的な捕獲及び被害防止対策により鳥獣被害の減少に努めます。

施策：1-2(1) 林業の振興

目標

1 林業振興への取組が確保された状態

林業振興基金等を活用し、林業従事者育成や林業機械の導入促進、山林の公益的機能の維持増進等に努めながら、次の4つの視点から地域林業の活性化を図ります。

- 一次・二次・三次産業の統一的な視点で結びつけるトータル林業への取組
- 竹林整備や林産物の異業種連携による6次産業化への取組
- 雇用確保の場を広げるとともに林業関係者の所得確保
- 山林の公益的機能の維持増進等による地域林業の活性化

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
利用間伐面積	100.0ha	維持	維持	維持	維持
6次産業化事業支援数 (累計)	2件	4件	4件	4件	4件

担当課

農林振興課

施策：1－2（2）森林整備の促進

目標

1 森林整備が促進された状態

近年の異常気象により激甚化する森林の山地災害への対応、また本来、森林の持つ公益的な機能が発揮できるよう適正な森林の整備と保全に努めるとともに、これを支える林業の健全な発展に次の3つの視点から取り組みます。

- 「森林・林業基本計画」に基づき、森林の整備・保全や林業・木材産業等の取組の推進
- 森林組合等林業関係機関との連携を取り、皆伐後地への早期植栽及び未整備森林の除間伐の推進
- あさぎり町森林整備計画に基づく森林の有する目的に沿った施業を行い、バランスのとれた森林整備

目標値

指標	基準値	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	令和4年度(2022)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)
再造林率	100.0%	維持	維持	維持	維持

担当課

農林振興課

施 策：1－2（3）鳥獣被害対策の推進

目 標

1 鳥獣被害対策が推進された状態

町内における「えづけストップ」の取組における周知徹底はもとより、次の3つの視点から鳥獣被害の減少に努めます。

- 捕獲隊による1年を通じた捕獲や効率的な被害防止対策の取組
- 山林及び中山間地域における鳥獣害被害の抑制
- 近隣町村や関係機関との連携

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
有害鳥獣被害(額・面積)	17,726 千円 121.0 ha	17,000 千円 120.0 ha	17,000 千円 120.0 ha	17,000 千円 120.0 ha	17,000 千円 120.0 ha

担当課

農林振興課

現状と課題

新型コロナウイルス感染症の拡大による個人消費の低迷や、物価の高騰、事業主の高齢化等の影響により、商工業者が事業を継続していくことが困難な状況が続く中、商工業者の高齢化、事業後継者の不足が懸念されており、令和4年度にあさぎり町商工会が商工会会員へ行ったアンケート調査によると、代表者の年齢が60歳以上の事業所が49%、後継者が決まっていない事業所が53%と高い割合を示していることから、経営意欲の向上や後継者の確保といった事業承継の取組の強化が課題となっています。

また、町内事業所の販路を拡大するため、地域資源を活用した付加価値の高い新商品開発に取り組む事業所への支援を行っています。

一方、「あるきたくなるまちなか」の形成を目指し、中心市街地であるあさぎり駅周辺の再整備を進めており、中心市街地の活性化には、あさぎり駅周辺に滞在したくなる環境整備が重要であるため、駅周辺の広場等を活用した定期的な取組の展開が課題となっています。

方針

- 1 町内における商工業の事業の継続に向けて、関係団体等と連携し事業承継に取り組みます。また、付加価値の高い特産品の開発や、販路を拡大する商工業者への支援に取り組みます。
- 2 あさぎり駅を中心とした周辺整備に取り組み、「あるきたくなるまちなか」の創出に取り組みます。

施策：1-3 (1) 事業承継に取り組む商工業者への支援、付加価値の高い特産品の開発や販路の拡大

目標

- 1 後継者確保のため、事業承継に取り組む商工業者が増えた状態
商工会等と連携し、事業承継に取り組む商工業者を増加させます。
- 2 推奨商品認証事業への登録数が増えた状態
推奨商品認証事業への特産品登録件数を増加させます。
- 3 特産品開発や販路拡大に取り組む商工業者が増えた状態
特産品開発や販路拡大に取り組む商工業者を増加させます。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
事業承継に取り組む事業所数	0事業所 (令和5年度)	2事業所	2事業所	3事業所	3事業所
推奨商品認証事業登録品数	27商品	29商品	31商品	33商品	35商品

担当課

商工観光課

施策：1－3（2）中心市街地の活性化

目標

1. あさぎり駅周辺に賑わいが創出された状態
あさぎり駅周辺の中心市街地への入込数の増加を図ります。
2. まちなかを歩く人が増えた状態
中心市街地を歩く人の増加を図ります。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
中央広場で開催するイベントの参加者数	1,000人 (令和5年度推計値)	4,600人	4,900人	4,900人	5,500人
ポッポ一館来場者数	10,579人	12,000人	12,000人	12,000人	12,000人

担当課

商工観光課



現状と課題

観光客を呼び込むという共通の目的により、町内事業者等とノウハウの共有やネットワーク化、観光振興をけん引する人材の確保に向けた取組を行っています。

また、近年は豪雨や台風での観光施設の被災が増化傾向になる中、熊本県観光統計によると令和4年にはあさぎり町には年間に157,627人の観光客が訪れており、観光客が安全に周遊できる施設や設備の整備が必要となっています。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、国内において外出やイベント等の自粛が続いたことで、観光情報の発信について一部自粛していましたが、デジタル化の進展に伴い観光客の情報収集の主流がインターネットとなったため、それに対応すべく情報発信については、SNSの活用や費用対効果の高い媒体への掲載等を行っています。今後の課題として、フォロワー数の増加や情報内容の充実を図る必要があります。

また、広域的な観光の取組として、人吉球磨観光地域づくり協議会が主体となって「地域の稼ぐ力事業」と「地域の推進事業」の2つの事業を行っています。

方針

- 1 観光振興をけん引する人材の確保に取り組みます。
- 2 観光客が安全に観光施設を周遊できるよう、施設運営と合わせた計画的な施設の改修や修繕に取り組みます。
- 3 観光客のニーズに合った情報発信に取り組み、フォロワー数の増加や掲載内容の充実に取り組みます。

施策：1-4 (1) 観光振興を図る担い手の確保

目標

- 1 各種団体や民間事業者等が中心となって組織された団体が主催するイベント等が開催される状態
各種団体や民間事業者等で組織された団体が主体となって運営するイベントの増加を図ります。

目標値

指標	基準値 令和5年度(2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
地域資源等を活用した民間主導によるイベント数	7件	8件	8件	10件	10件

担当課

商工観光課

施策：1-4（2）安全で安心な観光基盤の整備

目標

1. 観光客が安全に安心して観光施設を周遊することができる状態
観光施設の運営と調整を図りながら、計画的に改修や修繕に取り組みます。

目標値

指標	基準値 令和5年度推計値 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
おかどめ幸福 駅売店への入 込客数	14,000人	15,000人	16,000人	17,000人	18,000人

担当課

商工観光課

施策：1-4（3）情報収集とPR活動

目標

- 1 観光客がスマートフォン等を活用し、あさぎり町の観光情報が容易に収集できる状態
SNSやデジタルコンテンツを活用した情報発信を充実させ、登録者数の増加に取り組みます。

目標値

指標	基準値	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	令和5年度現状値 (2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)
町のインスタグラム アカウントへのフォ ロワー数	972※ アカウント	1,100 アカウント	1,200 アカウント	1,300 アカウント	1,400 アカウント

※ 令和6年2月21日現在のフォロワー数

担当課

商工観光課



現状と課題

若者の地元からの流出は、あさぎり町だけではなく全国的な課題であり、その背景には、一人暮らしや都市部への憧れ、地元で希望する仕事がないという理由が主なもののようです。町のホームページに「あさぎり移住ナビ」として移住や定住を希望される方に、空き家バンクや移住定住推進奨励事業補助金等の各種支援情報の発信を行っており、商工観光課内に「無料職業紹介所」を設置し求人情報を発信しているものの、空き家バンクへの登録が少ない、若者が地元に残って働きたくするような企業や事業所といった受け皿づくりが課題となっています。

一方、結婚を希望する男女の出会いの場づくりを目的として、結婚対策事業にあさぎり町のみならず人吉球磨地域全体でも取組を行っていますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施の自粛を余儀なくされていました。令和5年度からは、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴いイベントを再開していますが、イベント等への参加が少なく、結婚対策事業のPRや参加者の確保が課題となっています。

方針

- 1 関係団体と連携し、若者が働ける受け皿づくりに取り組みます。
- 2 UIJ ターン者の受け入れ体制の推進に取り組みます。
- 3 結婚対策事業のPR強化や参加者の確保に取り組みます。

施策：1-5（1）若い世代の希望に沿った働く場の確保

目標

1. 若い世代が働きたいと思える企業や事業所がある状態

各種団体と連携し、若い世代の希望に沿った職場づくりや情報発信に取り組みます。また、町内で働く場を創出するため、起業支援に取り組みます。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
創業支援事業計画に基づく支援数	0件	3件	3件	3件	3件

担当課

商工観光課

施 策：1－5（2）U I J ターン者の受け入れ体制の推進

目 標

1. 移住や定住を希望される方への受け入れ体制が整った状態
空き家バンクへの登録件数増加に向けた取組や、支援に関する情報発信の強化に取り組みます。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
空き家バンクへの 年間登録件数	0件	2件	2件	2件	2件

担当課

商工観光課

施策：1-5(3) 若者の定住化の促進

目標

1. 結婚を希望する方への支援体制が整った状態

結婚を希望される方に対し、結婚対策事業への参加を積極的に促すとともに、事業のPR強化に取り組めます。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
結婚対策イベントへの参加者数	8人	20人	25人	30人	35人

担当課

商工観光課

基本施策：2-1 より豊かな人生を目指した健康づくりと医療の充実



現状と課題

本町においても少子高齢化や人口減少、疾病構造の変化が進んでいます。

町は、「あさぎり健康 21 計画・食育推進計画」および「あさぎり町のち支えるまちづくり推進計画」を策定し、より豊かな人生を送るための健康づくりを進めていますが、生活習慣病の増加に加えて、メンタルヘルスの不調や運動機能・認知機能の低下等、心身の不調から日常生活に支障を来す様々な課題もみられています。

生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての住民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージ（乳幼児期、青壮年期、高齢期等の人生における各段階）に応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、またそれが持続可能なものとなるよう、住民の健康づくりを推進していくことが必要です。また、生活習慣病の予防、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により、健康寿命を延伸し、あらゆる世代の健やかな暮らしを支えるために「自然と健康になれるまちづくり」を構築し、健康格差の縮小を実現することが重要となっています。

生涯を通じて自らの健康についての関心や知識を深め、望ましい生活習慣を身につけ、健康づくりへ主体的に取り組めるよう、地域の「人と人との絆」「人と人との支え合い」「周囲への信頼」などを通して、健康づくりを継続していく持続可能な社会環境づくりを推進することが必要です。

また、安心して住み慣れた地域で暮らしていくためには、必要なときに適切な医療が受けられるよう、地域医療機関との連携していくことが求められます。

方針

- 1 生涯を通じた健康づくりの推進とそれを支える環境づくりを推進します。
- 2 地域医療機関との連携充実を図ります。

施策：2-1 (1) 生涯を通じた健康づくりの推進とそれを支える環境づくりの推進

目 標

- 1 住民が健康づくりに関する正しい知識を身につけ、主体的に実践している状態
健康づくりについての正しい知識の普及・啓発に努め、主体的に健康づくりができる環境づくりを推進します。
- 2 住民が健診を受診している状態
各種健診の受診率向上に努めます。
- 3 住民が必要な時に保健指導や健康相談が受けられる状態
特定保健指導を始めとした、保健指導及び相談支援の充実を図ります。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
平均自立期間※	男性 81.3 歳 女性 84.8 歳				

※国保データベースシステムより、介護受給者台帳における「要介護2以上」を「不健康」と定義し、平均余命から不健康期間を除いたもの（日常生活動作が自立している期間の平均）。

担当課

健康推進課

施 策：2-1（2）地域医療機関との連携充実

目 標

- 1 地域医療機関との連携が図られた状態
 安心して医療が受けられるように、地域医療機関と連携を図ります。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
「安心して医療が受けられる」と回答した住民（4点満点）	2.64点	2.64点	2.64点	2.64点	2.64点
地域の医療機関	病院2か所 診療所6か所 歯科診療所 5か所	病院2か所 診療所6か所 歯科診療所 5か所	病院2か所 診療所6か所 歯科診療所 5か所	病院2か所 診療所6か所 歯科診療所 5か所	病院2か所 診療所6か所 歯科診療所 5か所

※ 住民意識調査（あさぎり町）。そう思う4点～ややそう思う3点～ややそう思わない2点～そう思わない1点

担当課

健康推進課



現状と課題

少子高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、地域におけるつながりや支えあいの基盤が弱まり、地域コミュニティの持つ「地域力」が低下しています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面を前提としていた地域活動が制限されたことで、ますますこの傾向に拍車がかかりました。

また、8050問題や介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）の問題、さらにはひきこもりや虐待、認知症問題の深刻化といった、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」「複合化」した課題については、介護保険制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度のみでは解決が困難になってきています。

支援が必要な人を地域全体で支えるため、地域福祉の担い手の育成や地域の支えあいのネットワークを強化し、地域住民が支えあい、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備が必要です。

他人事が我が事になるような環境整備や、住民の身近な圏域において、分野を超えた課題に総合的に相談に応じる体制づくり、公的な関係機関が共同して課題を解決するための包括的な体制づくりが必要です。

方針

- 1 地域で支え合う仕組みづくりを推進します。
- 2 包括的な支援体制を構築します。

施策：2-2(1) 地域で支え合う仕組みづくりの推進

目標

1 地域住民が支えあい、相互に連動しながら一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに作っていく仕組みができている状態

地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動に対する支援を行います。また、包括的な地域づくりに対する支援を行います。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
ご近所支えあいネットワークづくりに取り組んでいる地区の数	14 地区	22 地区	24 地区	26 地区	28 地区

担当課

生活福祉課、高齢福祉課、社会福祉協議会

施策：2-2（2）包括的な支援体制の構築

目標

1 地域住民の複合的かつ複雑化した支援ニーズに対応するため、各支援機関や庁内関連部署が連携しながら包括的な支援体制が構築された状態

住民の身近な圏域において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制を整備します。また、重層的支援体制整備事業等を活用し、多機関の協働による包括的な支援体制を構築します。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
支援プランの作成件数	0件	1件	3件	5件	7件

担当課

生活福祉課



現状と課題

人口推計では、高齢者人口に大きな変動はないものの、介護認定者の大半を占める後期高齢者人口は増加する見込みです。それに対して、生産年齢人口は大幅に減少することから、高齢化率の上昇や介護職等に従事する専門職の不足が想定されます。

また、近年の要介護認定者数は900人前後で推移していますが、何らかの認知症の症状がある認定者の割合は高く、新規要介護申請の原因疾患でも認知症が一番高い割合となっているとともに、高齢者独居世帯や高齢者のみ世帯も増加していることから、地域の中に支援を必要とする高齢者が多く存在することも想定されます。

このような状況の中でも、住み慣れた地域で生活を続けていくため、認知症への理解や、本人・家族等への適切な支援及び関係機関・地域と協働による「地域包括ケアシステム」の更なる充実を推進していく必要があります。

高齢者本人においては、社会参加や生きがいづくり、認知症予防を含めた介護予防の推進により健康寿命の延伸を図ることが重要であります。

高齢者を支える体制としては、介護職等の支え手が不足することにより介護を必要とする人に適切なサービスが行き届かなくなることがないように、専門職のサービスだけでなく、地域の高齢者やボランティア団体・民間事業所等も支え手となり、地域ぐるみで高齢者を支える体制づくりが必要となります。

方針

- 1 生涯現役社会の実現と自立支援、健康づくりの推進に取り組みます。
- 2 認知症支援策を充実させます。
- 3 多職種協働による在宅医療と介護の連携を図ります。
- 4 介護サービス等の持続可能な制度運営を進めます。

施策：2-3 (1) 生涯現役社会の実現と自立支援、健康づくりの推進

目標

- 1 生涯現役社会が実現された状態
高齢者本人が、健康で生きがいを持ち、自らの意思決定により自分らしい生活を送るための介護予防の場である地域型サロンや介護予防教室等の充実を図ります。
- 2 高齢者自らが地域の担い手となり、各種ボランティアで活動している状態
地域でのサロン活動や介護予防教室等の担い手となるサポーター等の養成を行います。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
健康寿命年齢 (新規介護申請者平均年齢)	84.2歳	84.4歳	84.5歳	84.6歳	84.7歳
介護予防サポーター養成講座修了者数 (脳いきいきサポーター含む)	510人	606人	666人	726人	786人

担当課

高齢福祉課

施策：2－3（2）認知症支援策の充実

目標

- 1 認知症になっても安心して暮らせる地域づくりが実現している状態
認知症の理解や地域での共生及び予防の取組推進ならびに、成年後見制度などの活用による、本人の権利擁護体制の強化を行います。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
認知症サポーター養成講座受講者数	5,770人	6,270人	6,770人	7,270人	7,770人
成年後見制度利用者数	79人	84人	89人	94人	99人

担当課

高齢福祉課

施策：2-3 (3) 多職種協働による在宅医療と介護の連携

目標

- 1 医療と介護など多職種が連携し、切れ目のないサービス等が提供されている状態。
在宅医療と介護の連携により、住み慣れた場所で過ごす体制づくりを行うため、多職種研修や地域住民への周知及びICT機器等を活用した連携強化などを行います。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
熊本メディカルネットワーク登録者数	4,168件	4,900件	5,000件	5,100件	5,200件

担当課

高齢福祉課

施策：2-3(4) 介護サービス等の持続可能な制度運営

目標

1 各種介護サービス等の提供が持続されている状態

生産年齢人口の減少による介護人材不足に対応するため、地域の実情に応じた適切なサービス提供体制の充実や費用の適正化などを行い、介護サービス等の持続可能な運営を図ります。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
要介護認定率	15.8%	15.8%	15.8%	15.7%	15.7%

担当課

高齢福祉課



現状と課題

本町における年少人口は年々減少傾向が続いており、今後も減少することが予想されています。

このように少子化が急速に進展する中、共働き家庭・核家族・ひとり親家庭は増加傾向にあり、育児不安の増大や、家族・地域の子育て機能の低下、地域社会との繋がり希薄など、子どもや家庭を取り巻く環境はますます厳しいものとなっています。

このような中で、次代を担う子どもを安心して産み、健やかに育てる環境を整えるために、家庭、地域、学校などが連携して多様化したニーズに対応しながら、地域全体で子育てを支援していく体制が求められています。

本町においても、すべての子どもたちが心身ともに生き生きと健やかに育つように、家庭や地域、学校などが安心して楽しく子育てができるまちづくりをめざして、令和2年3月に「子ども・子育て支援事業計画（（新）子育てゆめぷらん）」、「健康21計画・食育推進計画」を策定し、母子の健康づくりのための相談体制や、就学前児童の保育サービス、放課後児童対策の充実、乳幼児健診等様々な施策の実行に取り組んできました。しかし、子どもや家庭の状況は様々であり、不安や悩みを抱え込みがちな家庭などもあることから、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため、令和3年度に「子育て世代包括支援センター」を、令和4年度に「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、相談支援体制の充実を図っています。

他にも保育サービスや地域における子育て支援の充実、ひとり親家庭への支援など、子育てにおける総合的な観点から児童福祉を推進していくことが引き続き重要になっています。また、比較的近年になって行政課題としての認識が高まっているヤングケアラー^{*}についても、学校との連携を図り、対応していく必要があります。

健康面に関しては、子どもの頃からのより良い生活習慣の形成が、健康な体づくりと自立した社会生活につながります。そのため、発達段階や年齢に応じた情報提供や個別支援を行っています。しかし、生活リズムの乱れ等から肥満や朝食欠食の割合が増加傾向にあり、ライフステージに応じた生活習慣に関する情報提供を充実させる必要があります。

^{*}ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと

方針

- 1 安心して産み育てることができる支援体制を充実させます。
- 2 子どもの健やかな成長とより良い生活習慣を形成します。
- 3 保育サービス及び子育て支援を充実させます。
- 4 就学前教育・保育施設を整備します。

施策：2-4（1）安心して産み育てることができる支援体制の充実

目標

- 1 すべての人が安心して子どもを産み育てられる状態
あさぎり町で、安心して出産・子育てができ、この町で子育てしたいと思えるよう、地域の見守りや子育て支援の取組を推進します。
- 2 すべての人が相談できる体制が整えられた状態
妊娠・出産・育児に関する様々な不安を相談できる体制として「こども家庭センター」を設置し、安心して産み育てることができるよう関係機関等と連携した相談体制をつくります。
- 3 子育て世帯の負担が軽減された状態
保育料や学校給食費の無償化など、子育て世帯の経済的・物理的負担の軽減に努めます。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
この地域で子育てしたいと思う割合* (3歳児保護者)	92.2%	増加	増加	増加	増加
子育て・育児に関する相談件数 (要保護児童対策協議会 受理件数)	115件	118件	121件	124件	127件

※3歳児健診の問診項目で、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合

担当課

生活福祉課、健康推進課、教育課

施策：2-4（2）子どもの健やかな成長とより良い生活習慣の形成

目標

- 1 子どもの健やかな成長が推進された状態
乳幼児健診等で成長・発達を確認し、より良い生活習慣の形成を推進します。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
朝食を毎日とる割合 (3歳児)	96.7%	増加	増加	増加	増加
22時までに就寝する割合 (3歳児)	86.7%	増加	増加	増加	増加

担当課

健康推進課

施策：2-4（3）保育サービス及び子育て支援の充実

目標

- 1 各種保育サービスが充実した状態
多様化する保育ニーズに対応し、延長保育、休日保育、障がい児保育、一時預かり事業等の各種保育サービスの充実に努めます。
- 2 保護者が働きやすい環境が整備された状態
学童保育、病児病後児保育やファミリーサポートセンターの充実を図り、保護者が働きやすい環境を整えるとともに、児童の健全育成に向けた取組を推進します。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
3種類以上の各種保育サービスを実施する保育園・認定こども園	10施設	10施設	11施設	11施設	12施設
ファミリーサポートセンター登録者数	40人	42人	43人	44人	45人

担当課

生活福祉課

施策：2-4（4）就学前教育・保育施設の整備

目標

1 子どもたちが安心して施設を利用できる状態

安心して子育てできるまちづくりを目指し、老朽化した保育園・認定こども園の計画的な整備を行います。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
保育園・認定こども園の 施設整備数	1か所	0か所	1か所	0か所	0か所

担当課

生活福祉課



現状と課題

本町における障害者手帳所持者数は、平成30年度の1,184人から令和3年度の1,158人と26人減少しています。手帳種別で見ると、身体障害者手帳所持者数は人口減に比例するように減少し、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳は増加しています。療育手帳と精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加は、障がいへの理解が進み、手帳を取得する方が増えたことが原因の1つであると考えられます。

本町においても令和2年3月に「あさぎり町障がい者計画」を策定し、共生社会を実現していくため相談体制の整備、経済的負担の軽減や就労促進、在宅サービスの充実等、様々な施策を展開してきましたが、以前、実施したアンケート調査では、障がい者が住み慣れた地域で生活していくためには、地域の理解と経済的な負担の軽減、必要な在宅サービスが適正に利用できることに、また、仕事上での不安・不満、必要な支援については、収入が少ない・人間関係・職場の理解の項目に多くの回答がなされています。

障がい者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせる社会となるためには、相談体制の更なる拡充や雇用の場の確保が必要であるとともに、居宅介護などの在宅福祉サービスの充実に取り組むことが求められています。

また、周辺市町村等との広域的な連携を図りながら施設サービスの充実等に努めることが必要です。

加えて、障がいのある子どもや、子育てに悩む保護者に対し、適切で切れ目のない支援が必要です。

方針

- 1 障がいを理由とする差別の解消を図ります。
- 2 障がいのある人が、住み慣れた地域で生活するための支援体制づくりを進めます。
- 3 障がいのある人への、切れ目のない総合的な支援を行います。

施策：2-5 (1) 障がい者を理由とする差別の解消

目標

- 1 障がい者を理由とする差別や偏見が取り除かれ、人権が尊重されている状態
障がいのある人が生活を営む上での制約となる社会的障壁について、合理的な配慮が行われる社会を目指します。また、人格と個性を尊重し、支えあう共生社会の実現を目指します。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
広報紙等での啓発活動 件数	3件	5件	5件	5件	5件
権利擁護事業利用者数	31件	23件	25件	28件	30件

担当課

生活福祉課

施策：2-5（2）住み慣れた地域で生活するための支援体制づくり

目標

- 1 障がいのある人が地域生活を実現できる状態
協働・連携を重視した支援体制づくりを推進します。
- 2 安心・安全で、だれもが暮らしやすい状態
障がいのある人の災害時等の支援体制づくりを進めます。また、公共施設のユニバーサルデザインを推進します。
- 3 障がいのある子どもたちの支援が充実した状態
質の高い専門的な発達支援を行うサービスの充実を図ります。また、インクルーシブ教育システムの構築を目指します。
- 4 障がいのある人の自立や社会参加を実現できるよう就労支援が促進された状態
地域で自立して生活を送るための基盤として、希望に応じた就労を実現できるよう、雇用支援・就労支援体制の充実を図ります。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
障がい福祉サービス(就労系 [※])利用者数	111件	109件	111件	113件	115件
障がい児通所支援利用者数	94件	98件	100件	103件	105件

※就労系とは…就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労移行支援・就労定着支援

担当課

生活福祉課

施策：2-5（3）切れ目のない総合的な支援

目標

- 1 障がいの原因となる疾病が予防され医療サービスが促進された状態
医療費制度による給付等の適切な利用を図ります。
- 2 サービス利用や人権が保障され、相談・情報提供体制が充実した状態
ライフステージに沿った適切な支援体制の提供に努めます。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
自立支援医療受給者数	397件	410件	415件	420件	425件
巡回支援専門員整備事業利用者数	85件	87件	88件	89件	90件

担当課

生活福祉課



現状と課題

1 国民健康保険

国民健康保険は、病気やケガをしたときに安心して医療を受けられるように、互いに助け合うための制度です。

本町における国民健康保険の加入状況は、平成30年度末現在で加入者世帯が2,291世帯、被保険者数が4,071人に対し、令和4年度末現在では加入者世帯が2,068世帯、被保険者数が3,501人と被保険者の減少が進んでいます。

被保険者数は減少しているものの、一人当たり医療費は年々増加傾向にあります。この要因には、医療技術の高度化、生活習慣病の増加等があげられます。

今後もより一層、特定健診を広く進め被保険者の健康保持や生活習慣病の早期発見・早期治療につなげていくことが課題となります。加えて、将来的に生活習慣病を発症するリスクの高い方へは、特定保健指導を行い、生活習慣の改善へつなげていくことが必要となります。

2 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上と65歳以上の一定の障がいを持つ人を被保険者とし、高齢者医療を国民全体で公平に支える制度です。

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上に達し、医療費の増大が見込まれています。また、後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代の負担となっており、今後も拡大する見通しです。

今後の医療費抑制のため、個々の健康管理による生活習慣病の重症化予防や運動機能や認知機能の維持が大変重要であり、そのためにも高齢者の特性を踏まえた保健事業等が必要となります。

方針

1 安定した国民健康保険制度の運営と、特定健診を広く進め被保険者の健康保持を推進します。

2 後期高齢者の医療費抑制のため、医療保険制度の安定した運営と高齢者の特性を踏まえた保健事業等を推進します。

施策：2-6（1）国民健康保険制度の安定的な運営と健康保持の推進

目標

- 1 国民健康保険の資格が適正化された状態
制度の周知・啓発を行うことで、資格取得や喪失等の資格管理を適正に行います。
- 2 医療費や健康への関心を高め、医療費が抑制された状態
医療費通知や広報紙等で関心を高め、診療報酬明細書の点検の充実・特定健診受診率向上による早期発見・早期治療を目指します。また、特定保健指導実施率を向上させ、将来の医療費抑制につなげます。
- 3 健康保険税の収納率が維持された状態
納税意識を高め、保険税の収納率維持に努め、県内市町村の保険料水準の統一に向けて県・他市町村との連携を図ります。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
特定健診受診率	56.5%	59.0%	61.0%	63.0%	64.0%
国民健康保険税収納率	98.1%	維持	維持	維持	維持

担当課

健康推進課、税務課

施策：2-6 (2) 後期高齢者医療制度の安定的な運営と保健事業の推進

目 標

- 1 医療費や介護給付費が適正化された状態
重症化予防に重点をおいた保健事業を実施することで、住民の自発的な健康づくりをサポートし、医療費や介護給付費の適正化を図ります。
- 2 保険料収納率が維持された状態
後期高齢者医療制度の財政基盤安定のため丁寧な情報提供等を行い、保険料収納率を維持していきます。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
後期高齢者健診受診率	20.1%	24.0%	25.0%	26.0%	27.0%
後期高齢者医療保険料 収納率（執行状況調）	99.6%	維持	維持	維持	維持

担当課

健康推進課

基本施策：3-1 地球にやさしい環境衛生システムの構築



現状と課題

1 地球環境保全に向けた取組の推進

地球環境は温室効果ガス排出による地球温暖化が、世界的な課題となっています。日本は、地球温暖化対策計画で2021年4月に、2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。

また、本町では、令和4年1月に「2050年のCO2排出実質ゼロ」を目指す、「ゼロカーボンシティ」を表明し、その目標に向けた温室効果ガスの排出量の削減が必要です。

2 ごみの減量とリサイクルの推進

ごみの排出量は昭和48年のオイルショック以降昭和50年代を通じて横ばいもしくは微増で推移していましたが、昭和60年代に入って急増し、現在は社会問題となっています。ごみの減量対策については、ごみ分別に対する住民の理解と協力により、生ごみ分別や各種リサイクルの取組対策が必要です。

3 公害防止対策の推進

水質汚濁、悪臭、土壌汚染等の公害の予防と被害の拡大を防ぐため、情報提供等を基に、関係機関等と連携を図りながら、迅速に対応する必要があります。また、空き家に伴う苦情が寄せられており、対策が必要です。

方針

- 1 温室効果ガスの排出量の削減を進めます。
- 2 ごみの減量化と資源化を促進します。
- 3 公害等の原因追及による適切な指導を行います。

施策：3-1 (1) 温室効果ガスの排出量の削減

目標

1 カーボンニュートラルが実現された状態

あさぎり町の令和元年（2019年）推定二酸化炭素排出量は産業部門が10,108t-CO₂/年、業務部門が9,593t-CO₂/年、家庭部門が13,621t-CO₂/年、運輸部門が31,843t-CO₂/年、全部門合計で65,165t-CO₂/年となります。一方、推定二酸化炭素吸収量（森林吸収）は7,464 t-CO₂/年、太陽光発電などの推定二酸化炭素削減量は11,025 t-CO₂/年、合計で18,489 t-CO₂/年です。令和4年（2022年）1月24日に「2050年のCO₂排出実質ゼロ」を目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言し、二酸化炭素排出削減の推進を開始しました。具体的には豊富な自然資源や町総面積の66%を占める森林資源を活用し、基幹産業の再興と脱炭素のまちづくりのため、再エネ導入戦略策定により、二酸化炭素排出削減に努めます。

また、あさぎり町の「あさぎり町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、町の施設における二酸化炭素排出削減に取り組みます。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	65,165 (令和元年度)	53,066	50,646	48,227	45,807
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂) 公共施設	960.1 (平成30年度)	816.1	768.1	720.1	672.1
再生可能エネルギー量	0kw	1,508kw	800kw	800kw	1,000kw

担当課

町民課、企画政策課

施策：3-1(2) ごみの減量化と資源化の促進

目標

1 可燃ごみ・不燃ごみが減量化された状態

各地区での資源ゴミの分別を徹底し、可燃ごみ・不燃ごみの減量を目指します。また、生ごみを、分別回収し循環型利用することにより、可燃ごみの減量を目指します。

2 リサイクルが推進された状態

各地区でのリサイクル方法の周知を徹底し、ごみの資源化を目指します。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
可燃物の排出量 (家庭ごみ)	2,302t	2,278t	2,255t	2,232t	2,209t
不燃物の排出量 (家庭ごみ)	127t	126t	125t	124t	123t
資源物の収集量 (家庭ごみ)	443t	451t	460t	469t	478t
生ごみの収集量 (家庭ごみ)	122t	128t	134t	140t	146t

担当課

町民課

施策：3-1(3) 公害防止対策の推進

目標

- 1 公害苦情が減少している状態
町内で悪臭、騒音、振動等が発生した場合の苦情相談について、苦情処理の迅速化を行い、公害苦情が減少している状態を目指します。
- 2 空き地が適正に管理されている状態
空き地が適正に管理されていない場合の苦情相談について、原因者を特定し適切な指導を行い、空き地が適正に管理されている状態を目指します。
- 3 不法投棄、水質汚濁等に適切な指導が行われている状態
不法投棄、水質汚濁、野外焼却等の通報があった場合、関係機関と連携し、適正な指導が行われている状態を目指します。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
公害等の苦情件数	4件	4件	3件	3件	2件
土地管理指導の件数	7件	6件	6件	5件	5件
不法投棄等の指導件数	14件	13件	12件	11件	10件

担当課

町民課



現状と課題

1 水道事業

水道は、住民の健康で快適な生活を支えるライフラインとして、また、企業などの経済活動を支える社会基盤として重要な役割を担っており、「あさぎり町水道施設整備実施計画」「再編整備計画」に基づいた配水管の管路更新事業や水道施設の再編整備に着手しています。

近年、豪雨や台風の被害を受けて、水道施設の機能停止による断水など発生することがあり、災害に強い水道施設が求められています。

また、今後、人口減少による水需要減少に伴い給水収益も減少することが見込まれるため、経営環境は厳しさを増し、健全な経営を確保することが難しくなると考えられます。

2 下水道事業

下水道は、快適な生活環境や河川などの水質保全を図るうえで必要な社会基盤です。近年、マンホールポンプの定期点検にて不具合の報告が複数箇所あっており、施設の老朽化が進んでいるため、早急な更新が必要となっています。

今後、水道事業と同様に下水道使用料収益も減少することが見込まれるため、経営環境は厳しさを増し、健全な経営を確保することが難しくなると考えられます。

3 合併浄化槽事業

下水道区域外においては、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併浄化槽の個人設置型を進めているところですが、未だ町内には、単独浄化槽や汲取りが存在します。合併浄化槽への転換と適正な維持管理の推進が必要です。

方針

1 水需要の減少や災害時の課題などに対応するため、施設統廃合や管路更新を進め、安心・安全な水道水の安定供給を確保します。また、水道事業の健全な運営を目指すことに努めます。

2 下水道の接続推進や施設の適切な管理と更新を進めていきます。また、下水道事業の健全な運営を目指すことに努めます。

3 生活環境の保全、河川等の公共用水域の水質保全など快適なまちづくりに向けた取組を進めていきます。

施策：3-2（1）安心・安全な水道水の供給

目標

- 1 浄水場施設が集約化された状態
中長期的な水需要の見通しに基づく施設統廃合を行いながら、災害時の被害の低減と安定供給に努めます。
- 2 管路が強靱化された状態
給水の優先度が高い施設（指定避難所や医療機関等）へ計画的な老朽管の布設替えと併せて耐震化を行います。
- 3 投資の効率化により、財政が健全化された状態
住民サービスを安定的に継続するため、計画的な施設更新と料金改定等による事業運営の健全化を目指します。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
有収率 ^{※1}	75.5%	78.9%	79.9%	79.9%	79.9%
経常収支比率 ^{※2}	99.8%	113.7%	112.4%	104.6%	106.7%

※1 有収率：施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標。供給した配水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合。数値が高いほど効率的とされています。

※2 経常収支比率：当該年度において、使用料収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標。経常収益を経常費用で除した割合。単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。

担当課

上下水道課

施策：3-2（2）下水道の普及推進と施設の適正管理

目標

- 1 下水道施設の管理が最適化された状態
長期的な視点で下水道施設（管渠・マンホールポンプ・簡易排水施設）の老朽化の進展状況を考慮し、施設の点検・調査、修繕・更新を実施し、施設全体を対象とした管理の最適化を行うことを目指します。
- 2 下水道区域内において水洗化への推進が進んだ状態
排水設備工事への助成制度等や未接続世帯への啓発活動を通じて、下水道接続を促していきます。
- 3 投資の効率化による、財政が健全化された状態
住民サービスを安定的に継続するため、計画的な施設更新と料金改定等による事業運営の健全化を目指します。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
水洗化率 ^{※1} (下水道接続率)	86.5%	84.8%	84.8%	84.8%	84.8%
経常収支比率 ^{※2}	107.2%	115.3%	115.0%	114.8%	114.5%

※1 水洗化率：処理区域内人口うち、実際に水洗便所を設置し汚水処理している人口の割合を表した指標。

処理区域内人口に対する水洗便所設置済人口（下水道接続人口）の割合。公共用水域の水質保全や使用料収入の増加等の観点から高い数値が望ましい。

※2 経常収支比率：当該年度において、使用料収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標。経常収益を経常費用で除した割合。単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。

担当課

上下水道課

施策：3-2(3) 生活排水処理対策の推進

目標

1 生活環境・河川環境が改善された状態

下水道区域外においては、合併浄化槽の設置及び維持管理を推進し、また、下水道区域外における単独浄化槽並びに汲取りを設置している住宅や事業所等に対し、合併浄化槽への転換に向けた啓発活動を行うなど、生活環境や河川環境等の改善を図ることを目指します。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
法定検査受検率(11条 検査) ^{※1}	91.7%	91.8%	91.8%	91.8%	91.8%
汚水処理人口普及率 ^{※2}	92.9%	92.9%	92.9%	92.9%	92.9%

※1 法定検査受検率：浄化槽法第11条に基づき、年1回実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかを判断する検査です。総設置基数に対する検査実施基数の割合。数値が高いほど望ましいとされています。

※2 汚水処理人口普及率：総人口に対する下水道、簡易排水処理施設を利用できる人口に合併浄化槽を利用している人口を加えた値の割合。汚水処理施設の普及状況の指標です。

担当課

上下水道課

現状と課題

町内には鉄道、路線バス、デマンド交通などの重要な交通機関が存在し、特に運転免許を持たない若年者や高齢者の日常生活に欠かせない役割を果たしています。しかし、くま川鉄道は高校生利用者の減少と自然災害による被害で経営が厳しく、産交バスも利用者が減少しており、湯前方面区間の運行廃止の可能性がある状況となっています。さらに、人口減少と少子高齢化が進行し、公共交通において利用者減少や人材不足、車両老朽化など厳しい環境が顕在化しています。

このような課題に対処するために、公共交通の利用者減少にもかかわらず、持続可能な交通ネットワークを構築し、地域の多様なニーズに対応する必要があります。同時に、地域の公共交通を守る意識を高め、将来にわたって公共交通を確保し、利用者を増やすための取組が必要となっています。

道路整備においては、住民の利便性・安全性向上のために道路改良を進めており、平成24年4月の町内5中学校の統合、通学路の合同点検、未就学児の移動経路点検などに基づき、町内の主要通学路の整備として、歩道の設置やカラー舗装による歩行空間の確保を進めてきました。また、老朽化した橋梁や舗装の補修や自転車通行空間の整備など、通行の安全を確保する取組を併せて実施しています。

今後は、更に老朽化する道路施設の修繕や段差解消、歩行者・自転車・自動車の通行空間の分離など、道路利用者の安全確保のために状況や変化を注視しながら整備を進めていく必要があります。

方針

- 1 鉄道、路線バスの維持・確保とともに、デマンド交通などとの連携強化を図り、多様な交通サービスの組み合わせ（MaaS：モビリティ・アズ・ア・サービス）による、生活圏内の移動ニーズや地域の実情に応じたラストワンマイルまでカバーする新たな公共交通施策を検討します。
- 2 安全で安心な道路整備を推進するために、高齢者や障がい者、児童生徒が安心、安全に利用できるよう歩道整備や歩行空間の整備に取り組みます。また、急速に進行する道路インフラの老朽化に対して、橋梁や舗装の補修を進め道路利用者の安全確保を図ります。
また、快適で利便性の高い道路整備の促進のため、幅員が狭い道路の拡幅や改良を進めることで、住民の利便性の向上を図るとともに、自転車道の整備を進めることで観光ルートの拡大を図ります。

施策：3-3（1）誰もが移動しやすい交通手段の確保

目 標

1 公共交通を誰もが利用できる状態

登録者のほとんどが高齢者であるデマンド交通を高齢者以外にも周知・浸透させることにより、自家用車などの交通手段を持たない人が、可能な限り自由に移動できる公共交通の整備を行い、鉄道、路線バス、デマンド交通等身近に利用できる公共交通を組み合わせ、公共結節点から自宅までの移動などがスムーズに行える公共交通手段の確保に取り組みます。

また、高齢者等の運転免許証を返納された方へ交通手段支援策に取り組みます。

目標値

指標	基準値	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	令和4年度(2022)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)
公共交通が整っていると答えた住民 [※] (4点満点)	2.05点	2.10点	2.25点	2.40点	2.60点

※ 住民意識調査（あさぎり町）。そう思う4点～ややそう思う3点～ややそう思わない2点～そう思わない1点

担当課

企画政策課、生活福祉課、高齢福祉課

施策：3-3（2）安全で安心な道路整備の推進

目標

1 安全に道路を通行できる状態

歩道整備や路側帯の歩行者通行帯の整備を進めるとともに、道路の幅員が狭い箇所や見通しの悪い箇所の道路の拡幅や改良を進めることで、安全に道路を通行できる状態を目指します。また、自転車通行空間の整備を行い、路面表示や段差を解消することで、自転車利用者が安全に走行できる状態を目指します。

2 道路利用者が快適に利用できる状態

老朽化した舗装に対して、緊急性の高い箇所から補修を進め、段差などを解消することで道路利用者が快適に利用できる状態を目指します。

3 橋梁が適正に維持管理（長寿命化）された状態

長寿命化修繕計画に基づいた5年に1回の定期点検と、計画に記載のない無名橋の台帳整備に努め、適切な維持管理ができるよう橋梁のメンテナンスサイクルを確立します。

また、健全度の把握及び日常的な維持管理を基本に、予防的な修繕などの実施を徹底することにより、修繕・架け替えに係る事業費の大規模化を回避し、コストの縮減を図ります。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
歩道設置状況	42.5km (令和3年度)	0.2km (42.9km)	0.2km (43.1km)	0.2km (43.3km)	0.2km (43.5km)
橋梁定期点検	0%	50% (3巡目点検)	100% (3巡目点検)	10% (4巡目点検)	40% (4巡目点検)
橋梁補修	2橋/年	2橋/年	2橋/年	2橋/年	2橋/年

担当課

建設課



現状と課題

球磨川水系においては、令和2年7月豪雨により甚大な被害が発生しており、流域におけるあらゆる関係者による治水対策を進めているところです。町が管理する河川においても氾濫を可能な限り防ぎ被害を減少させる取組として、被災した護岸の補修や河川に堆積した土砂の撤去を進めているところです。

近年の集中豪雨により浸水被害が想定される地域においては、今後も被害を軽減する取組を継続していく必要があります。

方針

- 1 豪雨時の氾濫防止のため、河川の堆積土砂等の撤去を行い河川本来の機能を回復することで災害の防止を図ります。また、浸水被害が想定される地域においては、河川改修事業を進め被害の軽減を図ります。

施策：3-4（1）河川機能の維持

目標

- 1 河川機能が十分に確保されている状態
河川に堆積した土砂の撤去や、堤防高や川幅が不足する箇所の河川改修を進めることで、豪雨時の河川の氾濫の抑制と浸水被害を軽減し、河川機能が維持されている状態を目指します。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
土砂浚渫量	1,000 m ³ /年	4,500 m ³ /年	1,000 m ³ /年	1,000 m ³ /年	1,000 m ³ /年

担当課

建設課



現状と課題

あさぎり町営住宅長寿命化計画に基づいて、長寿命化や居住性の向上のための改修事業を実施しています。

現在管理している町営住宅は令和2年度末現在で耐用年数を超過した住宅が3割を占めており、今後も耐用年数を超過する住宅が増えることから、計画的なストック改修事業、用途廃止、建て替えを行う必要があります。

また、一般住宅においては昭和56年5月31日以前に建設された木造住宅が約2,400棟あり、大規模な地震による倒壊の可能性があることから、未然に防ぐため耐震化を図る必要があります。

方針

- 1 町営住宅の良好な住環境を維持するために、計画的な改修により長寿命化を図るとともに、適切な維持改善や建て替えを行い快適な居住空間の確保を図ります。また、一般住宅においては、地震に強い安心、安全なまちづくりを推進するために、耐震化促進事業を有効的に活用し、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図ります。

施策：3-5（1）快適な住環境の充実

目標

- 1 町営住宅で快適な生活ができる状態
計画的に改修等を行い、快適な生活ができる住環境の向上を目指します。
- 2 耐震化促進事業を活用し、地震に備えた状態
耐震性の乏しい住宅所有者へ情報提供を行うことで、事業実施件数を増加させ地震等に強いまちづくりを目指します。

目標値

指標	基準値 令和5年度末見込 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
町営住宅の改修率	36.4%	45.5%	54.5%	68.2%	77.3%
木造住宅耐震化率	57.8%	57.9%	58.0%	58.1%	58.2%

担当課

建設課

現状と課題

本町が管理する公園は、整備後数十年を経過しており、施設の劣化、老朽化が見られるなか、安全に利用できるように施設を管理していく必要があります。修繕等が必要な施設は年々増加すると見込まれ、管理費用の増大が懸念されます。

また、地域の特性や利用者のニーズに対応した公園整備が求められており、人々が集う魅力ある公園の再生と創造を推進していく必要があります。

方針

- 1 幅広いニーズに対応するため、公園の整備や設備の充実等について検討しつつ、安全な公園施設の維持管理に努めます。

施策：3-6（1）快適で安全な公園整備の推進

目標

1 公園を快適に利用できる状態

快適で安心・安全な公園を目指し、計画的に改修等を行い、安全性や利便性の向上を図ります。
また、地域や団体、企業などが持つそれぞれの特色を活かした協働による維持管理体制の構築を検討します。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
岡留公園の利用者数	4,260人	4,300人	4,300人	4,500人	5,000人

担当課

建設課



現状と課題

熊本地震の発生や令和2年7月豪雨、台風接近など近年は予想もつかない災害に見舞われています。あさぎり町においても日常生活ができない状況に陥る事態になるなど、改めて、日ごろからの備えや、災害に強いまちづくりの重要性が再認識されています。

災害に強い生活交通の確保や、住み慣れた地域で安心して暮らすために必要な機能整備を進め、生活基盤や地域の防災力の向上を図っていくことが求められています。

現在、住民参加型防災訓練による自主防災組織の育成、地区防災計画の策定などの取組を進めていますが、今後はより一層の推進が求められています。

地域の生命と財産を守る消防団は、火災のための出動は減少傾向にあるものの、風水害等の災害のための出動は大きく増加している中で、令和5年度現在、14分団、548名の団員で構成されていますが、団員の確保については、各部の自助努力で行っており、産業構造や生活様式の変化、被雇用者の増加、人口減少、少子高齢化、地域帰属意識等の低下により団員の確保が厳しくなっています。勤務先が町外である団員の増加等により昼間の活動団員の減少を補うため機能別消防団員の確保も必要となっています。また、式典や大会の進行補助のほか、火災予防広報活動等を女性団員が実施しています。消防団活動の中心となる災害活動の中で、災害予防や住民に対する啓発活動のほか、災害現場等でのサポート活動で、きめ細やかな活動を行える女性団員の活躍が期待されています。そのような組織体制の強化を図り、団員の福利厚生の実、老朽化していく詰所及び消防施設や装備品の整備を継続的に進めていく必要があります。

近年の犯罪の発生状況は、手口の巧妙化、広域化、低年齢化が進み、中でも高齢者をターゲットとした振り込め詐欺が増加しており、地域での防犯意識を高めていく必要があります。日常生活で、犯罪を未然に防ぐため、防犯パトロールの強化や防犯灯の設置などの対策を行っています。

また、令和4年度の町内全域を対象とした空き家の調査で、公共施設を除いた空き家等と判断された物件は674件で、空き家が増えると美観上の問題や災害対策のみならず、不法侵入や空き巣など防犯上の問題が発生するため、計画に基づいた空き家の適正管理などの対策が急がれます。

多良木警察署管内での交通人身事故は増加してきており、中でも高齢者が当事者となるケースが多くなっています。本町では、交通事故防止の観点から交通安全施設等（カーブミラーやガードレール等の設置）の整備を進めていますが、交通安全に対する啓発活動を更に進めていく必要があります。

方 針

- 1 自主防災組織を育成するとともに防災関連施設を整備し、防災対策の充実を図ります。
- 2 消防団組織体制を強化するとともに消防施設の充実を図ります。
- 3 防犯意識を高めるとともに老朽危険空き家対策を進め、防犯対策の充実を図ります。
- 4 交通安全施設を整備するとともに関係機関との連携を強化し、交通安全対策の充実を図ります。

施策：3-7（1）防災対策の充実

目標

- 1 防災リーダーが育成され、自主防災組織の活動が促進した状態
自主防災組織連絡会議等を通じて、区の防災リーダーを育成し、区の防災訓練実施に繋がります。
- 2 防災関連施設が整備された状態
地域住民が安心、安全に過ごせるように防災関連施設の整備を図ります。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
自主防災組織による防災訓練実施率	42%	50%	50%	50%	50%

担当課

総務課

施策：3-7(2) 消防団組織と消防施設の充実

目標

1 消防団組織の体制が強化された状態

各分団の管轄区域面積の違いや、人口・世帯数における団員数割合のばらつき等、地域の実情による不均衡な格差が生じているなか、今後更に過疎、少子高齢化が進む一方、複雑多様化する災害に対応するため機能別団員や女性消防団員を確保するとともに、各分団の運営体制の強化を図っていきます。また、老朽化してきている消防団詰所の整備や、防火水槽・消火栓の設置、小型動力ポンプ等装備品等の更新及び充実を図ります。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
団員の定員充足率	85%	維持	維持	維持	維持

担当課

総務課

施策：3-7(3) 防犯対策の充実

目標

- 1 老朽危険空き家の除却が進んだ状態
老朽危険空き家の除却に活用できる老朽危険空き家等除却促進事業補助金を広報紙、ホームページ、SNS（ソーシャルネットワークサービス）等を活用し促進を図ります。
- 2 住民の防犯意識が高まった状態
犯罪が起りにくい環境をつくるため、防犯パトロールの強化や区からの申請に基づき防犯上必要な場所に防犯灯を設置するなど住民の防犯意識を高めます。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
老朽空き家件数	46件	維持	維持	維持	維持
刑法犯の認知件数	17件	減少	減少	減少	減少

担当課

総務課

施策：3-7(4) 交通安全対策の充実

目標

1 交通環境が整備され、住民が安心して過ごせる状態

建物の建設や道路状況の変化など危険個所の増減が見込まれるため、通学路等の危険個所を調査点検し、適正な交通安全施設の整備を図ります。また、関係機関（学校・PTA・警察署・交通安全協会・安全運転管理者等協議会等）との連携を強化し、より安全な交通空間の整備に努めます。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
町内での交通事故発生 件数（人身事故）	9件	減少	減少	減少	減少

担当課

総務課・建設課・教育課



現状と課題

1 確かな学力の育成

学力向上には、地域や家庭の協力と総合的に取り組み、ICT教育を活用した教育・学習が必要です。また、知識・技能だけでなく、対応力や学びに向かう力も育てることが重要です。

2 特別支援教育

多様な子どもの状況や発達段階に対応する学校の役割と、年齢・分野別の相談窓口が複数にわたり支援機関が交替する状況です。

3 豊かな心の育成

社会環境の変化に伴う児童生徒の心の問題に対し、道徳教育や人権教育で思いやりの心を育むとともに、生徒指導で複雑化・多様化する課題に対処する必要があります。

4 健やかな体の育成

児童生徒の健康と安全を守るために、全国調査や統計資料を参考にした健康教育や食育指導、自然災害や感染症などの危機管理を行う必要があります。保護者や地域住民とも連携を深めることが大切です。

5 学校・家庭・地域等との連携・協働の推進

子どもの成長のためには、学校・家庭・地域・行政等が連携し、安心して安全な地域づくりや子どもを育む体制を整えることが大切です。生活習慣や学習習慣の改善・定着など、子どもが自立・成長する土台づくりも必要です。児童虐待や貧困などの問題に対し、社会全体で子どもが健やかに育つ環境づくりを進めます。

6 社会の変化に対応した教育の推進

学校施設は、児童生徒の安全性や地域防災の機能を確保するため、改修等が必要です。近年の情報通信技術に対応するための情報活用能力や地球温暖化など地球規模の課題解決に取り組む、持続可能な環境教育を身につけさせる必要があります。少子化により、学級編制や学校規模の見直しは課題となっており、男女の平等や家族・社会の一員としての役割についても学習する必要があります。

7 教員の資質の向上

社会の急激な変化で、新しい時代に求められる児童生徒の資質・能力を育むには、教員も資質・能力が求められます。様々な教育課題に対応する教員の授業改善及び意識改革も必要です。

方針

- 1 子どもたちが知識や技能を身につけて課題を解決できる力と、自ら学ぶ態度を育てる教育を進めます。
- 2 障がいの有無に関係なく、全ての児童生徒がお互いを尊重する学校・学級を作り、共生社会に向けて環境を整えることを目指します。
- 3 道徳教育で生命尊重や思いやり、人権や社会の大切さを学ぶことを目指します。
- 4 運動や食事に関する指導方法や外部人材の活用で、児童生徒の体力・運動能力と食の意識を高める食育を推進します。自然災害などの危険に対する態度や知識、命を守る教育も推進します。
- 5 学校・家庭・地域が役割と責任を分かち合い、児童生徒の成長を支援します。学校は情報を公開し、学校評価で学校経営を改善し、地域に根差した学校づくりに努めます。
- 6 老朽施設・設備の更新とICT教育環境の整備で、安心・安全・持続可能な学びを実現します。少子化に対応し、友達と楽しく学べる教育環境と学校教育の充実を地域とともに目指します。
- 7 新たな時代に対応できる教員の資質向上を図る取り組みの支援を推進します。教員の負担軽減により、児童生徒にきめ細かな指導を行い、児童生徒の学びの一層の充実を図ります。

施策：4-1（1）確かな学力の育成

目標

1 児童生徒の学力が向上した状態

あさぎり町学校ICT教育推進部会を核として、児童生徒の学力向上につながるICTの効果的な活用を推進します。英語教育を充実させるために、小中学校の英語学習の連携を深め、授業改善を図りながら英語力の向上に努めます。全国学力・学習状況調査や熊本県学力・学習状況調査等の結果分析と課題把握に基づいた指導方法の工夫改善を図る検証・改善サイクルの確立により、児童生徒の学力の確実な定着と向上に向けた取組の一層の充実を図ります。

2 児童生徒の読書の機会が向上した状態

各学校に配置した図書司書補による読書環境の整備を図るとともに、蔵書数が図書標準を達成できるよう努めます。また、司書教諭等図書担当者は図書司書補と協力しながら朝の読書や読み聞かせ、調べ学習など児童生徒を読書に親しませる活動を推進することにより、児童生徒一人当たりの読書冊数の増加に努めます。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
中学校英検受験者率	30%	35%	40%	45%	50%
熊本県学力・学習状況調査で全国平均を上回った教科数 (小3~6国・算、中1,2国・数・英)	9/14	現状値より 上昇	現状値より 上昇	現状値より 上昇	現状値より 上昇
児童生徒読書年間一人あたり読書数	小学校 113冊 中学校 30冊	小学校 115冊 中学校 32冊	小学校 117冊 中学校 34冊	小学校 119冊 中学校 36冊	小学校 121冊 中学校 38冊

担当課

教育課

施策：4-1（2）特別支援教育の推進・啓発

目標

- 1 児童生徒一人一人にきめ細かな支援の充実が図られた状態
 全ての児童生徒の教育的ニーズに応じた指導等、ユニバーサルデザインに基づく授業づくりに努め、特別支援教育支援員の適正な配置により、支援体制の充実を図ります。
- 2 特別支援教育体制が整備された状態
 あさぎり町特別支援連携協議会を母体とし、各幼稚園・保育園・こども園、小中学校、南稜高等学校及び関係機関が連携して特別支援教育を推進します。特別支援教育に関する相談体制を整備するとともに、丁寧な情報提供に努めます。人吉球磨地域特別支援連携協議会との連携を深め、巡回相談員の積極的な活用を図ります。個別の教育支援計画・指導計画の作成及び活用、総合的な校内支援体制を整備します。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
特別支援連携協議会実務担当者会の実施(年6回)	100%	100% +各園・学校での周知	100% +各園・学校での周知	100% +各園・学校での周知	100% +各園・学校での周知
個別の教育支援計画・個別の指導計画の確実な引継ぎ	100%	100% +引継ぎ後の有効活用	100% +引継ぎ後の有効活用	100% +引継ぎ後の有効活用	100% +引継ぎ後の有効活用

担当課

教育課

施策：4-1（3）豊かな心の育成

目標

- 1 人権教育が図られ豊かな心が育まれた状態
 体験活動を生かしたり、魅力的な教材を開発したりしながら「特別の教科 道徳」の時間の充実を図ります。また、授業を家庭や地域に公開し、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育を推進します。あさぎり町いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止に努めるとともに、いじめを積極的に認知して、早期発見・早期対応に努めます。新しい生活様式の中で、人権が尊重される学校づくりを推進し、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を育成することによって、自他を大切にする児童生徒を育てます。
- 2 成長段階に応じた目指すべき子ども像が実現された状態
 幼・保等、小、中が家庭と連携し、「あさぎり町幼・保等、小、中連携カリキュラム」を基に、基本的生活習慣の確立を図り、道徳性や規範意識を育てます。
- 3 不登校児童生徒の改善に向けた支援の充実が図られた状態
 不登校兆候を示す児童生徒の早期発見・早期対応、不登校児童生徒へのきめ細かで継続的な支援を組織的・計画的に行います。また、関係機関との連携を強め、様々な悩みに対応する教育相談・支援体制の充実を図るなど、積極的な生徒指導に努めます。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
全ての学級が、道徳の授業を年1回以上公開する	100%	100% +家庭・地域との連携	100% +家庭・地域との連携	100% +家庭・地域との連携	100% +家庭・地域との連携
定期的ないじめの実態調査・教育相談の実施	100%	100% +未然防止	100% +未然防止	100% +未然防止	100% +未然防止
不登校児童生徒の関係機関等との連携率(関係機関との連携数÷不登校児童生徒数)	88%	100%	100%	100%	100%

担当課

教育課

施策：4-1（4）健やかな体の育成

目標

1 児童生徒の体力・運動機能が向上した状態

発達段階に応じた適切な運動を行ったり、運動能力を高めたりするための指導方法の工夫改善を図り、児童生徒の体力・運動能力の向上に努めます。児童生徒が安全な環境のもと適切な指導を受けながら、スポーツ活動を継続できるよう、スポーツ環境の充実を図ります。

2 児童生徒の健康保持増進が図られた状態

児童生徒へ健康に関する保健指導を行うとともに、定期健康診断を実施し疾病の防止や早期発見及び感染の防止に努めます。また、保健の学習を中心に基本的な生活習慣の定着に努めます。心身に様々な影響を与え健康を損なう原因に関する理解を深めるとともに、思考力・判断力の育成や自他の生命を尊重しようとする態度や実践力の育成に努めます。また、関係各課と連携し健康づくりを推進します。

3 食育の推進が図られた状態

学校給食を「生きた教材」として活用し、望ましい食習慣を形成するため、食に関する知識や選択する力を習得し、自然の恩恵や食に関わる人々への感謝の念や理解を深め、自ら学び健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進します。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
児童生徒の体力・運動能力調査で全国平均を上回る項目割合	小学校 63% 中学校 21% (2021)	小学校 80% 中学校 40%	小学校 80% 中学校 40%	小学校 80% 中学校 40%	小学校 80% 中学校 40%
朝食を毎日食べる児童生徒	小学校 83.5% 中学校 89.7%	現状値より 上昇	現状値より 上昇	現状値より 上昇	現状値より 上昇
食育弁当の日や栄養教諭の巡回指導の実施	小学校 3回/年 中学校 1回/年	小学校 3回/年 中学校 1回/年	小学校 3回/年 中学校 1回/年	小学校 3回/年 中学校 1回/年	小学校 3回/年 中学校 1回/年

担当課

教育課

施策：4-1（5）学校・家庭・地域等との連携・協働の推進

目 標

1 学校・家庭・地域等との連携・協働が図られた状態

学校・保護者・地域・教育委員会が一体となってより良い学校を作り上げていくことを目指し、保護者や地域住民の意見を学校運営に直接反映させ、「地域とともにある学校づくり」に努めます。学校は情報公開するとともに、学校評価を学校経営の改善に生かし、学校・家庭・地域・行政の連携・協働した教育活動を充実させ、地域に根差した特色ある学校づくりに努めます。地域学校協働活動推進事業を活用し、学校と保護者・地域がそれぞれの適切な役割分担を果たしつつ、相互に連携して創意工夫のある教育活動を進めます。関係団体・機関と連携して、保護者の悩みや不安を軽減し、家庭の教育力が高められるよう、保護者に対する家庭教育や子育てに関する学習機会の充実・支援を進めます。関係機関・団体と連携し、地域社会全体で児童生徒の健全育成に努めます。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
地域学校協働活動への協力者数	3,610人	現状値より 上昇	現状値より 上昇	現状値より 上昇	現状値より 上昇

担当課

教育課

施策：4-1（6）社会の変化に対応した教育の推進

目標

1 学校施設が充実し有効に活用されている状態

学校施設の維持管理と整備について、施設や設備全体の老朽化に対する安全性の確保と、教育・学習環境改善のための機能更新を計画的に進めます。学校規模に起因する様々な教育課題を解決し、児童の教育環境の充実を図るため、本町の実態に即した学校規模の適正化を進めます。

2 GIGAスクール構想の推進が図られた状態

AIや教育ビッグデータ等の先端技術を活用した個別最適化された学びや、ICTを活用した協働的な学びを通じて授業の変容を実現することで、多様な子どもを誰一人取り残すことなく、児童生徒の力を最大限に引き出していきます。そのためにも、情報機器類等の更新・導入などを計画的に行い、効果的に活用していきます。

3 学校における環境教育の充実が図られた状態

身近な地域の中での様々な体験活動や外部指導者の活用により、環境への関心を高め、自然に対する豊かな感受性や生命を尊重する精神、環境保全行動の実践力等を育成する環境教育を推進します。また、「あさぎり町ゼロカーボンシティ2050」の実現に向けた意識の高揚を図ります。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
学校版環境ISOの取組	100%	100% +内容充実	100% +内容充実	100% +内容充実	100% +内容充実

担当課

教育課

施策：4-1（7）教員の資質向上

目標

1 教員の資質が向上した状態

新たな時代のニーズや課題に対応できる教員の資質向上を図るため、各学校の課題に応じた校内研修を支援するとともに、あさぎり町教職員等研修会を開催します。また、各学校では服務規律の確保、不祥事根絶対策の継続と充実のための研修に取り組みます。

2 教員の職場環境が改善した状態

校務の見直し等、教員の負担を軽減することにより、教員が児童生徒と向き合う時間を確保し、一人一人にきめ細かな指導を行い、児童生徒の学びの一層の充実を図ります。ハラスメントなどがなく、一人一人が意欲を持って教育活動に当たれるよう、教員協働の職場環境づくりを進めるとともに、教員のメンタルヘルスの維持・増進を図ります。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
校内研修等で授業を公開した職員の割合	100%	100% +授業力向上	100% +授業力向上	100% +授業力向上	100% +授業力向上
職員のストレスチェックの回答率	95%	100% +メンタルヘルスの維持	100% +メンタルヘルスの維持	100% +メンタルヘルスの維持	100% +メンタルヘルスの維持

担当課

教育課



現状と課題

1 生涯学習の推進

人々は物の豊かさだけでなく、心の豊かさも求めるようになり、自身の個性や生き方を尊重する方向へと変わってきています。また、情報通信技術革新に伴う、個人情報や安全管理や大量の情報を取捨選択し活用できる個人スキルの取得など、これまでにない学びの機会の提供が必要となっています。

2 生涯スポーツの推進

住民相互の交流を深める施策として、スポーツフェスティバル、各支部町民体育祭、各支部球技大会、あさぎり町健幸駅伝大会等を開催しています。しかしながら、スポーツ行事等への参加者は減少傾向にあります。全ての住民が気軽にスポーツに親しむことができる機会の創出、また、幼児期から老年期に至るまで、住民がスポーツを楽しめる施策を展開していくことが望まれています。

3 生涯学習・スポーツ関連施設の有効活用

町内の生涯学習・生涯スポーツ施設等は、住民だけでなく町外の人にも多く利用されています。しかし、老朽化が進んでいる施設もあるため、施設の状況に応じた改修・整備を計画的に進めていく必要があります。施設の改修・整備にあたっては、バリアフリー化や利用者ニーズ等を把握し、改修計画に盛り込んでいく必要があります。また、災害避難所としての機能も考慮していく必要があります。

方針

1 生涯にわたって自らを高め、豊かな人生を送れるよう、主体的に学ぶことができる生涯学習の機会の充実に努めます。また、より良い地域社会を形成し郷土の発展を支えられるよう、学習成果の活用に向けた取組の充実に努めます。

2 スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であり、人と人、地域と地域などの交流を向上させる有効な手段といえます。「いつでも、どこでも、だれでも、そしていつまでも」を合言葉として、全ての住民が気軽にスポーツに親しむことができる機会の創出、また、幼児期から老年期に至るまで、住民がスポーツを楽しめる施策を展開します。

3 生涯学習施設の安全性を確保し、安心して末永く利用していけるよう長寿命化対策に取り組みます。スポーツ活動の拠点となる体育館をはじめとする各スポーツ施設については、スポーツ活動はもちろんのこと、イベント会場や災害時の避難所などとしての機能充実に取り組みます。

施策：4-2（1）生涯学習の推進

目標

1 住民が生涯学習の機会に恵まれ意欲的に参加する状態

公民館（公民分館）を地域住民のコミュニティ活動や地域の伝統・文化の保護・伝承活動等の拠点として位置づけ、その整備や人材育成に努めるとともに、住民の多様なニーズの把握に努め、県や近隣市町村及び関係機関と連携を図りながら、学習プログラムを実施します。また、生涯学習の成果を発表する場や機会の支援に努めるとともに、その成果等を学校教育や地域の活性化に還元できる体制づくりを推進します。

2 社会教育団体が活発に活動している状態

婦人会、青年団、PTA、文化協会、子ども会、体育協会等の社会教育団体の活動の活性化に向け、指導助言に努めるとともに、町内で自主活動をしている社会教育団体の、活動しやすい環境づくりや活性化を支援します。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
生涯学習プログラム参加者数	0人	50人	50人	75人	100人

担当課

教育課

施策：4-2（2）生涯スポーツの推進

目標

- 1 身近にスポーツに触れ合うことができ、スポーツ活動を通して地域間や世代間の交流が図られている状態

総合型地域スポーツクラブ「ふれあいスポーツクラブあさぎり」の活動を更に推進し、スポーツの振興と世代間の交流を図るとともに、あさぎり町スポーツ推進委員及びジュニアスポーツ指導者の養成に努め、幼児期からのスポーツ機会の充実や体力向上に向け、幼児・児童生徒を対象としたスポーツクラブの支援を強化します。また、健康推進課など関係課と連携し、「あさぎり健康21計画」に沿ったスポーツによる健康づくりを推進します。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
ふれあいスポーツクラブ会員数	446人	450人	460人	470人	480人

担当課

教育課

施策：4-2（3）生涯学習・スポーツ関連施設の有効活用

目標

1 生涯学習関連施設が有効に活用されている状態

生涯学習活動の拠点となる「生涯学習センター」、「須恵文化ホール」、「せきれい館」等、生涯学習関連施設において住民のニーズに応じた管理運営に努め、施設の有効活用を図ります。また、生涯学習センター図書館及びせきれい館図書館においては、多様化する利用者のニーズに応えられるよう、幅広く資料を収集・提供するとともに、広報あさぎり等による情報提供に努め、子どもから高齢者まであらゆる層の住民の図書館利用の促進を図り、学習活動を支援します。

2 スポーツ施設が有効に活用されている状態

安全性の確保や利用ニーズに即した維持管理を計画的に進めるとともに、広域的なスポーツ行事の開催を通して、町外からの交流人口の拡大を図るなどの施設の有効活用を努めます。また、災害時の避難所となっている施設においては、災害時の機能充実と強化に取り組みます。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
生涯学習センター・須恵文化ホール・せきれい館利用者数	42,443人 (コロナワクチン接種含む)	50,000人	50,000人	50,000人	50,000人
図書館蔵書数	19,224冊	20,000冊	20,000冊	20,000冊	20,000冊
社会体育施設・学校施設利用人数	177,178人	178,206人	180,000人	180,500人	181,000人

担当課

教育課

現状と課題

1 文化芸術環境の創造

文化芸術活動に取り組む町民や団体の人材の高齢化が進んでおり、新たな会員の確保や担い手の育成が必要です。今後、地域や世代の特色に応じた文化芸術の発展が図られるよう、文化芸術振興の方向性を探り、新たな文化を創造していくために、町民・行政・関係機関が連携を強化し文化芸術振興を支えていくことが求められています。

2 文化財の保存・活用

現在、本町には国指定3件、県指定11件、町指定131件の指定文化財と、9件の選択文化財・環境保全地区や登録文化財があり、これらの貴重な文化財等をいかに保護し、活用していくかが大きな課題となっています。

また、未指定の文化財も現存しており、今後の保存・活用計画の検討も課題となっています。

3 伝統芸能の保存・継承

伝統芸能については、太鼓踊りや猿踊り、神楽などの22の伝統芸能保持団体がありますが、近年では、高齢化や少子化により、地域に受け継がれてきた伝統芸能の継承が危ぶまれています。

方針

1 誰もが優れた文化芸術に気軽に触れることができる機会の充実を通じて、町民の生きがいを推進します。また、多様な文化芸術活動を推進するため、鑑賞機会や文化芸術活動の成果を発表する機会の充実に努めます。

2 かけがえのない財産である文化財を次世代へと継承するため、普及活用事業などを通して、町民の文化財に対する意識や関心を高め、町民との連携・協働による文化財の保存・活用を図ります。文化財への町民の理解を深めることで、ふるさと「あさぎり」への愛着や誇りの醸成を図ります。

3 伝統芸能を次世代へ継承し広げていくには、伝統芸能保持団体が意欲的に活動、後継者育成を行うための環境が重要です。伝統芸能を学ぶことは、郷土を理解し誇りをもつことにつながります。そのような視点で、町内の伝統芸能や伝承文化の保存と継承に努めます。

施策：4-3（1）文化芸術の振興

目標

1 文化芸術が振興された状態

小中学校では「いきいき芸術体験教室」や「県立劇場アウトリーチ事業」を利用した文化芸術鑑賞を行うなど、優れた舞台芸術等に直接触れる機会や場の充実に努めます。

文化活動への振興と普及を図るため、文化協会等の活動支援に努めるとともに、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む文化芸術活動を支援するため、日頃の学習成果の発表、更なるスキルアップ機会の提供に努めます。また、文化芸術とふれあい、理解と関心を高めるための自主文化事業に取り組み、文化活動を担う人材の育成や、多くの住民が参加しやすい環境づくりに努めます。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
県立劇場アウトリーチ事業	5校 (全小学校)	5校	5校	5校	5校
須恵文化ホール自主事業来場者数	430人 (平成30年度)	600人	630人	660人	690人
あさぎり町文化協会加入団体数	44団体	維持	維持	維持	維持

担当課

教育課

施策：4-3（2）文化財の保存・活用

目標

1 文化財が町民に親しまれ大切に保存されている状態

あさぎり町が保有する文化財の整備、個人所有の文化財の所有者への助言等を行い文化財の保護に努めるとともに、未指定文化財も含めた地域の文化財の、総合的・一体的な保存・活用の推進を目指し、その内容の把握として、指定・未指定の文化財及び埋蔵文化財の調査研究を行います。また、出前講座や郷土学習の推進、文化財収蔵庫の活用、文化財講座をはじめとする普及活用事業を通して、町内の文化財の広い周知を目指します。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
町指定文化財の件数	131件	131件	131件	131件	131件

担当課

教育課

施策：4-3 (3) 伝統芸能の保存・継承

目標

1 伝統芸能が後継者に継承されている状態

伝統芸能保持団体等が意欲的に活動・後継者育成を行うために、必要な指導・助言・支援を行います。また、伝統芸能の後世への継承につなげる記録の作成に努めます。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
伝統芸能保持団体数	22 団体	維持	維持	維持	維持

担当課

教育課

現状と課題

地域づくりの現状では、53の行政区で地域の特色を活かした活動が行われ、住民自治と自立した地域づくりを促進するために多くの地域コミュニティ活動が展開されています。しかし、世帯構造の変化に伴う地域コミュニティへのニーズが多様かつ複雑化しており、持続可能な地域づくりを支える担い手も不足している現状となっています。地域の個性や特徴を活かし、魅力を高めるためにも、住民一人一人が地域の将来像と課題を共有することが必要となっています。

方針

- 1 行政区や地域の団体、まちづくり審議会などを中心とした地域づくりの取り組みを支援し、協働による地域づくりを推進します。また、地域外の人々が地域住民との協働で、その関わりの度合いを深め、地域の個性と特色を活かした先進的な地域づくり事業を支援します。

施策：4-4（1）活力あるコミュニティの再構築

目標

- 1 活力あるコミュニティが再構築された状態
地域住民同士の交流を促進するとともに、地域外の人々との共創による地域課題の解決に取り組み、地域コミュニティの活性化と若者の定住を促進します。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
まちづくり運動支援事業活用団体数（単年度）	1 団体	3 団体	3 団体	3 団体	3 団体
未来共創イベント*等の関係人口創出数	0 人	62 人	200 人	325 人	325 人

※ 未来共創イベント：地域課題を解決するため、地域外からの関係人口の創出に向けた取組

担当課

企画政策課

現状と課題

近年、地域における諸課題の解決策としてのデジタル技術が急速に進歩しているにもかかわらず、それら技術（デジタル機器やサービス）を有効活用できる人材が全国的にも少なく、特にデジタル技術の活用には慣れない方への配慮や担当者の知識不足により、行政を含む多くの手続においてデジタル実装が困難な状況があります。この現状を打開するために、マイナンバーカードの利用をはじめとするデジタル化の必要性について住民に理解いただくとともに、デジタル格差の是正に向けた取組を推進する必要があります。また、町民等から通信基盤におけるサービスの選択肢が少ないことに対して要望があり、サービス品質の向上を求められていることから、民間活力の活用も含めデジタル技術の活用浸透に資する通信基盤の整備・充実を図ることにより、地域課題の解決や行政業務の効率化に資する取組を推進する必要があります。

方針

- 1 「あさぎり町DX推進計画」に基づき、デジタル技術の利活用等による「地域社会の課題解決」・「住民サービスの向上」・「行政事務の効率化」に取り組めます。特にデジタル格差の是正、デジタル人材の育成支援に取り組めます。また、デジタル技術の活用浸透に資する情報通信基盤の整備・充実を図ります。マイナンバーカードのより一層の取得推進に取り組むとともに、利便性を実感いただけるようなサービスの実装を図ります。

施策：5-1（1）情報化への支援

目標

1 誰一人取り残されずデジタル化の恩恵を享受できる状態

次の4つの視点から国全体で進めているDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進・実施できる環境を整備するとともに、誰一人取り残されない状態を目指します。

- デジタル格差の是正
- 必要なデジタル人材の確保
- 充実した情報通信基盤の整備
- 誰もがデジタル技術の利便性を享受できる環境の整備

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
スマホ教室申込人数 (申込人数/年度別)	40人	40人	40人	40人	40人
デジタル人材数	0人	14人	維持	維持	維持
民設民営によるインターネット接続サービス提供事業者数	0事業者	1事業者	1事業者	2事業者	2事業者
マイナンバーカードを使用したデジタル申請サービス数 (業務数)	27業務	27業務	27業務	30業務	35業務

担当課

企画政策課、総務課

基本施策：5-2 21世紀の人権をめざして



現状と課題

これまで、関係機関や関係団体とも連携し、部落差別（同和問題）をはじめ、女性・子ども・高齢者・障がいのある人、外国人等をめぐる人権問題の解決にむけ、様々な取組を進めてきました。近年では、パソコンやスマートフォンなどの普及に伴い、インターネット上の人権侵害やLGBTQ+※などの性的マイノリティ※等への課題が新たに浮上してきています。また、新型コロナウイルス感染症を理由にした差別や偏見が取りざたされるなど、人権問題は多様化しています。社会環境の変化に伴い多様化する人権問題に対し、正確な知識をもって正しく理解し、多様性を認め合うことが必要です。

「ジェンダー※平等の実現と女性・女児のエンパワーメント※」は、SDGsの重要なテーマであり、また、日本では「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」で21世紀の最重要課題と位置付けています。ジェンダーを問い直し、一人一人の人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を創るための取組が行われています。

豊かで住み続けたいと思えるような地域づくりには、男女がお互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮することが多様性に富んだ持続可能な社会の実現につながります。

国における「男女共同参画社会基本法」に基づき、あさぎり町でも令和4年に「第3次あさぎり町男女共同参画推進基本計画」の策定、令和5年3月に「あさぎり町男女共同参画推進条例（令和5年3月8日条例第3号）」の制定など、様々な取組が進められてきています。しかしながら男女の固定的な役割分担意識も未だに残っており、また政策・方針決定過程における女性の参画拡大など、継続的な取組が求められています。

また、豪雨災害の経験を踏まえ、男女共同参画の視点を反映した防災力の向上や、コロナ禍に伴う生活スタイルや働き方の変化・経済的困窮などへの対応も必要であり、誰一人取り残されないためにも課題解決に取り組んで参ります。

※LGBTQ+：レズビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシュアル（Bisexual）の3つの性的指向と、トランスジェンダー（Transgender）のジェンダー・アイデンティティ（性自認・性同一性）、クエスチョニング（Questioning）またはクィア（Queer）（性のあり方がわからない）、+（LGBTQのいずれにも該当しない）の各単語の頭文字を組み合わせた頭字語

※マイノリティ：社会的少数者

※ジェンダー：性別に関する社会的規範と性差を指す概念

※エンパワーメント：能力開花、権限付与

方針

- 1 人権尊重の意識や行動が定着するよう、様々な人権問題について、あらゆる機会を捉えて人権教育と人権啓発を推進します。
- 2 男女共同参画社会基本法の理念に基づき、男女が性別に関わりなく、お互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を発揮することができる社会を目指し、総合的な施策を展開します。

施策：5-2（1）人権教育・啓発の推進

目標

1 身近な人権課題が解決された状態

「熊本県人権教育・啓発基本計画」に重要課題と位置付けられている次の13項目及びその他の人権課題について、様々な機会を活用して啓発するとともに、関係各課とも連携しながら身近な人権課題の解決に努めます。

①女性の権利 ②子どもの権利 ③高齢者の権利 ④障がい者の権利 ⑤部落差別（同和問題）
⑥外国人の権利 ⑦水俣病をめぐる権利 ⑧ハンセン病回復者及びその家族の権利 ⑨感染症・
難病等をめぐる権利 ⑩犯罪被害者等の権利 ⑪拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害 ⑫
災害と権利 ⑬インターネットによる人権侵害、その他（ハラスメント、性的指向・性自認に関する
権利、アイヌの人々の権利、ホームレスの権利、刑を終えて出所した人等の権利、新たな人権課
題等）

2 人権尊重の意識が高い状態

人権擁護委員等、関係機関と連携しながら人権尊重の意識を高める効果的な取組に努めます。

3 地域に人権啓発リーダーがいる状態

人吉球磨人権教育研究協議会が行う研究大会をはじめ、人権に関する学習機会を積極的に活用し、地域の人権啓発リーダーの育成に努めます。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
人吉球磨人権教育研究 大会への参加者数	要請数 100%	要請数 100%	要請数 100%	要請数 100%	要請数 100%

担当課

教育課

施策：5-2（2）男女共同参画社会の構築

目標

1 男女共同参画社会が構築されている状態

固定的役割分担意識や無意識の思い込みをなくし、男女が自立し、共に生きることができる社会を築くために、家庭・学校・職場・行政などあらゆる場面での継続的な啓発活動をはじめ、一人一人が豊かな人生を送るために、健康や福祉の社会基盤を整備し、お互いを支えあう心豊かな地域社会をつくりまします。

また、女性が政策や方針決定過程に、あらゆる分野で男性と対等な立場で能力を発揮できるように各種審議会への登用の取組を進めます。

女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、相談・支援体制の整備を強化します。さらに、防災に関する男女共同参画の視点を踏まえ、避難所運営や被災者支援を行います。

指標	基準値 令和2年度(2020)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
性別による固定的役割分担に「同感しない」と回答した人の割合	79.9%	改善	改善	85.0%	改善
審議会等への女性の登用率	10.9%	改善	改善	30.0%	改善

担当課

企画政策課



現状と課題

本格的な人口減少時代が到来し、少子高齢化社会の急速な進行、産業や経済のグローバル化など、これまで経験したことのない大きな転換期を迎えています。本町においても、継続的な地域の活性化を図るためには、町単独での事業展開と併せ、人吉球磨地域や熊本県南地域の市町村と連携し、それぞれが有する機能や地域資源を有効活用することがこれまで以上に必要となっています。

方針

- 1 多様で広域的な行政課題に対して的確に対応するため、必要な行政事務に関して、近隣市町村と密接に連携・協力し、広域的な連携による効率的で質の高い住民サービスの提供を図ります。

施策：5-3 (1) 広域連携の推進

目標

- 1 広域連携や多様な主体との連携により、効率的で質の高い住民サービスを提供できている状態
広域連携や多様な主体との連携を推進することで、事業の効率化や交通体系などの改善を図ります。具体的には、一部事務組合や広域連合などの活用や、地方自治体間の事務委託や機関の共同設置などを推進していきます。さらに、新たな広域連携の可能性の検討を継続しながら、産官学金労言等との多様な主体との連携についても積極的に取り組みます。

目標値

指標	基準値	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	令和4年度(2022)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)
人吉球磨定住自立圏共生ビジョン掲載事業KPI達成率(単年度)	23.7%	26.0%	28.0%	30.0%	32.0%

担当課

企画政策課



現状と課題

人口減少と少子高齢化の急速な進展、とりわけ生産年齢人口の減少が同時に進むことにより、税収の減少と社会保障費の増大をもたらすことが懸念され、今後、本町が持続可能な行財政運営を進めるにあたって避けることができない大きな課題となっています。

この点については、総務省が設置した「自治体戦略 2040 構想研究会」における報告において、団塊の世代及び団塊ジュニア世代が高齢者となる 2040 年頃を見据えた自治体戦略の必要と発生しうる様々な課題がまとめられています。その中では、国全体の労働力不足等により、職員数と地方税収が減少する中で、社会保障費と公共施設・インフラの更新等にかかる経費の増大への対応等が想定されており、持続可能な行政体制を構築し、住民サービスを継続的かつ安定的に提供していくためには、人工知能（A I）やロボティクス等の新たな技術の活用や、新たな公共私協力関係の構築などにより、限られた経営資源で困難さを増す課題を突破できるような仕組みを構築する必要があるとされています。

このように社会環境が大きく変化している中で、将来にわたって安定した行政サービスが提供できる体制や仕組みを構築していくためには、日々変化する社会経済環境に適切かつ柔軟に対応し、継続的に行財政改革を推進していく必要があります。

第4次行財政改革プランにおける取組の更なる深化と発展を図るため、限られた経営資源を住民ニーズや社会経済環境に合わせて最適配分し、価値ある行政サービスを提供するための仕組みを構築するとともに、自律的かつ継続的な行政経営と地域経営を推進し、行財政改革に取り組んでいく必要があります。

方針

- 1 町政運営指針の改革 『住民との協働によるまちづくりへの取組』

住民への積極的な情報提供や町政への参画機会の拡充に努め、住民との協働によるまちづくりをめざします。また、デジタル技術を活用した誰もが便利で快適に暮らせる地域社会の実現を図り、住民の満足度の向上を目指します。
- 2 人の改革 『人材育成と能力発揮等に向けた取組』

新たな行政課題に職員一人一人が柔軟に対応できるように、研修を通じた職員個々の能力向上や、住民の立場に立った意識の高揚など、職員の意識改革を積極的に進めます。

また、働き方改革に取り組み、働きやすい職場環境を整備することで仕事の能率の向上を図ります。
- 3 組織の改革 『効率的な組織体制確立への取組』

限られた資源（人、モノ、資源）を最大限に活用し、急速に変化する社会経済情勢と住民のニーズに的確に対応するため、効率的な組織体制の確立に努めます。そのため、長期的視点に立った職員の定員管理等の見直しに取り組みます。
- 4 財政構造の改革 『持続可能な財政運営への取組』

持続可能な財政運営を図るため、町税や使用料などの徴収強化に努めるとともに、税外収入の確保、有利な特定財源の活用等により歳入の確保に努めます。また、施策の選択と集中により、歳入額に見合う歳出額となるよう予算規模の適正化を図ります。将来予測される一般財源の減少や急速な社会経済情勢の変化に対応するため、安定した財政基盤の構築に努めます。
- 5 事務事業の改革 『効率的な行財政運営への取組』

行政と住民・民間との役割分担を明確にするとともに、デジタル化の推進や民間活力の活用などによる行政サービスのコスト削減等に取り組みます。また、事務事業の必要性や行政関与の妥当性等の判断を的確に行うため、事業・政策評価システムを継続するとともに、事業・政策評価に基づいた施策の重点化等を図ります。

また、公共施設個別施設計画に基づく施設の長寿命化や集約化等を推進し、より効率的な施設運営に努めます。

施策：5-4（1）町政運営指針の改革

目標

1 住民との協働が推進されている状態

行政情報を各種ソーシャルメディア等で積極的な情報発信・情報公開に取り組み、住民の皆様をはじめ各種団体やボランティア等とのパートナーシップにより、住民と行政の協働によるまちづくりを引き続き進めていきます。

2 行政サービスの改善により住民満足度が向上した状態

住民ニーズを踏まえた更なる利便性の高いサービスの提供を目指し、マイナンバーカードを含むデジタル技術を活用するなどして行政手続に係る負担軽減を図ります。また、デジタル化の実装においては、「あさぎり町DX推進計画」に沿って行政サービスの質の向上に取り組みます。

住民重視の行政経営を基本として、将来にわたって住民サービスを維持向上させるために、資源配分の最適化や内部努力の徹底などによる財政基盤の強化に取り組むとともに、住民の納得、信頼を得る効率的かつスピード感をもった執行体制の確立や組織としての知識・技術の継承、職員一人一人の能力の向上に取り組みます。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
町の情報発信に対する満足度 ^{※1}	85.9%	88.0%	90.0%	90.0%	90.0%
美化パートナー事業活用団体数(累積)	10団体	10団体	11団体	12団体	13団体
行政サービスに対する満足度 ^{※2}	未調査	50.0%	55.0%	60.0	65.0%

※1 住民意識調査(あさぎり町)。「満足している」、「普通」と答えた割合

※2 住民意識調査(あさぎり町)。「満足している」、「普通」と答えた割合

担当課

企画政策課

施策：5-4（2）人の改革

目標

- 1 庁内研修による職員の意識改革や能力向上が図られた状態
住民ニーズの高度化、多様化等に対応した質の高いサービスを提供するため、職員の意識改革に取り組みながら、政策立案能力や課題解決等の向上を図ります。
- 2 働き方改革の推進による職場環境向上が図られた状態
ワーク・ライフ・バランスの確保に努め、働きやすい職場環境を整備するとともに、職員の多様で柔軟な働き方を進めていくため、テレワーク制度の更なる活用を実施し、働き方改革を推進します。また、毎週水曜日、一斉定時退庁（ノー残業デー）を図ります。

目標値

指標	基準値 令和5年度(2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
庁内職員研修参加率	82%	100%	100%	100%	100%

担当課

総務課

施策：5-4(3) 組織の改革

目標

1 職員の定員管理が最適化された状態

年齢バランスに配慮した計画的な職員採用による定員管理に努め、行政需要、事務量に適応した職員配置に取り組みます。

また、計画期間中は段階的な定年延長に伴う退職者数の変動や、定年前再任用職員及び暫定再任用職員の任用などを考慮して、適宜職員定員管理の見直しを行い、各年度の採用者数を決定し、職員定員管理の最適化を図ります。

2 課題に合わせた柔軟な組織編成が構築された状態

地方分権やこれからの地域の持続的発展にふさわしい自己決定、自己責任の観点に立ち、住民の声を適正・迅速に反映できる組織機構を目指します。

目標値

指標	基準値 令和5年度(2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
職員定員	182人	維持	維持	維持	維持

担当課

総務課

施策：5－4（4）財政構造の改革

目 標

1 選択と集中により予算編成が見直された状態

（1） 財政健全性の維持

- 適正な課税と未収金対策の強化により、高い収納率を維持し、安定した財源の確保に努めます。
- 総合計画を核としたトータル・システムに基づき、施策の選択と集中を行いながら、歳入額に見合う歳出額となるよう予算規模の適正化を図り、健全な財政運営に努めます。

（2） 社会情勢の変化に対応できる財政基盤の構築

- 特定目的基金の計画的な積立て、繰入れを行い、住民生活に必要な財源を縮小させることなく事業を実施します。
- 財政調整基金は、適正な水準を確保したうえで、新たな財政需要を見据えた特定目的基金への積み替えを計画的に実施します。
- 毎年度の剰余金は、原則、基金へ積み立てます。

（3） 財政負担の世代間の公平確保

- 投資的経費は、緊急性や投資効果を精査し、優先順位の明確化により財政負担の平準化を図ります。
- 国、県の補助事業を優先し、地方債は財源的に有利なものを中心に活用します。
- 借入額は元金償還額を超えないよう財政規律を定め、後年度に過度な負担を残さないようにします。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
町税徴収率 (現年度分)	99.6%	維持	維持	維持	維持
経常収支比率	85.8%	類似団体 平均以下	類似団体 平均以下	類似団体 平均以下	類似団体 平均以下
町債残高	12,297百万円 (令和5年度)	—	—	—	各年度の借入 額を償還額以 下に抑制
財政調整基金残高 (標準財政規模に対する 割合)	72.2%	—	—	—	36.0%以下

担当課

財政課、税務課

施策：5-4（5）事務事業の改革

目標

- 1 事務事業の改革により、効率的かつ効果的な行政運営が図られた状態
効率的かつ効果的な行政運営を目指して、次の6つの取組を行います。
 - 「第3次あさぎり町総合計画」を核とした予算、事務事業評価、人事評価、各分野別計画（個別計画）などの連携（トータル・システムの構築）による効率的かつ効果的な行政運営の推進
 - デジタル化の推進による業務効率化や公民連携の推進等による事務事業の見直しと一般事務経費等の見直し
 - 外部委託の検討・再検証
 - 補助金・負担金、扶助費等の見直し
 - 投資的経費の見直し
 - 新たな行政評価制度の検討
- 2 公共施設マネジメント施策が着実に推進された状態
 - (1) 町有財産の効率的かつ効果的な活用
 - 公共施設のマネジメントにより、施設の集約化や複合化、廃止も含めて検討し、公共施設の全体量の縮減を目指します。
 - 民間の資金やノウハウを活用した手法の導入を推進し、財政負担の軽減と柔軟な発想によるまちづくりを目指します。
 - 公共施設解体後の跡地については、利活用方針を定めます。
 - (2) 計画的な公共施設マネジメント
 - 計画的な公共施設の更新等を行うためには、財政負担の軽減や平準化が重要です。そのために必要な財源の確保を図ります。
 - (3) 公共施設の適切な維持管理
 - 公共施設の適切な維持管理により、公共施設の機能や利便性の向上に努め、住民が安心、安全に利用できる状態を目指します。

目標値

指標	基準値 令和4年度(2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
これからもあさぎり町に住み続けたいと答えた住民 ^{※1} （4点満点）	3.26点	3.40点	3.50点	3.60点	3.60点
AI-OCR、RPAを活用した業務数	0業務	6業務	9業務	12業務	15業務
公共施設（建物）の総延べ床面積	127,595 m ²	118,119 m ²	117,631 m ²	116,637 m ²	— ^{※2}
改修により機能や利便性が向上した施設数	—	1施設	2施設	1施設	— ^{※2}

※1 住民意識調査（あさぎり町）。そう思う4点～ややそう思う3点～ややそう思わない2点～そう思わない1点

※2 あさぎり町公共施設個別施設計画の計画期間が令和8年度までのため、令和9年度の目標値は「—」としています。次期公共施設個別施設計画策定後に目標値を設定します。

担当課

企画政策課、財政課